

改定料金(案)一覧(改定対象外を除く)

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1	総務部	総務課	諸証明手数料	手数料	石巻市手数料条例	・合併証明書 ・保管場所使用承諾証明書 ・予防接種証明書 ・その他 1通につき	300	300	1.00	現状維持
2	総務部	管財課	庁舎駐車場使用料	使用料	石巻市庁舎駐車場の使用料に関する条例	石巻市庁舎駐車場 駐車時間60分未満無料 駐車時間60分以上30分までごとに150円	300	300	1.00	現状維持
3	総務部	市民税課	税務証明手数料	手数料	石巻市手数料条例	課税に関する証明 1種につき	300	300	1.00	現状維持
4	総務部	市民税課	税務証明手数料	手数料	石巻市手数料条例	課税に関する証明(市民税課税証明書・コンビニ交付) 1種につき	300	200	0.67	減額(非来庁型サービス促進)
5	総務部	市民税課	税務証明手数料	手数料	石巻市手数料条例	固定資産に関する証明及び地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の3の規定に基づく証明 1枚につき	300	300	1.00	現状維持
6	総務部	市民税課	税務証明手数料	手数料	石巻市手数料条例	固定資産に関する租税その他の効果に関する証明 1枚につき	300	300	1.00	現状維持
7	総務部	市民税課	税務証明手数料	手数料	石巻市手数料条例	納税証明書の交付 1種につき	300	300	1.00	現状維持
8	総務部	市民税課	税務証明手数料	手数料	石巻市手数料条例	公葬等の閲覧及び公図の照合・閲覧並びに地方税法第382条の2の規定に基づく閲覧 1納税義務者その他政令で定めるものにつき300円(ただし地方税法第416条第3項又は同法第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては手数料を徴しない)、公図にあっては1枚300円	300	300	1.00	現状維持
9	総務部	市民税課	税務証明手数料	手数料	石巻市手数料条例	租税特別措置法(昭和32年政令第43号)第41条各豪又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査 1件につき	1,300	1,300	1.00	現状維持
10	総務部	市民税課	税務証明手数料	手数料	石巻市手数料条例	その他書証明 1件につき	300	300	1.00	現状維持
11	総務部	資産税課	税証明手数料	手数料	石巻市手数料条例	固定資産に関する証明及び地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の3の規定に基づく証明 1枚につき300円	300	300	1.00	現状維持
12	総務部	資産税課	税証明手数料	手数料	石巻市手数料条例	固定資産に関する租税その他の公課に関する証明 1枚につき300円	300	300	1.00	現状維持
13	総務部	資産税課	税証明手数料	手数料	石巻市手数料条例	公簿等の閲覧及び公図の照合・閲覧並びに地方税法第382条の2の規定に基づく閲覧 1納税者その他の政令で定めるものにつき300円(ただし、地方税法第416条第3項又は同法第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては手数料を徴しない。)、公図にあっては1枚300円	300	300	1.00	現状維持
14	危機管理部	震災伝承課	石巻市震災遺構門脇小学校入館料	使用料	石巻市震災遺構門脇小学校条例	入館料 大人(個人)/人	600	700	1.17	計算料金
15	危機管理部	震災伝承課	石巻市震災遺構門脇小学校入館料	使用料	石巻市震災遺構門脇小学校条例	入館料 大人(団体)/人	500	600	1.20	計算料金
16	危機管理部	震災伝承課	石巻市震災遺構門脇小学校入館料	使用料	石巻市震災遺構門脇小学校条例	入館料 大人(年間パスポート)人	1,500	1,750	1.17	計算料金
17	危機管理部	震災伝承課	石巻市震災遺構門脇小学校入館料	使用料	石巻市震災遺構門脇小学校条例	入館料 高校生(個人)/人	300	350	1.17	計算料金
18	危機管理部	震災伝承課	石巻市震災遺構門脇小学校入館料	使用料	石巻市震災遺構門脇小学校条例	入館料 高校生(団体)/人	200	250	1.25	計算料金
19	危機管理部	震災伝承課	石巻市震災遺構門脇小学校入館料	使用料	石巻市震災遺構門脇小学校条例	入館料 高校生人(年間パスポート)人	750	900	1.20	計算料金
20	危機管理部	震災伝承課	石巻市震災遺構門脇小学校入館料	使用料	石巻市震災遺構門脇小学校条例	入館料 小中学生(個人)/人	200	250	1.25	計算料金
21	危機管理部	震災伝承課	石巻市震災遺構門脇小学校入館料	使用料	石巻市震災遺構門脇小学校条例	入館料 小中学生(団体)/人	100	150	1.50	計算料金
22	危機管理部	震災伝承課	石巻市震災遺構門脇小学校入館料	使用料	石巻市震災遺構門脇小学校条例	入館料 小中学生(年間パスポート)人	500	600	1.20	計算料金
23	危機管理部	震災伝承課	石巻市震災遺構門脇小学校多目的学習室利用料	使用料	石巻市震災遺構門脇小学校条例	多目的学習室 1時間につき	700	700	1.00	現状維持
24	危機管理部	震災伝承課	石巻市震災遺構門脇小学校多目的学習室利用料	使用料	石巻市震災遺構門脇小学校条例	冷暖房料 1時間につき	100	130	1.30	計算料金
25	牡鹿総合支所企画部	地域振興課 地域振興課	網地島開発総合センター使用料	使用料	石巻市網地島開発総合センター条例	集会室 1時間につき	600	600	1.00	現状維持

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
26	社農総合支所 企画部	地域振興課 地域振興課	網地島開発総合センター使用料	使用料	石巻市網地島開発総合センター条例	研修室 1時間につき	450	450	1.00	現状維持
27	社農総合支所 企画部	地域振興課 地域振興課	網地島開発総合センター使用料	使用料	石巻市網地島開発総合センター条例	老人の部屋 1時間につき	450	450	1.00	現状維持
28	社農総合支所 企画部	地域振興課 地域振興課	網地島開発総合センター使用料	使用料	石巻市網地島開発総合センター条例	調理室 1時間につき	450	450	1.00	現状維持
29	社農総合支所 企画部	地域振興課 地域振興課	網地島開発総合センター使用料	使用料	石巻市網地島開発総合センター条例	会議室 1時間につき	450	450	1.00	現状維持
30	市民生活部	地域協働課	向陽地区コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	大広間全室 1時間につき	1,500	1,500	1.00	現状維持
31	市民生活部	地域協働課	向陽地区コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	大広間A・B 1時間につき	750	750	1.00	現状維持
32	市民生活部	地域協働課	向陽地区コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	和室全室 1時間につき	1,200	1,200	1.00	現状維持
33	市民生活部	地域協働課	向陽地区コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	和室A・B 1時間につき	600	600	1.00	現状維持
34	市民生活部	地域協働課	向陽地区コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	多目的室 1時間につき	700	700	1.00	現状維持
35	市民生活部	地域協働課	向陽地区コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	教養娯楽室 1時間につき	380	380	1.00	現状維持
36	市民生活部	地域協働課	向陽地区コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	調理実習室 1時間につき	900	900	1.00	現状維持
37	市民生活部	地域協働課	向陽地区コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	冷暖房料(大広間全室以外) 1時間につき	200	250	1.25	計算料金
38	市民生活部	地域協働課	向陽地区コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	冷暖房料(大広間全室) 1時間につき	300	340	1.13	計算料金
39	市民生活部	地域協働課	向陽地区コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	その他の設備器具 1件1,050円以内で市長が定める額	1,050	1,050	1.00	現状維持
40	市民生活部	地域協働課	認可地縁団体台帳の閲覧手数料	手数料	石巻市手数料条例	認可地縁団体台帳の閲覧手数料	200	200	1.00	現状維持
41	市民生活部	地域協働課	認可地縁団体告示事項に関する証明手数料	手数料	石巻市手数料条例	認可地縁団体告示事項に関する証明手数料	300	300	1.00	現状維持
42	市民生活部	地域協働課	認可地縁団体の印鑑登録証明手数料	手数料	石巻市手数料条例	認可地縁団体の印鑑登録証明手数料	300	300	1.00	現状維持
43	河北総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	大川コミュニティセンター 施設使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	体育館 1時間につき	1,000	1,500	1.50	上限改定
44	河北総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	大川コミュニティセンター 施設使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	ミーティングルーム1 1時間につき	400	400	1.00	現状維持
45	河北総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	大川コミュニティセンター 施設使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	ミーティングルーム2 1時間につき	400	400	1.00	現状維持
46	河北総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	大川コミュニティセンター 施設使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	調理室 1時間につき	400	400	1.00	現状維持
47	河北総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	大川コミュニティセンター 施設使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	冷暖房料→冷暖房料(体育館以外) 1時間につき	200	230	1.15	計算料金
48	河北総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	大川コミュニティセンター 施設使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	冷暖房料(体育館) 1時間につき	200	300	1.50	上限改定
49	河南総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	和洲地区コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	レクリエーションホール 1時間につき	600	600	1.00	現状維持
50	河南総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	和洲地区コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	小会議室 1時間につき	600	600	1.00	現状維持
51	河南総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	和洲地区コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	研修室 1時間につき	600	600	1.00	現状維持

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R.9.4月)	改定率	改定区分
52	河南総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	和洲地区コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	作法室 1時間につき	600	600	1.00	現状維持
53	河南総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	和洲地区コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	鶴・亀の間 1時間につき	600	600	1.00	現状維持
54	河南総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	和洲地区コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	暖房料 使用料の20%に相当する額	使用料の 20%に相当 する額	使用料の 20%に相当 する額	—	現状維持
55	河南総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	本町コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	和室 1時間につき	600	600	1.00	現状維持
56	河南総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	本町コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	暖房料 使用料の20%に相当する額	使用料の 20%に相当 する額	使用料の 20%に相当 する額	—	現状維持
57	河南総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	しらすぎ台コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	ホール 1時間につき	600	900	1.50	上限改定
58	河南総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	しらすぎ台コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	和室 1時間につき	600	650	1.08	計算料金
59	河南総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	しらすぎ台コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	暖房料 使用料の20%に相当する額	使用料の 20%に相当 する額	使用料の 20%に相当 する額	—	現状維持
60	河南総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	青木多目的研修センター使用料	使用料	石巻市多目的研修センター条例	全館 1時間につき	600	700	1.17	計算料金
61	河南総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	青木多目的研修センター使用料	使用料	石巻市多目的研修センター条例	暖房料 使用料の20%に相当する額	使用料の 20%に相当 する額	使用料の 20%に相当 する額	—	現状維持
62	河南総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	曾波神多目的研修センター使用料	使用料	石巻市多目的研修センター条例	全館 1時間につき	600	700	1.17	計算料金
63	河南総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	曾波神多目的研修センター使用料	使用料	石巻市多目的研修センター条例	暖房料 使用料の20%に相当する額	使用料の 20%に相当 する額	使用料の 20%に相当 する額	—	現状維持
64	北上総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	相川地区コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	多目的ホール 1時間につき	1,010	1,030	1.02	計算料金
65	北上総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	相川地区コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	会議室1 1時間につき	400	400	1.00	現状維持
66	北上総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	相川地区コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	会議室2 1時間につき	400	400	1.00	現状維持
67	北上総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	相川地区コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	調理室 1時間につき	400	400	1.00	現状維持
68	北上総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	相川地区コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	冷暖房料 1室1時間につき	200	230	1.15	計算料金
69	牡鹿総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	泊地区コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	集会室 1時間につき	1,650	1,650	1.00	現状維持
70	牡鹿総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	泊地区コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	体育館 無料	無料	無料	—	現状維持
71	牡鹿総合支所 市民生活部	地域振興課 地域協働課	泊地区コミュニティセンター使用料	使用料	石巻市コミュニティセンター条例	暖房料(集会室) 1回につき	200	230	1.15	計算料金
72	市民生活部	スポーツ振興課	山下屋内運動場使用料	使用料	石巻市営運動場条例	昼間:9時～17時(一般・学生) 1時間につき	600	600	1.00	現状維持
73	市民生活部	スポーツ振興課	山下屋内運動場使用料	使用料	石巻市営運動場条例	昼間:9時～17時(高校生) 1時間につき	450	450	1.00	現状維持
74	市民生活部	スポーツ振興課	山下屋内運動場使用料	使用料	石巻市営運動場条例	昼間:9時～17時(中学生以下) 1時間につき	300	300	1.00	現状維持
75	市民生活部	スポーツ振興課	山下屋内運動場使用料	使用料	石巻市営運動場条例	夜間:17時～21時(一般・学生) 1時間につき	800	800	1.00	現状維持
76	市民生活部	スポーツ振興課	山下屋内運動場使用料	使用料	石巻市営運動場条例	夜間:17時～21時(高校生) 1時間につき	650	650	1.00	現状維持
77	市民生活部	スポーツ振興課	山下屋内運動場使用料	使用料	石巻市営運動場条例	夜間:17時～21時(中学生以下) 1時間につき	500	500	1.00	現状維持

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
78	市民生活部	スポーツ振興課	山下屋内運動場使用料	使用料	石巻市営運動場条例	昼間：9時～17時(照明設備電気使用料) 1時間につき	200	230	1.15	計算料金
79	市民生活部	スポーツ振興課	石巻野球場使用料	使用料	石巻市営運動場条例	グラウンド(一般・学生) 入場料等を徴収しないもの 1時間につき	1,000	1,000	1.00	現状維持
80	市民生活部	スポーツ振興課	石巻野球場使用料	使用料	石巻市営運動場条例	グラウンド(高校生) 入場料等を徴収しないもの 1時間につき	500	500	1.00	現状維持
81	市民生活部	スポーツ振興課	石巻野球場使用料	使用料	石巻市営運動場条例	グラウンド(中学生以下) 入場料等を徴収しないもの 1時間につき	210	210	1.00	現状維持
82	市民生活部	スポーツ振興課	石巻野球場使用料	使用料	石巻市営運動場条例	入場料等を徴収するもの 1日につき 最高入場料又はこれに相当する料金の50人分の額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額	—	—	—	現状維持
83	市民生活部	スポーツ振興課	石巻野球場使用料	使用料	石巻市営運動場条例	放送設備一式 1日につき	1,560	1,560	1.00	現状維持
84	市民生活部	スポーツ振興課	石巻野球場使用料	使用料	石巻市営運動場条例	スコアボード 1日につき	2,140	2,140	1.00	現状維持
85	市民生活部	スポーツ振興課	湊地区コミュニティ広場使用料	使用料	石巻市湊地区コミュニティ広場条例	フットボール場(一般) 1時間につき	2,000	2,000	1.00	現状維持
86	市民生活部	スポーツ振興課	湊地区コミュニティ広場使用料	使用料	石巻市湊地区コミュニティ広場条例	フットボール場(大学生) 1時間につき	1,500	1,500	1.00	現状維持
87	市民生活部	スポーツ振興課	湊地区コミュニティ広場使用料	使用料	石巻市湊地区コミュニティ広場条例	フットボール場(高校生) 1時間につき	1,000	1,000	1.00	現状維持
88	市民生活部	スポーツ振興課	湊地区コミュニティ広場使用料	使用料	石巻市湊地区コミュニティ広場条例	フットボール場(中学生以下) 1時間につき	500	500	1.00	現状維持
89	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	主競技場(貸切利用：アマチュアスポーツで利用する場合)※入場料なし 9:00～13:00	6,300	9,450	1.50	上限改定
90	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	主競技場(貸切利用：アマチュアスポーツで利用する場合)※入場料なし 13:00～17:00	6,300	9,450	1.50	上限改定
91	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	主競技場(貸切利用：アマチュアスポーツで利用する場合)※入場料なし 17:00～21:00	8,400	12,600	1.50	上限改定
92	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	主競技場(貸切利用：アマチュアスポーツで利用する場合)※入場料なし 9:00～21:00	21,000	31,500	1.50	上限改定
93	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	主競技場(貸切利用：その他催物で利用する場合※非営利 入場料なし 9:00～13:00	14,100	21,150	1.50	上限改定
94	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	主競技場(貸切利用：その他催物で利用する場合※非営利 入場料なし 13:00～17:00	14,100	21,150	1.50	上限改定
95	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	主競技場(貸切利用：その他催物で利用する場合※非営利 入場料なし 17:00～21:00	18,800	28,200	1.50	上限改定
96	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	主競技場(貸切利用：その他催物で利用する場合※非営利 入場料なし 9:00～21:00	47,000	70,500	1.50	上限改定
97	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	主競技場(貸切利用：その他催物で利用する場合※営利 入場料なし 9:00～13:00	47,100	70,650	1.50	上限改定
98	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	主競技場(貸切利用：その他催物で利用する場合※営利 入場料なし 13:00～17:00	47,100	70,650	1.50	上限改定
99	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	主競技場(貸切利用：その他催物で利用する場合※営利 入場料なし 17:00～21:00	62,800	94,200	1.50	上限改定
100	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	主競技場(貸切利用：その他催物で利用する場合※営利 入場料なし 9:00～21:00	157,000	235,500	1.50	上限改定
101	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	主競技場(貸切利用：アマチュアスポーツで利用する場合)※入場料あり 9:00～13:00	12,900	19,350	1.50	上限改定
102	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	主競技場(貸切利用：アマチュアスポーツで利用する場合)※入場料あり 13:00～17:00	12,900	19,350	1.50	上限改定
103	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	主競技場(貸切利用：アマチュアスポーツで利用する場合)※入場料あり 17:00～21:00	17,200	25,800	1.50	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
104	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	主競技場(貸切利用:アマチュアスポーツで利用する場合)※入場料あり 9:00～21:00	43,000	64,500	1.50	上限改定
105	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	主競技場(貸切利用:その他の催し物で利用する場合)※入場料あり 9:00～13:00	94,500	141,750	1.50	上限改定
106	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	主競技場(貸切利用:その他の催し物で利用する場合)※入場料あり 13:00～17:00	94,500	141,750	1.50	上限改定
107	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	主競技場(貸切利用:その他の催し物で利用する場合)※入場料あり 17:00～21:00	126,000	189,000	1.50	上限改定
108	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	主競技場(貸切利用:その他の催し物で利用する場合)※入場料あり 9:00～21:00	315,000	472,500	1.50	上限改定
109	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	第1武道場,第2武道場 9:00～13:00	2,190	3,280	1.50	上限改定
110	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	第1武道場,第2武道場 13:00～17:00	2,190	3,280	1.50	上限改定
111	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	第1武道場,第2武道場 17:00～21:00	2,920	4,380	1.50	上限改定
112	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	第1武道場,第2武道場 9:00～21:00	7,300	10,940	1.50	上限改定
113	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	弓道場 9:00～13:00	2,190	3,280	1.50	上限改定
114	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	弓道場 13:00～17:00	2,190	3,280	1.50	上限改定
115	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	弓道場 17:00～21:00	2,920	4,380	1.50	上限改定
116	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	弓道場 9:00～21:00	7,300	10,940	1.50	上限改定
117	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	会議室(貸切利用) 9:00～13:00	2,190	2,190	1.00	現状維持
118	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	会議室(貸切利用) 13:00～17:00	2,190	2,190	1.00	現状維持
119	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	会議室(貸切利用) 17:00～21:00	2,920	2,920	1.00	現状維持
120	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	会議室(貸切利用) 9:00～21:00	7,300	7,300	1.00	現状維持
121	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	ミーティングルームA 9:00～13:00	1,350	1,350	1.00	現状維持
122	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	ミーティングルームA 13:00～17:00	1,350	1,350	1.00	現状維持
123	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	ミーティングルームA 17:00～21:00	1,800	1,800	1.00	現状維持
124	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	ミーティングルームA 9:00～21:00	4,500	4,500	1.00	現状維持
125	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	ミーティングルームB 9:00～13:00	510	510	1.00	現状維持
126	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	ミーティングルームB 13:00～17:00	510	510	1.00	現状維持
127	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	ミーティングルームB 17:00～21:00	680	680	1.00	現状維持
128	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	ミーティングルームB 9:00～21:00	1,700	1,700	1.00	現状維持
129	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	役員室 9:00～13:00	1,350	1,350	1.00	現状維持

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
130	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	役員室 13:00～17:00	1,350	1,350	1.00	現状維持
131	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	役員室 17:00～21:00	1,800	1,800	1.00	現状維持
132	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	役員室 9:00～21:00	4,500	4,500	1.00	現状維持
133	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	貸切利用 高校生以下の者が貸切利用する場合は、それぞれの利用料の2分の1の額とする。	—	—	—	現状維持
134	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	貸切利用 利用時間内に主競技場を準備又は撤去のため利用する場合の利用料は、当該利用料の2分の1に相当する額とする。	—	—	—	現状維持
135	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	貸切利用 主競技場を土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に貸切利用する場合の利用料は、当該利用料の20パーセントに相当する額を加算した額とする。	—	—	—	現状維持
136	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	貸切利用 利用区分中第1武道場から役員室までの利用において、営利を目的として利用する場合の利用料は、当該利用料の150パーセントに相当する額を加算した額とする。	—	—	—	現状維持
137	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	全館(個人利用:小・中・高校生) 1回	70	100	1.43	上限改定
138	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	全館(個人利用:大学生・一般) 1回	150	220	1.47	上限改定
139	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	全館(小・中・高校生) 回数券(11回)	700	1,000	1.43	計算料金
140	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	全館(大学生・一般) 回数券(11回)	1,500	2,200	1.47	計算料金
141	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	暖房利用用(主競技場) 1時間につき	6,300	8,250	1.31	計算料金
142	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	暖房利用用(その他) 1室1時間につき	200	260	1.30	計算料金
143	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	冷房利用料 1室1時間につき	200	260	1.30	計算料金
144	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	電気利用料(1,000ルクス) 1時間につき	2,510	3,280	1.31	計算料金
145	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	電気利用料(800ルクス) 1時間につき	2,100	2,750	1.31	計算料金
146	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	電気利用料(500ルクス) 1時間につき	1,250	1,630	1.30	計算料金
147	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合体育館使用料	使用料	石巻市総合体育館条例	設備器具利用料 1件3,090円以内で別に定める額	3,090	3,090	1.00	現状維持
148	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	石巻市民球場 グラウンド(一般) 1時間につき	2,400	3,600	1.50	上限改定
149	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	石巻市民球場 グラウンド(大学生) 1時間につき	1,800	2,700	1.50	上限改定
150	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	石巻市民球場 グラウンド(高校生) 1時間につき	1,200	1,800	1.50	上限改定
151	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	石巻市民球場 グラウンド(中学生以下) 1時間につき	600	900	1.50	上限改定
152	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	石巻市民球場 グラウンド 入場料金を徴する場合 1日につき 最高入場料金の	150人分	150人分	—	現状維持
153	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	石巻市民球場 グラウンド 電光式スコアボード 1時間につき	600	600	1.00	現状維持
154	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	石巻市民球場 グラウンド 夜間照明設備(全灯) 1時間につき	4,500	5,890	1.31	計算料金
155	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	石巻市民球場 グラウンド 夜間照明設備(3分の2灯) 1時間につき	3,000	3,930	1.31	計算料金

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
156	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	石巻市民球場 グラウンド 放送設備1式 1時間につき	300	300	1.00	現状維持
157	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	石巻市民球場 グラウンド 会議室 1時間につき	600	900	1.50	上限改定
158	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	石巻市民球場 グラウンド 冷暖房設備(1室当たり) 1時間につき	200	260	1.30	計算料金
159	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	石巻市民球場 グラウンド シャワー設備(個人利用) 1回につき	100	100	1.00	現状維持
160	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	石巻フットボール場 グラウンド(一般) 1時間につき	2,880	3,760	1.31	計算料金
161	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	石巻フットボール場 グラウンド(大学生) 1時間につき	2,160	2,820	1.31	計算料金
162	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	石巻フットボール場 グラウンド(高校生) 1時間につき	1,440	1,880	1.31	計算料金
163	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	石巻フットボール場 グラウンド(中学生以下) 1時間につき	720	940	1.31	計算料金
164	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	石巻フットボール場 グラウンド 入場料金を徴する場合 1日につき 最高入場料金の	100人分	100人分	—	現状維持
165	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	石巻フットボール場 グラウンド 放送設備1式 1時間につき	300	450	1.50	上限改定
166	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	石巻フットボール場 グラウンド 本部室 1時間につき	600	900	1.50	上限改定
167	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	石巻フットボール場 グラウンド 冷暖房設備(1室当たり) 1時間につき	200	260	1.30	計算料金
168	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	石巻フットボール場 グラウンド シャワー設備(個人利用) 1回につき	100	100	1.00	現状維持
169	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	ふれあいグラウンド(一般) 1時間につき	1,440	2,160	1.50	上限改定
170	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	ふれあいグラウンド(大学生) 1時間につき	1,080	1,620	1.50	上限改定
171	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	ふれあいグラウンド(高校生) 1時間につき	720	1,080	1.50	上限改定
172	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	ふれあいグラウンド(中学生以下) 1時間につき	360	540	1.50	上限改定
173	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	フットサルコート (一般) 1時間につき	500	500	1.00	現状維持
174	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	フットサルコート (大学生) 1時間につき	300	300	1.00	現状維持
175	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	フットサルコート (高校生) 1時間につき	200	200	1.00	現状維持
176	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	フットサルコート (中学生) 1時間につき	100	100	1.00	現状維持
177	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	フットサルコート (小学生以下) 1時間につき	0	0	—	現状維持
178	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	フットサルコート 夜間照明設備 1時間につき	500	650	1.30	計算料金
179	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	フットボールフィールド第1・2 (一般) 1時間につき	2,030	3,000	1.48	上限改定
180	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	フットボールフィールド第1・2 (大学生) 1時間につき	1,520	2,250	1.48	上限改定
181	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	フットボールフィールド第1・2 (高校生) 1時間につき	1,010	1,500	1.49	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
182	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	フットボールフィールド第1・2（中学生以下）1時間につき	500	750	1.50	上限改定
183	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	フットボールフィールド 夜間照明設備 1時間につき	2,500	3,270	1.31	計算料金
184	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	フットボールフィールド シャワー設備(個人利用) 1回につき	100	100	1.00	現状維持
185	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	テニスコート(一般・大学生) 1時間につき(1面)	500	500	1.00	現状維持
186	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	テニスコート(高校生以下) 1時間につき(1面)	300	300	1.00	現状維持
187	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	テニスコート 夜間照明設備 1時間につき	500	650	1.30	計算料金
188	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	トレーニングセンター(一般) 1回	500	500	1.00	現状維持
189	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	トレーニングセンター(一般) 回数券(11回分)	5,000	5,000	1.00	現状維持
190	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	トレーニングセンター(大学生) 1回	300	300	1.00	現状維持
191	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	トレーニングセンター(大学生) 回数券(11回分)	3,000	3,000	1.00	現状維持
192	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	トレーニングセンター(高校生) 1回	200	200	1.00	現状維持
193	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	トレーニングセンター(高校生) 回数券(11回分)	2,000	2,000	1.00	現状維持
194	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	多目的フィールド（一般）1時間につき	1,440	2,160	1.50	上限改定
195	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	多目的フィールド（大学生）1時間につき	1,080	1,620	1.50	上限改定
196	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	多目的フィールド（高校生）1時間につき	720	1,080	1.50	上限改定
197	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	多目的フィールド（中学生以下）1時間につき	360	540	1.50	上限改定
198	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	石巻市民球場 広告使用料(スタンド) 1平方メートル 1日につき	1,500	1,500	1.00	現状維持
199	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	石巻市民球場 広告使用料(グラウンド) 1平方メートル 1日につき	4,500	4,500	1.00	現状維持
200	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	石巻フットボール場 広告使用料(スタンド) 1平方メートル 1日につき	1,500	1,500	1.00	現状維持
201	市民生活部	スポーツ振興課	石巻市総合運動公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	石巻フットボール場 広告使用料(グラウンド) 1平方メートル 1日につき	4,500	4,500	1.00	現状維持
202	市民生活部	スポーツ振興課	蛇田中央公園(グラウンド)使用料	使用料	石巻市都市公園条例	野球場(一般・大学生) 1時間につき	600	600	1.00	現状維持
203	市民生活部	スポーツ振興課	蛇田中央公園(グラウンド)使用料	使用料	石巻市都市公園条例	野球場(高校生) 1時間につき	300	300	1.00	現状維持
204	市民生活部	スポーツ振興課	蛇田中央公園(グラウンド)使用料	使用料	石巻市都市公園条例	野球場(中学生以下) 1時間につき	180	180	1.00	現状維持
205	市民生活部	スポーツ振興課	万石浦公園(グラウンド)使用料	使用料	石巻市都市公園条例	野球場(一般・大学生) 1時間につき	600	600	1.00	現状維持
206	市民生活部	スポーツ振興課	万石浦公園(グラウンド)使用料	使用料	石巻市都市公園条例	野球場(高校生) 1時間につき	300	300	1.00	現状維持
207	市民生活部	スポーツ振興課	万石浦公園(グラウンド)使用料	使用料	石巻市都市公園条例	野球場(中学生以下) 1時間につき	180	180	1.00	現状維持

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
208	市民生活部	スポーツ振興課	曾波神公園(グラウンド)使用料	使用料	石巻市都市公園条例	野球場(一般・大学生) 1時間につき	600	600	1.00	現状維持
209	市民生活部	スポーツ振興課	曾波神公園(グラウンド)使用料	使用料	石巻市都市公園条例	野球場(高校生) 1時間につき	300	300	1.00	現状維持
210	市民生活部	スポーツ振興課	曾波神公園(グラウンド)使用料	使用料	石巻市都市公園条例	野球場(中学生以下) 1時間につき	180	180	1.00	現状維持
211	市民生活部	スポーツ振興課	飯野体育研修センター使用料	使用料	石巻市営運動場条例	昼間:9時～17時(一般・学生) 1時間につき	0	300	新設	新設
212	市民生活部	スポーツ振興課	飯野体育研修センター使用料	使用料	石巻市営運動場条例	昼間:9時～17時(高校生) 1時間につき	0	200	新設	新設
213	市民生活部	スポーツ振興課	飯野体育研修センター使用料	使用料	石巻市営運動場条例	昼間:9時～17時(中学生以下) 1時間につき	0	150	新設	新設
214	市民生活部	スポーツ振興課	飯野体育研修センター使用料	使用料	石巻市営運動場条例	夜間:17時～21時 (一般・学生) 1時間につき	0	500	新設	新設
215	市民生活部	スポーツ振興課	飯野体育研修センター使用料	使用料	石巻市営運動場条例	夜間:17時～21時 (高校生) 1時間につき	0	400	新設	新設
216	市民生活部	スポーツ振興課	飯野体育研修センター使用料	使用料	石巻市営運動場条例	夜間:17時～21時(中学生以下) 1時間につき	0	350	新設	新設
217	市民生活部	スポーツ振興課	飯野体育研修センター使用料	使用料	石巻市営運動場条例	昼間:9時～17時(照明設備電気使用料) 1時間につき	0	230	新設	新設
218	市民生活部	スポーツ振興課	追波川河川運動公園施設使用料	使用料	石巻市都市公園条例	第一野球場 一般・大学生 1時間につき	600	900	1.50	上限改定
219	市民生活部	スポーツ振興課	追波川河川運動公園施設使用料	使用料	石巻市都市公園条例	第一野球場 高校生以下 1時間につき	300	450	1.50	上限改定
220	市民生活部	スポーツ振興課	追波川河川運動公園施設使用料	使用料	石巻市都市公園条例	第二野球場 一般・大学生 1時間につき	600	900	1.50	上限改定
221	市民生活部	スポーツ振興課	追波川河川運動公園施設使用料	使用料	石巻市都市公園条例	第二野球場 高校生以下 1時間につき	300	450	1.50	上限改定
222	市民生活部	スポーツ振興課	追波川河川運動公園施設使用料	使用料	石巻市都市公園条例	庭球場 一般・大学生 1面あたり1時間につき	500	500	1.00	現状維持
223	市民生活部	スポーツ振興課	追波川河川運動公園施設使用料	使用料	石巻市都市公園条例	庭球場 高校生以下 1面あたり1時間につき	300	300	1.00	現状維持
224	市民生活部	スポーツ振興課	追波川河川運動公園施設使用料	使用料	石巻市都市公園条例	ゲートボール場 1面あたり1時間につき	180	180	1.00	現状維持
225	市民生活部	スポーツ振興課	追波川河川運動公園施設使用料	使用料	石巻市都市公園条例	陸上競技場 一般・大学生 1時間につき	600	600	1.00	現状維持
226	市民生活部	スポーツ振興課	追波川河川運動公園施設使用料	使用料	石巻市都市公園条例	陸上競技場 高校生以下 1時間につき	300	300	1.00	現状維持
227	市民生活部	スポーツ振興課	雄勝体育館使用料	使用料	石巻市雄勝体育施設条例	個人利用 小・中・高校生 個人利用1回につき	70	100	1.43	上限改定
228	市民生活部	スポーツ振興課	雄勝体育館使用料	使用料	石巻市雄勝体育施設条例	個人利用 一般・学生 個人利用1回につき	150	220	1.47	上限改定
229	市民生活部	スポーツ振興課	雄勝体育館使用料	使用料	石巻市雄勝体育施設条例	専用利用 小・中・高校生 専用利用1時間につき	400	600	1.50	上限改定
230	市民生活部	スポーツ振興課	雄勝体育館使用料	使用料	石巻市雄勝体育施設条例	専用利用 一般・学生 専用利用1時間につき	600	900	1.50	上限改定
231	市民生活部	スポーツ振興課	雄勝体育館使用料	使用料	石巻市雄勝体育施設条例	専用利用 照明設備電気使用料 専用利用1時間につき	100	110	1.10	計算料金
232	市民生活部	スポーツ振興課	雄勝多目的運動広場使用料	使用料	石巻市雄勝体育施設条例	専用利用 小・中・高校生 専用利用1時間につき	100	150	1.50	上限改定
233	市民生活部	スポーツ振興課	雄勝多目的運動広場使用料	使用料	石巻市雄勝体育施設条例	専用利用 一般・学生 専用利用1時間につき	200	300	1.50	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
234	市民生活部	スポーツ振興課	雄勝艇庫舟艇使用料	使用料	石巻市雄勝体育施設条例	カヌー 小・中・高校生 1時間につき	200	300	1.50	上限改定
235	市民生活部	スポーツ振興課	雄勝艇庫舟艇使用料	使用料	石巻市雄勝体育施設条例	カヌー 一般・学生 1時間につき	400	600	1.50	上限改定
236	市民生活部	スポーツ振興課	雄勝艇庫舟艇使用料	使用料	石巻市雄勝体育施設条例	SUP 小・中・高校生 1時間につき	600	900	1.50	上限改定
237	市民生活部	スポーツ振興課	雄勝艇庫舟艇使用料	使用料	石巻市雄勝体育施設条例	SUP 一般・学生 1時間につき	1,200	1,800	1.50	上限改定
238	市民生活部	スポーツ振興課	河南室内プール使用料	使用料	石巻市河南室内プール条例	個人使用 一般・学生 1人1回	600	900	1.50	上限改定
239	市民生活部	スポーツ振興課	河南室内プール使用料	使用料	石巻市河南室内プール条例	個人使用 小・中・高校生 1人1回	300	450	1.50	上限改定
240	市民生活部	スポーツ振興課	河南室内プール使用料	使用料	石巻市河南室内プール条例	個人使用 幼児 1人1回	200	300	1.50	上限改定
241	市民生活部	スポーツ振興課	河南室内プール使用料	使用料	石巻市河南室内プール条例	個人使用 3歳未満 1人1回	0	0	—	現状維持
242	市民生活部	スポーツ振興課	河南室内プール使用料	使用料	石巻市河南室内プール条例	個人 一般・学生 回数券(11枚綴)	6,000	9,000	1.50	上限改定
243	市民生活部	スポーツ振興課	河南室内プール使用料	使用料	石巻市河南室内プール条例	個人 小・中・高校生 回数券(11枚綴)	3,000	4,500	1.50	上限改定
244	市民生活部	スポーツ振興課	河南室内プール使用料	使用料	石巻市河南室内プール条例	個人 幼児 回数券(11枚綴)	2,000	3,000	1.50	上限改定
245	市民生活部	スポーツ振興課	河南室内プール使用料	使用料	石巻市河南室内プール条例	個人 3歳未満 回数券(11枚綴)	0	0	—	現状維持
246	市民生活部	スポーツ振興課	河南室内プール使用料	使用料	石巻市河南室内プール条例	個人 一般・学生 回数券(18枚綴)	9,000	廃止	—	廃止
247	市民生活部	スポーツ振興課	河南室内プール使用料	使用料	石巻市河南室内プール条例	個人 小・中・高校生 回数券(18枚綴)	4,500	廃止	—	廃止
248	市民生活部	スポーツ振興課	河南室内プール使用料	使用料	石巻市河南室内プール条例	個人 幼児 回数券(18枚綴)	3,000	廃止	—	廃止
249	市民生活部	スポーツ振興課	河南室内プール使用料	使用料	石巻市河南室内プール条例	個人 3歳未満 回数券(18枚綴)	0	廃止	—	廃止
250	市民生活部	スポーツ振興課	河南室内プール使用料	使用料	石巻市河南室内プール条例	団体使用 一般・学生(10人以上) 1人1回	540	810	1.50	上限改定
251	市民生活部	スポーツ振興課	河南室内プール使用料	使用料	石巻市河南室内プール条例	団体使用 小・中・高校生(10人以上) 1人1回	270	400	1.48	上限改定
252	市民生活部	スポーツ振興課	河南室内プール使用料	使用料	石巻市河南室内プール条例	団体使用 幼児(10人以上) 1人1回	180	270	1.50	上限改定
253	市民生活部	スポーツ振興課	河南室内プール使用料	使用料	石巻市河南室内プール条例	団体使用 3歳未満(10人以上) 1人1回	0	0	—	現状維持
254	市民生活部	スポーツ振興課	河南室内プール使用料	使用料	石巻市河南室内プール条例	貸切使用 全面(6コース) 午前(9:00～12:00)又は午後(13:00～17:00)1時間につき	18,000	27,000	1.50	上限改定
255	市民生活部	スポーツ振興課	河南室内プール使用料	使用料	石巻市河南室内プール条例	貸切使用 全面(6コース) 夜間(18:00～21:00)1時間につき	21,000	31,500	1.50	上限改定
256	市民生活部	スポーツ振興課	河南室内プール使用料	使用料	石巻市河南室内プール条例	貸切使用 3コース以下1コース当たり 午前(9:00～12:00)又は午後(13:00～17:00)1時間につき	3,000	4,500	1.50	上限改定
257	市民生活部	スポーツ振興課	河南室内プール使用料	使用料	石巻市河南室内プール条例	貸切使用 3コース以下1コース当たり 夜間(18:00～21:00)1時間につき	3,500	5,250	1.50	上限改定
258	市民生活部	スポーツ振興課	河南室内プール使用料	使用料	石巻市河南室内プール条例	貸切使用子供・幼児プール(午前又は午後)1時間につき 午前(9:00～12:00)又は午後(13:00～17:00)1時間につき	6,000	9,000	1.50	上限改定
259	市民生活部	スポーツ振興課	河南室内プール使用料	使用料	石巻市河南室内プール条例	貸切使用子供・幼児プール(夜間)1時間につき 夜間(18:00～21:00)1時間につき	7,500	11,250	1.50	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
260	市民生活部	スポーツ振興課	河南室内プール使用料	使用料	石巻市河南室内プール条例	自主事業に伴う使用 月額	6,500	9,750	1.50	上限改定
261	市民生活部	スポーツ振興課	河南中央公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	野球場 1時間につき	1,000	1,500	1.50	上限改定
262	市民生活部	スポーツ振興課	河南中央公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	管理棟(放送設備及び電光表示装置を含む。) 1時間につき	490	730	1.49	上限改定
263	市民生活部	スポーツ振興課	河南中央公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	夜間照明(全灯) 1時間につき	2,440	3,190	1.31	計算料金
264	市民生活部	スポーツ振興課	河南中央公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	夜間照明(半灯) 1時間につき	1,220	1,590	1.30	計算料金
265	市民生活部	スポーツ振興課	押切沼公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	多目的広場 1時間につき	600	600	1.00	現状維持
266	市民生活部	スポーツ振興課	かなんパークゴルフ場利用料金	使用料	石巻市かなんパークゴルフ場条例	パークゴルフ場 早朝6:00～8:30 4月～9月のみ 一般:個人使用(1人1回)	400	400	1.00	現状維持
267	市民生活部	スポーツ振興課	かなんパークゴルフ場利用料金	使用料	石巻市かなんパークゴルフ場条例	パークゴルフ場 早朝6:00～8:30 4月～9月のみ 高校生以下:個人使用(1人1回)	200	200	1.00	現状維持
268	市民生活部	スポーツ振興課	かなんパークゴルフ場利用料金	使用料	石巻市かなんパークゴルフ場条例	パークゴルフ場 早朝6:00～8:30 4月～9月のみ 小学生以下:個人使用(1人1回)	100	100	1.00	現状維持
269	市民生活部	スポーツ振興課	かなんパークゴルフ場利用料金	使用料	石巻市かなんパークゴルフ場条例	パークゴルフ場 早朝6:00～8:30 4月～9月のみ 一般:団体使用(1人1回)	360	360	1.00	現状維持
270	市民生活部	スポーツ振興課	かなんパークゴルフ場利用料金	使用料	石巻市かなんパークゴルフ場条例	パークゴルフ場 早朝6:00～8:30 4月～9月のみ 高校生以下:団体使用(1人1回)	180	180	1.00	現状維持
271	市民生活部	スポーツ振興課	かなんパークゴルフ場利用料金	使用料	石巻市かなんパークゴルフ場条例	パークゴルフ場 早朝6:00～8:30 4月～9月のみ 小学生以下:団体使用(1人1回)	90	90	1.00	現状維持
272	市民生活部	スポーツ振興課	かなんパークゴルフ場利用料金	使用料	石巻市かなんパークゴルフ場条例	パークゴルフ場 9:00～12:00 13:00～17:00 ※10月～3月のみ、午後は13:00～16:00まで 一般:個人使用(午前・午後 1人各1回)	500	500	1.00	現状維持
273	市民生活部	スポーツ振興課	かなんパークゴルフ場利用料金	使用料	石巻市かなんパークゴルフ場条例	パークゴルフ場 9:00～12:00 13:00～17:00 ※10月～3月のみ、午後は13:00～16:00まで 中学生・高校生:個人使用(午前・午後 1人各1回)	300	300	1.00	現状維持
274	市民生活部	スポーツ振興課	かなんパークゴルフ場利用料金	使用料	石巻市かなんパークゴルフ場条例	パークゴルフ場 9:00～12:00 13:00～17:00 ※10月～3月のみ、午後は13:00～16:00まで 小学生以下:個人使用(午前・午後 1人各1回)	200	200	1.00	現状維持
275	市民生活部	スポーツ振興課	かなんパークゴルフ場利用料金	使用料	石巻市かなんパークゴルフ場条例	パークゴルフ場 9:00～12:00 13:00～17:00 ※10月～3月のみ、午後は13:00～16:00まで 一般:団体使用(午前・午後 1人各1回)	450	450	1.00	現状維持
276	市民生活部	スポーツ振興課	かなんパークゴルフ場利用料金	使用料	石巻市かなんパークゴルフ場条例	パークゴルフ場 9:00～12:00 13:00～17:00 ※10月～3月のみ、午後は13:00～16:00まで 中学生・高校生:団体使用(午前・午後 1人各1回)	270	270	1.00	現状維持
277	市民生活部	スポーツ振興課	かなんパークゴルフ場利用料金	使用料	石巻市かなんパークゴルフ場条例	パークゴルフ場 9:00～12:00 13:00～17:00 ※10月～3月のみ、午後は13:00～16:00まで 小学生以下:団体使用(午前・午後 1人各1回)	180	180	1.00	現状維持
278	市民生活部	スポーツ振興課	かなんパークゴルフ場利用料金	使用料	石巻市かなんパークゴルフ場条例	パークゴルフ場 回数券(11枚綴)	5,000	5,000	1.00	現状維持
279	市民生活部	スポーツ振興課	かなんパークゴルフ場利用料金	使用料	石巻市かなんパークゴルフ場条例	パークゴルフ場 クラブ1本、ボール1個、その他1セットにつき	300	300	1.00	現状維持
280	市民生活部	スポーツ振興課	かなんパークゴルフ場利用料金	使用料	石巻市かなんパークゴルフ場条例	パークゴルフ場 クラブ1本につき	200	200	1.00	現状維持
281	市民生活部	スポーツ振興課	かなんパークゴルフ場利用料金	使用料	石巻市かなんパークゴルフ場条例	パークゴルフ場 ボール1個につき	80	80	1.00	現状維持
282	市民生活部	スポーツ振興課	かなんパークゴルフ場利用料金	使用料	石巻市かなんパークゴルフ場条例	パークゴルフ場 その他1セットにつき	50	50	1.00	現状維持
283	市民生活部	スポーツ振興課	桃生農業者トレーニングセンター使用料	使用料	石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例	全館(個人利用:小・中・高校生) 1回	70	100	1.43	上限改定
284	市民生活部	スポーツ振興課	桃生農業者トレーニングセンター使用料	使用料	石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例	全館(個人利用:大学生・一般) 1回	150	220	1.47	上限改定
285	市民生活部	スポーツ振興課	桃生農業者トレーニングセンター使用料	使用料	石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例	主競技場(貸切利用:アマチュアスポーツで利用する場合)※入場料なし 9:00～13:00	6,300	9,450	1.50	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
286	市民生活部	スポーツ振興課	桃生農業者トレーニングセンター使用料	使用料	石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例	主競技場(貸切利用:アマチュアスポーツで利用する場合)※入場料なし 13:00～17:00	6,300	9,450	1.50	上限改定
287	市民生活部	スポーツ振興課	桃生農業者トレーニングセンター使用料	使用料	石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例	主競技場(貸切利用:アマチュアスポーツで利用する場合)※入場料なし 17:00～21:00	8,400	12,600	1.50	上限改定
288	市民生活部	スポーツ振興課	桃生農業者トレーニングセンター使用料	使用料	石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例	主競技場(貸切利用:アマチュアスポーツで利用する場合)※入場料なし 9:00～21:00	21,000	31,500	1.50	上限改定
289	市民生活部	スポーツ振興課	桃生農業者トレーニングセンター使用料	使用料	石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例	主競技場(貸切利用:その他の催し物で利用する場合)※入場料なし 9:00～13:00	14,100	21,150	1.50	上限改定
290	市民生活部	スポーツ振興課	桃生農業者トレーニングセンター使用料	使用料	石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例	主競技場(貸切利用:その他の催し物で利用する場合)※入場料なし 13:00～17:00	14,100	21,150	1.50	上限改定
291	市民生活部	スポーツ振興課	桃生農業者トレーニングセンター使用料	使用料	石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例	主競技場(貸切利用:その他の催し物で利用する場合)※入場料なし 17:00～21:00	18,800	28,200	1.50	上限改定
292	市民生活部	スポーツ振興課	桃生農業者トレーニングセンター使用料	使用料	石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例	主競技場(貸切利用:その他の催し物で利用する場合)※入場料なし 9:00～21:00	47,000	70,500	1.50	上限改定
293	市民生活部	スポーツ振興課	桃生農業者トレーニングセンター使用料	使用料	石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例	主競技場(貸切利用:アマチュアスポーツで利用する場合)※入場料あり 9:00～13:00	12,900	19,350	1.50	上限改定
294	市民生活部	スポーツ振興課	桃生農業者トレーニングセンター使用料	使用料	石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例	主競技場(貸切利用:アマチュアスポーツで利用する場合)※入場料あり 13:00～17:00	12,900	19,350	1.50	上限改定
295	市民生活部	スポーツ振興課	桃生農業者トレーニングセンター使用料	使用料	石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例	主競技場(貸切利用:アマチュアスポーツで利用する場合)※入場料あり 17:00～21:00	17,200	25,800	1.50	上限改定
296	市民生活部	スポーツ振興課	桃生農業者トレーニングセンター使用料	使用料	石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例	主競技場(貸切利用:アマチュアスポーツで利用する場合)※入場料あり 9:00～21:00	43,000	64,500	1.50	上限改定
297	市民生活部	スポーツ振興課	桃生農業者トレーニングセンター使用料	使用料	石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例	主競技場(貸切利用:その他の催し物で利用する場合)※入場料あり 9:00～13:00	94,500	141,750	1.50	上限改定
298	市民生活部	スポーツ振興課	桃生農業者トレーニングセンター使用料	使用料	石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例	主競技場(貸切利用:その他の催し物で利用する場合)※入場料あり 13:00～17:00	94,500	141,750	1.50	上限改定
299	市民生活部	スポーツ振興課	桃生農業者トレーニングセンター使用料	使用料	石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例	主競技場(貸切利用:その他の催し物で利用する場合)※入場料あり 17:00～21:00	126,000	189,000	1.50	上限改定
300	市民生活部	スポーツ振興課	桃生農業者トレーニングセンター使用料	使用料	石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例	主競技場(貸切利用:その他の催し物で利用する場合)※入場料あり 9:00～21:00	315,000	472,500	1.50	上限改定
301	市民生活部	スポーツ振興課	桃生農業者トレーニングセンター使用料	使用料	石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例	会議室(貸切利用) 9:00～13:00	1,440	1,440	1.00	現状維持
302	市民生活部	スポーツ振興課	桃生農業者トレーニングセンター使用料	使用料	石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例	会議室(貸切利用) 13:00～17:00	1,440	1,440	1.00	現状維持
303	市民生活部	スポーツ振興課	桃生農業者トレーニングセンター使用料	使用料	石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例	会議室(貸切利用) 17:00～21:00	1,920	1,920	1.00	現状維持
304	市民生活部	スポーツ振興課	桃生農業者トレーニングセンター使用料	使用料	石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例	会議室(貸切利用) 9:00～21:00	4,800	4,800	1.00	現状維持
305	市民生活部	スポーツ振興課	桃生スポーツ施設使用料	使用料	石巻市桃生スポーツ施設条例	野外活動センター 1回1人につき(個人)	100	150	1.50	上限改定
306	市民生活部	スポーツ振興課	桃生スポーツ施設使用料	使用料	石巻市桃生スポーツ施設条例	野外活動センター 1回1人につき (団体利用:15人以上)	80	120	1.50	上限改定
307	市民生活部	スポーツ振興課	桃生スポーツ施設使用料	使用料	石巻市桃生スポーツ施設条例	テニスコート 1時間当たり (開業日全日対象)	300	300	1.00	現状維持
308	市民生活部	スポーツ振興課	桃生スポーツ施設使用料	使用料	石巻市桃生スポーツ施設条例	多目的グラウンド 1時間当たり (開業日全日対象)	600	600	1.00	現状維持
309	市民生活部	スポーツ振興課	桃生スポーツ施設使用料	使用料	石巻市桃生スポーツ施設条例	相撲場 1時間当たり (開業日全日対象)	600	600	1.00	現状維持
310	市民生活部	スポーツ振興課	桃生スポーツ施設(野球場)使用料	使用料	石巻市桃生スポーツ施設条例	野球場(グラウンド) 1時間当たり (開業日全日対象)	1,000	1,500	1.50	上限改定
311	市民生活部	スポーツ振興課	桃生スポーツ施設(野球場)使用料	使用料	石巻市桃生スポーツ施設条例	放送設備 1時間当たり (開業日全日対象)	250	250	1.00	現状維持

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
312	市民生活部	スポーツ振興課	桃生スポーツ施設(野球場)使用料	使用料	石巻市桃生スポーツ施設条例	スコアボード遠隔装置 1時間当たり (開業日全日対象)	250	250	1.00	現状維持
313	市民生活部	スポーツ振興課	桃生植立山公園使用料	使用料	石巻市桃生植立山公園条例	ソフトボール場 1時間につき (開業日全日対象)	600	900	1.50	上限改定
314	市民生活部	スポーツ振興課	桃生植立山公園使用料	使用料	石巻市桃生植立山公園条例	テニスコート(1面につき) 1時間当たり (開業日全日対象)	300	300	1.00	現状維持
315	市民生活部	スポーツ振興課	桃生植立山公園使用料	使用料	石巻市桃生植立山公園条例	パークゴルフ場(個人) 1日	300	440	1.47	計算料金
316	市民生活部	スポーツ振興課	桃生植立山公園使用料	使用料	石巻市桃生植立山公園条例	パークゴルフ場(団体利用10名以上:1人あたり) 1日	270	390	1.44	計算料金
317	市民生活部	スポーツ振興課	桃生植立山公園使用料	使用料	石巻市桃生植立山公園条例	パークゴルフ場(回数券) 11枚つづり	3,000	4,400	1.47	計算料金
318	市民生活部	スポーツ振興課	桃生植立山公園使用料	使用料	石巻市桃生植立山公園条例	クラブ・ボール・マーカセット1組 1日	300	300	1.00	現状維持
319	市民生活部	スポーツ振興課	桃生植立山公園使用料	使用料	石巻市桃生植立山公園条例	クラブ1本 1日	200	200	1.00	現状維持
320	市民生活部	スポーツ振興課	桃生植立山公園使用料	使用料	石巻市桃生植立山公園条例	ボール1個 1日	80	80	1.00	現状維持
321	市民生活部	スポーツ振興課	桃生植立山公園使用料	使用料	石巻市桃生植立山公園条例	マーカ1個 1日	50	50	1.00	現状維持
322	市民生活部	スポーツ振興課	桃生武道館使用料	使用料	石巻市桃生武道館条例	柔道場 9:00～17:00のうち4時間	3,000	4,500	1.50	上限改定
323	市民生活部	スポーツ振興課	桃生武道館使用料	使用料	石巻市桃生武道館条例	剣道場 9:00～17:00のうち4時間	3,000	4,500	1.50	上限改定
324	市民生活部	スポーツ振興課	桃生武道館使用料	使用料	石巻市桃生武道館条例	柔道場 17:00～21:00のうち2時間	3,000	4,500	1.50	上限改定
325	市民生活部	スポーツ振興課	桃生武道館使用料	使用料	石巻市桃生武道館条例	剣道場 17:00～21:00のうち2時間	3,000	4,500	1.50	上限改定
326	市民生活部	スポーツ振興課	桃生武道館使用料	使用料	石巻市桃生武道館条例	柔道場、剣道場 割増料金 9:00～17:00	750	1,120	1.49	上限改定
327	市民生活部	スポーツ振興課	桃生武道館使用料	使用料	石巻市桃生武道館条例	柔道場、剣道場 割増料金 17:00～21:00	1,500	2,250	1.50	上限改定
328	市民生活部	スポーツ振興課	桃生武道館使用料	使用料	石巻市桃生武道館条例	柔道場、剣道場 高校生以下2分の1の使用料	—	—	—	現状維持
329	市民生活部	スポーツ振興課	にっこりサンパーク使用料	使用料	石巻市にっこりサンパーク条例	野球場 基本料金(1回)4時間まで	4,000	6,000	1.50	上限改定
330	市民生活部	スポーツ振興課	にっこりサンパーク使用料	使用料	石巻市にっこりサンパーク条例	野球場 超過料金(1時間増すごとに)	1,000	1,500	1.50	上限改定
331	市民生活部	スポーツ振興課	にっこりサンパーク使用料	使用料	石巻市にっこりサンパーク条例	クラブハウス 基本料金(1回4時間まで) 昼間	3,000	3,000	1.00	現状維持
332	市民生活部	スポーツ振興課	にっこりサンパーク使用料	使用料	石巻市にっこりサンパーク条例	クラブハウス 超過料金(1時間増すごとに)	750	750	1.00	現状維持
333	市民生活部	スポーツ振興課	にっこりサンパーク使用料	使用料	石巻市にっこりサンパーク条例	クラブハウス 基本料金(1回4時間まで) 夜間	6,000	6,000	1.00	現状維持
334	市民生活部	スポーツ振興課	にっこりサンパーク使用料	使用料	石巻市にっこりサンパーク条例	クラブハウス 基本料金(1回4時間まで) 夜間	1,500	1,500	1.00	現状維持
335	市民生活部	スポーツ振興課	にっこりサンパーク使用料	使用料	石巻市にっこりサンパーク条例	クラブハウス(冷暖房料) 1時間につき	300	390	1.30	計算料金
336	市民生活部	スポーツ振興課	にっこりサンパーク使用料	使用料	石巻市にっこりサンパーク条例	テニスコート(コート使用料) 高校生以下 1面1時間につき	300	300	1.00	現状維持
337	市民生活部	スポーツ振興課	にっこりサンパーク使用料	使用料	石巻市にっこりサンパーク条例	テニスコート(コート使用料) 一般 1面1時間につき	500	500	1.00	現状維持

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
338	市民生活部	スポーツ振興課	にっこりサンパーク使用料	使用料	石巻市にっこりサンパーク条例	テニスコート(照明設備使用料) 1面1時間につき	500	650	1.30	計算料金
339	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿清崎運動公園使用料	使用料	石巻市牡鹿清崎運動公園条例	野球場 一般・学生	600	900	1.50	上限改定
340	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿清崎運動公園使用料	使用料	石巻市牡鹿清崎運動公園条例	野球場 高校生以下	300	450	1.50	上限改定
341	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿清崎運動公園使用料	使用料	石巻市牡鹿清崎運動公園条例	テニスコート 一般・学生	500	500	1.00	現状維持
342	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿清崎運動公園使用料	使用料	石巻市牡鹿清崎運動公園条例	テニスコート 高校生以下	300	300	1.00	現状維持
343	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	全館利用(室内プール・トレーニングルーム・入浴施設) 一般・学生1回につき	700	1,050	1.50	上限改定
344	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	全館利用(室内プール・トレーニングルーム・入浴施設) 小中高生1回につき	350	520	1.49	上限改定
345	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	全館利用(室内プール・トレーニングルーム・入浴施設) 幼児1回につき	230	340	1.48	上限改定
346	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	全館利用(室内プール・トレーニングルーム・入浴施設) 3歳未満	—	—	—	現状維持
347	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	室内プール 一般・学生1回につき	600	900	1.50	上限改定
348	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	室内プール 小中高生1回につき	300	450	1.50	上限改定
349	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	室内プール 幼児1回につき	200	300	1.50	上限改定
350	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	室内プール 3歳未満	無料	無料	—	現状維持
351	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	トレーニング室 一般・学生1回につき	150	220	1.47	上限改定
352	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	トレーニング室 中高生1回につき	70	100	1.43	上限改定
353	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	トレーニング室 幼児1回につき	—	—	—	現状維持
354	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	トレーニング室 3歳未満	—	—	—	現状維持
355	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	入浴施設 一般・学生1回につき	500	750	1.50	上限改定
356	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	入浴施設 小中高生1回につき	250	370	1.48	上限改定
357	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	入浴施設 幼児1回につき	120	180	1.50	上限改定
358	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	入浴施設 3歳未満	無料	無料	—	現状維持
359	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	全館利用(室内プール・トレーニングルーム・入浴施設) 一般・学生(11回数券)	7,000	10,500	1.50	上限改定
360	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	全館利用(室内プール・トレーニングルーム・入浴施設) 小中高生(11回数券)	3,500	5,200	1.49	上限改定
361	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	全館利用(室内プール・トレーニングルーム・入浴施設) 幼児(11回数券)	2,300	3,400	1.48	上限改定
362	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	全館利用(室内プール・トレーニングルーム・入浴施設) 3歳未満(11回数券)	—	—	—	現状維持
363	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	室内プール 一般・学生(11回数券)	6,000	9,000	1.50	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
364	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	室内プール 小中高生(11回数券)	3,000	4,500	1.50	上限改定
365	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	室内プール 幼児(11回数券)	2,000	3,000	1.50	上限改定
366	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	室内プール 3歳未満(11回数券)	無料	無料	—	現状維持
367	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	トレーニング室 一般・学生(11回数券)	1,500	2,200	1.47	上限改定
368	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	トレーニング室 小中高生(11回数券)	700	1,000	1.43	上限改定
369	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	トレーニング室 幼児(11回数券)	—	—	—	現状維持
370	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	トレーニング室 3歳未満(11回数券)	—	—	—	現状維持
371	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	入浴施設 一般・学生(11回数券)	5,000	7,500	1.50	上限改定
372	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	入浴施設 小中高生(11回数券)	2,500	3,700	1.48	上限改定
373	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	入浴施設 幼児(11回数券)	1,200	1,800	1.50	上限改定
374	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	入浴施設 3歳未満(11回数券)	無料	無料	—	現状維持
375	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	室内プール団体使用(1人1回) 一般・学生1回につき	540	810	1.50	上限改定
376	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	室内プール団体使用(1人1回) 小中高生1回につき	270	400	1.48	上限改定
377	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	室内プール団体使用(1人1回) 幼児1回につき	180	270	1.50	上限改定
378	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	室内プール団体使用(1人1回) 3歳未満	無料	無料	—	現状維持
379	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	室内プール貸切使用 全面4コース 午前・午後 1時間につき	12,000	18,000	1.50	上限改定
380	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	室内プール貸切使用 全面4コース 夜間 1時間につき	15,000	22,500	1.50	上限改定
381	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	室内プール貸切使用 2コース以下 午前・午後 1時間につき	3,000	4,500	1.50	上限改定
382	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	室内プール貸切使用 2コース以下 夜間 1時間につき	3,750	5,620	1.50	上限改定
383	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	室内プール貸切使用 子供・幼児プール 午前・午後 1時間につき	4,500	6,750	1.50	上限改定
384	市民生活部	スポーツ振興課	牡鹿交流センター使用料	使用料	石巻市牡鹿交流センター条例	室内プール貸切使用 子供・幼児プール 夜間 1時間につき	6,000	9,000	1.50	上限改定
385	市民生活部	環境未来推進課	釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	集会室 午前9時から午後1時まで	1,560	2,340	1.50	上限改定
386	市民生活部	環境未来推進課	釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	集会室 午後1時から午後5時まで	1,690	2,530	1.50	上限改定
387	市民生活部	環境未来推進課	釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	集会室 午後5時から午後9時まで	2,600	3,900	1.50	上限改定
388	市民生活部	環境未来推進課	釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	集会室 午前9時から午後5時まで	3,250	4,870	1.50	上限改定
389	市民生活部	環境未来推進課	釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	集会室 午前9時から午後9時まで	5,850	8,770	1.50	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
390	市民生活部	環境未来推進課	釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	休養室 午前9時から午後1時まで	910	910	1.00	現状維持
391	市民生活部	環境未来推進課	釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	休養室 午後1時から午後5時まで	1,040	1,040	1.00	現状維持
392	市民生活部	環境未来推進課	釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	休養室 午後5時から午後9時まで	1,560	1,560	1.00	現状維持
393	市民生活部	環境未来推進課	釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	休養室 午前9時から午後5時まで	1,950	1,950	1.00	現状維持
394	市民生活部	環境未来推進課	釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	休養室 午前9時から午後9時まで	3,510	3,510	1.00	現状維持
395	市民生活部	環境未来推進課	釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	学習室1 午前9時から午後1時まで	910	910	1.00	現状維持
396	市民生活部	環境未来推進課	釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	学習室1 午後1時から午後5時まで	1,040	1,040	1.00	現状維持
397	市民生活部	環境未来推進課	釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	学習室1 午後5時から午後9時まで	1,560	1,560	1.00	現状維持
398	市民生活部	環境未来推進課	釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	学習室1 午前9時から午後5時まで	1,950	1,950	1.00	現状維持
399	市民生活部	環境未来推進課	釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	学習室1 午前9時から午後9時まで	3,510	3,510	1.00	現状維持
400	市民生活部	環境未来推進課	釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	学習室2 午前9時から午後1時まで	910	910	1.00	現状維持
401	市民生活部	環境未来推進課	釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	学習室2 午後1時から午後5時まで	1,040	1,040	1.00	現状維持
402	市民生活部	環境未来推進課	釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	学習室2 午後5時から午後9時まで	1,560	1,560	1.00	現状維持
403	市民生活部	環境未来推進課	釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	学習室2 午前9時から午後5時まで	1,950	1,950	1.00	現状維持
404	市民生活部	環境未来推進課	釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	学習室2 午前9時から午後9時まで	3,510	3,510	1.00	現状維持
405	市民生活部	環境未来推進課	釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	保育室 午前9時から午後1時まで	910	910	1.00	現状維持
406	市民生活部	環境未来推進課	釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	保育室 午後1時から午後5時まで	1,040	1,040	1.00	現状維持
407	市民生活部	環境未来推進課	釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	保育室 午後5時から午後9時まで	1,560	1,560	1.00	現状維持
408	市民生活部	環境未来推進課	釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	保育室 午前9時から午後5時まで	1,950	1,950	1.00	現状維持
409	市民生活部	環境未来推進課	釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	保育室 午前9時から午後9時まで	3,510	3,510	1.00	現状維持
410	市民生活部	環境未来推進課	上釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	集会室 午前9時から午後1時まで	1,560	2,340	1.50	上限改定
411	市民生活部	環境未来推進課	上釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	集会室 午後1時から午後5時まで	1,690	2,530	1.50	上限改定
412	市民生活部	環境未来推進課	上釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	集会室 午後5時から午後9時まで	2,600	3,900	1.50	上限改定
413	市民生活部	環境未来推進課	上釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	集会室 午前9時から午後5時まで	3,250	4,870	1.50	上限改定
414	市民生活部	環境未来推進課	上釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	集会室 午前9時から午後9時まで	5,850	8,770	1.50	上限改定
415	市民生活部	環境未来推進課	上釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	学習室 午前9時から午後1時まで	910	910	1.00	現状維持

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
416	市民生活部	環境未来推進課	上釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	学習室 午後1時から午後5時まで	1,040	1,040	1.00	現状維持
417	市民生活部	環境未来推進課	上釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	学習室 午後5時から午後9時まで	1,560	1,560	1.00	現状維持
418	市民生活部	環境未来推進課	上釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	学習室 午前9時から午後5時まで	1,950	1,950	1.00	現状維持
419	市民生活部	環境未来推進課	上釜会館使用料	使用料	石巻市学習等供用施設条例	学習室 午前9時から午後9時まで	3,510	3,510	1.00	現状維持
420	市民生活部	環境未来推進課	斎場使用料	使用料	石巻市斎場条例	火葬料 15歳以上(市内) 1体	16,500	16,500	1.00	現状維持
421	市民生活部	環境未来推進課	斎場使用料	使用料	石巻市斎場条例	火葬料 15歳以上(市外) 1体	33,000	33,000	1.00	現状維持
422	市民生活部	環境未来推進課	斎場使用料	使用料	石巻市斎場条例	火葬料 15歳未満(市内) 1体	12,600	12,600	1.00	現状維持
423	市民生活部	環境未来推進課	斎場使用料	使用料	石巻市斎場条例	火葬料 15歳未満(市外) 1体	25,200	25,200	1.00	現状維持
424	市民生活部	環境未来推進課	斎場使用料	使用料	石巻市斎場条例	火葬料 死産児(市内) 1体	5,850	5,850	1.00	現状維持
425	市民生活部	環境未来推進課	斎場使用料	使用料	石巻市斎場条例	火葬料 死産児(市外) 1体	11,700	11,700	1.00	現状維持
426	市民生活部	環境未来推進課	斎場使用料	使用料	石巻市斎場条例	火葬料 改葬(市内) 1柩(遺骨)	5,850	5,850	1.00	現状維持
427	市民生活部	環境未来推進課	斎場使用料	使用料	石巻市斎場条例	火葬料 改葬(市外) 1柩(遺骨)	11,700	11,700	1.00	現状維持
428	市民生活部	環境未来推進課	斎場使用料	使用料	石巻市斎場条例	火葬料 その他(市内) 1体(四肢・胞衣・産汚物)	2,400	2,400	1.00	現状維持
429	市民生活部	環境未来推進課	斎場使用料	使用料	石巻市斎場条例	火葬料 その他(市外) 1体(四肢・胞衣・産汚物)	4,800	4,800	1.00	現状維持
430	市民生活部	環境未来推進課	霊園管理料	手数料	石巻市霊園条例	石巻第二霊園一般墓所管理料 5年間 単年@3,660	18,300	18,300	1.00	現状維持
431	市民生活部	環境未来推進課	霊園管理料	手数料	石巻市霊園条例	石巻第二霊園管理料 永代(25年) 単年@3,666	91,660	91,660	1.00	現状維持
432	市民生活部	環境未来推進課	墓地使用料	使用料	石巻市霊園条例	石巻第二霊園 一般墓所 永代	360,000	360,000	1.00	現状維持
433	市民生活部	環境未来推進課	墓地使用料	使用料	石巻市霊園条例	石巻第二霊園 個別集合墓所 永代	96,000	96,000	1.00	現状維持
434	市民生活部	環境未来推進課	墓地使用料	使用料	石巻市霊園条例	石巻霊園 4㎡墓所 永代	94,600	94,600	1.00	現状維持
435	市民生活部	環境未来推進課	墓地使用料	使用料	石巻市霊園条例	石巻霊園 5㎡墓所 永代	133,100	133,100	1.00	現状維持
436	市民生活部	環境未来推進課	墓地使用料	使用料	石巻市霊園条例	石巻霊園 6㎡墓所 永代	178,200	178,200	1.00	現状維持
437	市民生活部	環境未来推進課	墓地使用料	使用料	石巻市霊園条例	石巻霊園 9㎡墓所 永代	333,300	333,300	1.00	現状維持
438	市民生活部	環境未来推進課	墓地使用料	使用料	石巻市霊園条例	石巻霊園 12㎡墓所 永代	534,600	534,600	1.00	現状維持
439	市民生活部	環境未来推進課(杜鹿総合支所)	墓地使用料	使用料	石巻市墓地条例	石巻市小湊共同墓地 6.48㎡ 墓所 永代	260,000	260,000	1.00	現状維持
440	市民生活部	環境未来推進課(杜鹿総合支所)	墓地使用料	使用料	石巻市墓地条例	石巻市鮎川寺前共同墓地 6.48㎡ 墓所 永代	270,000	270,000	1.00	現状維持
441	市民生活部	環境未来推進課(杜鹿総合支所)	墓地使用料	使用料	石巻市墓地条例	石巻市鮎川寺前共同墓地 6.96㎡ 墓所 永代	290,000	290,000	1.00	現状維持

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
442	市民生活部	環境未来推進課(杜鹿総合支所)	墓地使用料	使用料	石巻市墓地条例	石巻市鮎川寺前共同墓地 8.96㎡ 墓所 永代	360,000	360,000	1.00	現状維持
443	市民生活部	環境未来推進課(杜鹿総合支所)	墓地使用料	使用料	石巻市墓地条例	石巻市鮎川内山第2共同墓地 6.96㎡ 墓所 永代	320,000	320,000	1.00	現状維持
444	市民生活部	環境未来推進課	一般廃棄物処理手数料	手数料	石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例	一般廃棄物の収集運搬及び処分手数料 (粗大ごみ) 1件につき	500～ 2,000 (品目による)	500～ 2,000 (品目による)	—	現状維持
445	市民生活部	環境未来推進課	一般廃棄物処理手数料	手数料	石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例	一般廃棄物の収集運搬及び処分手数料 (市が定日に収集するもの以外) 50キログラム又はその端ごと	500	500	1.00	現状維持
446	市民生活部	環境未来推進課	一般廃棄物処理手数料	手数料	石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例	一般廃棄物の収集運搬及び処分手数料 (自己搬入) 100キログラム又はその端数ごと	1,000	1,000	1.00	現状維持
447	市民生活部	環境未来推進課	一般廃棄物処理手数料	手数料	石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例	一般廃棄物の収集運搬及び処分手数料 (産業廃棄物) 100キログラム又はその端数ごと	1,000	1,000	1.00	現状維持
448	市民生活部	環境未来推進課	一般廃棄物処理業許可申請手数料	手数料	石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき	10,000	12,100	1.21	計算料金
449	市民生活部	環境未来推進課	一般廃棄物処理業許可申請手数料	手数料	石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例	一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき	10,000	12,100	1.21	計算料金
450	市民生活部	環境未来推進課	一般廃棄物処理業許可申請手数料	手数料	石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例	一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき	10,000	12,100	1.21	計算料金
451	市民生活部	環境未来推進課	一般廃棄物処理業許可申請手数料	手数料	石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例	一般廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件につき	10,000	12,100	1.21	計算料金
452	市民生活部	環境未来推進課	一般廃棄物処理業許可申請手数料	手数料	石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例	一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき	10,000	12,100	1.21	計算料金
453	市民生活部	環境未来推進課	一般廃棄物処理業許可申請手数料	手数料	石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例	一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき	10,000	12,100	1.21	計算料金
454	市民生活部	環境未来推進課	一般廃棄物処理業許可申請手数料	手数料	石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例	浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき	10,000	12,100	1.21	計算料金
455	市民生活部	環境未来推進課	一般廃棄物処理業許可申請手数料	手数料	石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例	一般廃棄物処分業許可証再交付手数料 1件につき	3,000	4,000	1.33	計算料金
456	市民生活部	環境未来推進課	一般廃棄物処理業許可申請手数料	手数料	石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例	一般廃棄物収集運搬業許可証再交付手数料 1件につき	3,000	4,000	1.33	計算料金
457	市民生活部	環境未来推進課	一般廃棄物処理業許可申請手数料	手数料	石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例	浄化槽清掃業許可証再交付手数料 1件につき	3,000	4,000	1.33	計算料金
458	市民生活部	環境未来推進課	石巻市上釜ふれあい広場使用料	使用料	石巻市上釜ふれあい広場条例	多目的広場(サッカー:1面につき) 一般(1時間につき)	2,250	2,250	1.00	現状維持
459	市民生活部	環境未来推進課	石巻市上釜ふれあい広場使用料	使用料	石巻市上釜ふれあい広場条例	多目的広場(サッカー:1面につき) 大学生(1時間につき)	1,500	1,500	1.00	現状維持
460	市民生活部	環境未来推進課	石巻市上釜ふれあい広場使用料	使用料	石巻市上釜ふれあい広場条例	多目的広場(サッカー:1面につき) 高校生(1時間につき)	1,500	1,500	1.00	現状維持
461	市民生活部	環境未来推進課	石巻市上釜ふれあい広場使用料	使用料	石巻市上釜ふれあい広場条例	多目的広場(サッカー:1面につき) 中学生以下(1時間につき)	750	750	1.00	現状維持
462	市民生活部	環境未来推進課	石巻市上釜ふれあい広場使用料	使用料	石巻市上釜ふれあい広場条例	多目的広場(フットサル:1面につき) 1時間につき	450	560	1.24	計算料金
463	市民生活部	環境未来推進課	石巻市上釜ふれあい広場使用料	使用料	石巻市上釜ふれあい広場条例	多目的広場(その他:イベントなど) 1時間につき	750	750	1.00	現状維持
464	市民生活部	環境未来推進課	石巻市上釜ふれあい広場使用料	使用料	石巻市上釜ふれあい広場条例	芝広場 1時間につき	300	300	1.00	現状維持
465	市民生活部	環境未来推進課	石巻市上釜ふれあい広場使用料	使用料	石巻市上釜ふれあい広場条例	グランドゴルフセット 1セット	100	100	1.00	現状維持
466	市民生活部	環境未来推進課	石巻市上釜ふれあい広場使用料	使用料	石巻市上釜ふれあい広場条例	バーベキューハウス 1卓	300	300	1.00	現状維持
467	市民生活部	環境未来推進課	犬の登録手数料	手数料	石巻市手数料条例	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録 1枚につき	3,000	3,000	1.00	現状維持

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
468	市民生活部	環境未来推進課	犬の鑑札の再交付手数料	手数料	石巻市手数料条例	狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付 1枚につき	1,600	1,600	1.00	現状維持
469	市民生活部	環境未来推進課	狂犬病予防注射済票交付手数料	手数料	石巻市手数料条例	狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付 1枚につき	550	550	1.00	現状維持
470	市民生活部	環境未来推進課	狂犬病予防注射済票再交付手数料	手数料	石巻市手数料条例	狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付 1枚につき	340	340	1.00	現状維持
471	市民生活部	市民課	住民票手数料	手数料	石巻市手数料条例	住民票の写しの交付 住民票の記載事項に関する証明 戸籍の附票写し又は証明書の交付 1通につき	300	300	1.00	現状維持
472	市民生活部	市民課	印鑑登録証明手数料	手数料	石巻市手数料条例	印鑑証明 1通につき	300	300	1.00	現状維持
473	市民生活部	市民課	印鑑登録証交付手数料	手数料	石巻市手数料条例	印鑑登録証の交付 1通につき	300	300	1.00	現状維持
474	市民生活部	市民課	自動車臨時運行許可申請書	手数料	石巻市手数料条例	1両につき	750	750	1.00	現状維持
475	市民生活部	市民課	諸証明手数料	手数料	石巻市手数料条例	身分証明 その他書証明 1通、1件につき	300	300	1.00	現状維持
476	市民生活部	市民課	戸籍手数料	手数料	石巻市手数料条例	戸籍全部事項証明(コンビニ交付) 1通につき	450	350	0.78	減額(非来庁 型サービス促 進)
477	市民生活部	市民課	住民票手数料	手数料	石巻市手数料条例	住民票の写しの交付 戸籍の附票写しの交付(コンビニ交付) 1通につき	300	200	0.67	減額(非来庁 型サービス促 進)
478	市民生活部	市民課	印鑑登録証明手数料	手数料	石巻市手数料条例	印鑑証明(コンビニ交付) 1通につき	300	200	0.67	減額(非来庁 型サービス促 進)
479	保健福祉部	健康推進課	石巻健康センター使用料	使用料	石巻健康センター条例	講座利用(プール) 1回	1,300	1,950	1.50	上限改定
480	保健福祉部	健康推進課	石巻健康センター使用料	使用料	石巻健康センター条例	講座利用(その他) 1回	1,200	1,800	1.50	上限改定
481	保健福祉部	健康推進課	石巻健康センター使用料	使用料	石巻健康センター条例	フリータイム利用(プール)一般 1回	600	900	1.50	上限改定
482	保健福祉部	健康推進課	石巻健康センター使用料	使用料	石巻健康センター条例	フリータイム利用(プール)一般 回数券(11回)	6,000	9,000	1.50	上限改定
483	保健福祉部	健康推進課	石巻健康センター使用料	使用料	石巻健康センター条例	フリータイム利用(プール)受講生 1回	500	750	1.50	上限改定
484	保健福祉部	健康推進課	石巻健康センター使用料	使用料	石巻健康センター条例	フリータイム利用(プール)受講生 回数券(11回)	5,000	7,500	1.50	上限改定
485	保健福祉部	健康推進課	石巻健康センター使用料	使用料	石巻健康センター条例	フリータイム利用(プール)学生 1回	300	450	1.50	上限改定
486	保健福祉部	健康推進課	石巻健康センター使用料	使用料	石巻健康センター条例	フリータイム利用(トレーニングルーム)一般 1回	600	900	1.50	上限改定
487	保健福祉部	健康推進課	石巻健康センター使用料	使用料	石巻健康センター条例	フリータイム利用(トレーニングルーム)一般 回数券(11回)	6,000	9,000	1.50	上限改定
488	保健福祉部	健康推進課	石巻健康センター使用料	使用料	石巻健康センター条例	フリータイム利用(トレーニングルーム)受講生 1回	500	750	1.50	上限改定
489	保健福祉部	健康推進課	石巻健康センター使用料	使用料	石巻健康センター条例	フリータイム利用(トレーニングルーム)受講生 回数券(11回)	5,000	7,500	1.50	上限改定
490	保健福祉部	健康推進課	石巻健康センター使用料	使用料	石巻健康センター条例	フリータイム利用(トレーニングルーム)学生 1回	300	450	1.50	上限改定
491	保健福祉部	健康推進課	石巻健康センター使用料	使用料	石巻健康センター条例	貸室利用(健康相談室、教養室1、教養室2、教養室3、和室) 1時間	2,000	3,000	1.50	上限改定
492	保健福祉部	健康推進課	石巻健康センター使用料	使用料	石巻健康センター条例	貸室利用(多目的ホール) 1時間	5,000	7,500	1.50	上限改定
493	保健福祉部	健康推進課	石巻健康センター使用料	使用料	石巻健康センター条例	設備器具利用(カラオケセット) 1回	4,300	4,300	1.00	現状維持

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
494	保健福祉部	健康推進課	診療所診断書等手数料	手数料	石巻市診療所条例	普通診断書 1通	2,200	3,300	1.50	上限改定
495	保健福祉部	健康推進課	診療所診断書等手数料	手数料	石巻市診療所条例	健康診断書 1通	3,300	3,300	1.00	現状維持
496	保健福祉部	健康推進課	診療所診断書等手数料	手数料	石巻市診療所条例	特殊診断書 1通	5,500	8,800	1.60	上限改定(例外)
497	保健福祉部	健康推進課	診療所診断書等手数料	手数料	石巻市診療所条例	死亡診断書 1通	5,500	5,500	1.00	現状維持
498	保健福祉部	健康推進課	診療所診断書等手数料	手数料	石巻市診療所条例	死亡診断書 1通増すごとに	3,300	3,300	1.00	現状維持
499	保健福祉部	健康推進課	診療所診断書等手数料	手数料	石巻市診療所条例	死体検案書 1通	5,500	5,500	1.00	現状維持
500	保健福祉部	健康推進課	診療所診断書等手数料	手数料	石巻市診療所条例	死体検案書 1通増すごとに	3,300	3,300	1.00	現状維持
501	保健福祉部	健康推進課	診療所診断書等手数料	手数料	石巻市診療所条例	死体検案料 1通	22,000	22,000	1.00	現状維持
502	保健福祉部	健康推進課	診療所診断書等手数料	手数料	石巻市診療所条例	主治医意見書(新規) 1通	5,500	5,500	1.00	現状維持
503	保健福祉部	健康推進課	診療所診断書等手数料	手数料	石巻市診療所条例	主治医意見書(変更) 1通	4,400	4,400	1.00	現状維持
504	保健福祉部	健康推進課	診療所診断書等手数料	手数料	石巻市診療所条例	事務証明書 1通	1,650	1,650	1.00	現状維持
505	保健福祉部	夜間急患センター	保健衛生手数料 (普通診断書)	手数料	夜間急患センター条例	普通診断書 1通につき	2,200	3,300	1.50	上限改定
506	保健福祉部	夜間急患センター	保健衛生手数料 (特殊診断書)	手数料	夜間急患センター条例	特殊診断書 1通につき	5,500	8,800	1.60	上限改定(例外)
507	保健福祉部	夜間急患センター	保健衛生手数料 (死亡診断書)	手数料	夜間急患センター条例	死亡診断書 1通につき	5,500	5,500	1.00	現状維持
508	保健福祉部	夜間急患センター	保健衛生手数料 (死亡診断書)	手数料	夜間急患センター条例	死亡診断書 1通増すごとに	3,300	3,300	1.00	現状維持
509	保健福祉部	夜間急患センター	保健衛生手数料 (死体検案書)	手数料	夜間急患センター条例	死体検案書 1通につき	5,500	5,500	1.00	現状維持
510	保健福祉部	夜間急患センター	保健衛生手数料 (死体検案書)	手数料	夜間急患センター条例	死体検案書 1通増すごとに	3,300	3,300	1.00	現状維持
511	保健福祉部	夜間急患センター	保健衛生手数料 (死体検案料)	手数料	夜間急患センター条例	死体検案料 1通につき	22,000	22,000	1.00	現状維持
512	保健福祉部	夜間急患センター	保健衛生手数料 (事務証明書)	手数料	夜間急患センター条例	事務証明書 1通につき	1,650	1,650	1.00	現状維持
513	保健福祉部	保険年金課	証明手数料	手数料	石巻市手数料条例	課税に関する証明 1種につき	300	300	1.00	現状維持
514	保健福祉部	介護福祉課	寿楽荘利用料金	使用料	石巻市老人福祉センター寿楽荘条例	利用料(入浴) 1回・60歳以上の者	200	200	1.00	現状維持
515	保健福祉部	介護福祉課	寿楽荘利用料金	使用料	石巻市老人福祉センター寿楽荘条例	利用料(入浴) 1回・60歳未満の者	500	500	1.00	現状維持
516	保健福祉部	介護福祉課	寿楽荘利用料金	使用料	石巻市老人福祉センター寿楽荘条例	利用料(入浴) 定期利用券・6か月・60歳以上のみ利用可	3,050	3,050	1.00	現状維持
517	保健福祉部	介護福祉課	寿楽荘利用料金	使用料	石巻市老人福祉センター寿楽荘条例	利用料(入浴) 定期利用券・1年月・60歳以上のみ利用可	5,090	5,090	1.00	現状維持
518	保健福祉部	介護福祉課	寿楽荘利用料金	使用料	石巻市老人福祉センター寿楽荘条例	集会室使用料 市内に住所を有する60歳以上の者が利用予定者の半数以上の場合	0	0	—	現状維持
519	保健福祉部	介護福祉課	寿楽荘利用料金	使用料	石巻市老人福祉センター寿楽荘条例	集会室使用料 半日	2,540	3,810	1.50	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
520	保健福祉部	介護福祉課	寿楽荘利用料金	使用料	石巻市老人福祉センター寿楽荘条例	集会室使用料 1日	5,090	7,630	1.50	上限改定
521	保健福祉部	介護福祉課	寿楽荘利用料金	使用料	石巻市老人福祉センター寿楽荘条例	集会室使用料 夜間	3,560	5,340	1.50	上限改定
522	保健福祉部	介護福祉課	寿楽荘利用料金	使用料	石巻市老人福祉センター寿楽荘条例	和室 市内に住所を有する60歳以上の者が利用予定者の半数以上の場合	0	0	—	現状維持
523	保健福祉部	介護福祉課	寿楽荘利用料金	使用料	石巻市老人福祉センター寿楽荘条例	和室 半日	1,520	2,280	1.50	上限改定
524	保健福祉部	介護福祉課	寿楽荘利用料金	使用料	石巻市老人福祉センター寿楽荘条例	和室 1日	3,560	5,340	1.50	上限改定
525	保健福祉部	介護福祉課	寿楽荘利用料金	使用料	石巻市老人福祉センター寿楽荘条例	和室 夜間	2,540	3,810	1.50	上限改定
526	保健福祉部	介護福祉課	寿楽荘利用料金	使用料	石巻市老人福祉センター寿楽荘条例	会議室 市内に住所を有する60歳以上の者が利用予定者の半数以上の場合	0	0	—	現状維持
527	保健福祉部	介護福祉課	寿楽荘利用料金	使用料	石巻市老人福祉センター寿楽荘条例	会議室 半日	1,520	2,280	1.50	上限改定
528	保健福祉部	介護福祉課	寿楽荘利用料金	使用料	石巻市老人福祉センター寿楽荘条例	会議室 1日	3,560	4,730	1.33	計算料金
529	保健福祉部	介護福祉課	寿楽荘利用料金	使用料	石巻市老人福祉センター寿楽荘条例	会議室 夜間	2,540	3,040	1.20	計算料金
530	河北総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	新田交流会館使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	全館 1時間につき	680	920	1.35	計算料金
531	河北総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	新田交流会館使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	1室(ホール) 1時間につき	600	600	1.00	現状維持
532	河北総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	新田交流会館使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	1室(和室) 1時間につき	600	600	1.00	現状維持
533	河北総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	新田交流会館使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	暖房料 1時間につき	200	230	1.15	計算料金
534	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	梅木ふれあいセンター使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	全館 1時間につき	680	920	1.35	計算料金
535	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	梅木ふれあいセンター使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	1室(和室) 1時間につき	600	600	1.00	現状維持
536	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	梅木ふれあいセンター使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	1室(ホール) 1時間につき	600	600	1.00	現状維持
537	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	梅木ふれあいセンター使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	暖房料 1時間につき	200	230	1.15	計算料金
538	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	和洲山根ふれあいセンター使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	全館 1時間につき	680	920	1.35	計算料金
539	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	和洲山根ふれあいセンター使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	1室(和室) 1時間につき	600	600	1.00	現状維持
540	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	和洲山根ふれあいセンター使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	1室(ホール) 1時間につき	600	600	1.00	現状維持
541	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	和洲山根ふれあいセンター使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	暖房料 1時間につき	200	230	1.15	計算料金
542	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	俵庭ふれあいセンター使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	全館 1時間につき	680	920	1.35	計算料金
543	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	俵庭ふれあいセンター使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	1室(和室) 1時間につき	600	600	1.00	現状維持
544	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	俵庭ふれあいセンター使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	1室(ホール) 1時間につき	600	600	1.00	現状維持
545	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	俵庭ふれあいセンター使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	暖房料 1時間につき	200	230	1.15	計算料金

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
546	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	柏木ふれあいセンター使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	全館 1時間につき	680	920	1.35	計算料金
547	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	柏木ふれあいセンター使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	1室(和室) 1時間につき	600	600	1.00	現状維持
548	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	柏木ふれあいセンター使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	1室(ホール) 1時間につき	600	600	1.00	現状維持
549	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	柏木ふれあいセンター使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	暖房料 1時間につき	200	230	1.15	計算料金
550	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	館ふれあいセンター使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	全館 1時間につき	680	920	1.35	計算料金
551	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	館ふれあいセンター使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	1室(和室) 1時間につき	600	600	1.00	現状維持
552	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	館ふれあいセンター使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	1室(ホール) 1時間につき	600	600	1.00	現状維持
553	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	館ふれあいセンター使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	暖房料 1時間につき	200	230	1.15	計算料金
554	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	北村老人憩の家使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	全館 1時間につき	690	690	1.00	現状維持
555	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	北村老人憩の家使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	1室 1時間につき	450	450	1.00	現状維持
556	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	北村老人憩の家使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	暖房料 1時間につき	200	240	1.20	計算料金
557	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	和刈老人憩の家使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	全館 1時間につき	690	690	1.00	現状維持
558	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	和刈老人憩の家使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	1室 1時間につき	450	450	1.00	現状維持
559	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	和刈老人憩の家使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	暖房料 1時間につき	200	240	1.20	計算料金
560	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	砂押老人憩の家使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	全館 1時間につき	690	690	1.00	現状維持
561	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	砂押老人憩の家使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	1室 1時間につき	450	450	1.00	現状維持
562	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	砂押老人憩の家使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	暖房料 1時間につき	200	240	1.20	計算料金
563	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	三軒谷地老人憩の家使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	全館 1時間につき	690	690	1.00	現状維持
564	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	三軒谷地老人憩の家使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	1室 1時間につき	450	450	1.00	現状維持
565	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	三軒谷地老人憩の家使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	暖房料 1時間につき	200	240	1.20	計算料金
566	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	谷地中老人憩の家	使用料	石巻市老人憩の家条例	全館 1時間につき	690	690	1.00	現状維持
567	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	谷地中老人憩の家	使用料	石巻市老人憩の家条例	1室 1時間につき	450	450	1.00	現状維持
568	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	谷地中老人憩の家	使用料	石巻市老人憩の家条例	暖房料 1時間につき	200	240	1.20	計算料金
569	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	河南老人福祉センター使用料	使用料	石巻市河南老人福祉センター条例	栄養指導室 9:00～17:00 1時間につき	310	320	1.03	計算料金
570	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	河南老人福祉センター使用料	使用料	石巻市河南老人福祉センター条例	栄養指導室 17:00～22:00 1時間につき	470	480	1.02	計算料金
571	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	河南老人福祉センター使用料	使用料	石巻市河南老人福祉センター条例	教養娯楽室 9:00～17:00 1時間につき	310	320	1.03	計算料金

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
572	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	河南老人福祉センター使用料	使用料	石巻市河南老人福祉センター条例	教養娯楽室 17:00～22:00 1時間につき	470	480	1.02	計算料金
573	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	河南老人福祉センター使用料	使用料	石巻市河南老人福祉センター条例	健康相談室 9:00～17:00 1時間につき	310	320	1.03	計算料金
574	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	河南老人福祉センター使用料	使用料	石巻市河南老人福祉センター条例	健康相談室 17:00～22:00 1時間につき	470	480	1.02	計算料金
575	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	河南老人福祉センター使用料	使用料	石巻市河南老人福祉センター条例	工作室 9:00～17:00 1時間につき	310	320	1.03	計算料金
576	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	河南老人福祉センター使用料	使用料	石巻市河南老人福祉センター条例	工作室 17:00～22:00 1時間につき	470	480	1.02	計算料金
577	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	河南老人福祉センター使用料	使用料	石巻市河南老人福祉センター条例	集会及び運動指導室 9:00～17:00 1時間につき	740	1,110	1.50	上限改定
578	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	河南老人福祉センター使用料	使用料	石巻市河南老人福祉センター条例	集会及び運動指導室 17:00～22:00 1時間につき	1,890	2,830	1.50	上限改定
579	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	河南老人福祉センター使用料	使用料	石巻市河南老人福祉センター条例	生活相談室 9:00～17:00 1時間につき	140	170	1.21	計算料金
580	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	河南老人福祉センター使用料	使用料	石巻市河南老人福祉センター条例	生活相談室 17:00～22:00 1時間につき	470	570	1.21	計算料金
581	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	河南老人福祉センター使用料	使用料	石巻市河南老人福祉センター条例	図書室 9:00～17:00 1時間につき	310	320	1.03	計算料金
582	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	河南老人福祉センター使用料	使用料	石巻市河南老人福祉センター条例	図書室 17:00～22:00 1時間につき	470	480	1.02	計算料金
583	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	河南老人福祉センター使用料	使用料	石巻市河南老人福祉センター条例	合宿研修 22:00～翌日9:00 1人1泊	630	940	1.49	上限改定
584	河南総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	河南老人福祉センター使用料	使用料	石巻市河南老人福祉センター条例	暖房料 使用料の20パーセントに相当する額	使用料の 20%に相当 する額	使用料の 20%に相当 する額	—	現状維持
585	桃生総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	永井いきいき交流センター老人福祉使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	全館 1時間単位	680	920	1.35	計算料金
586	桃生総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	永井いきいき交流センター老人福祉使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	1室(多目的ホール) 1時間単位	600	600	1.00	現状維持
587	桃生総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	永井いきいき交流センター老人福祉使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	1室(談話室・会議室) 1時間単位	600	600	1.00	現状維持
588	桃生総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	永井いきいき交流センター老人福祉使用料	使用料	石巻市いきいきふれあい交流センター条例	暖房料 1時間単位	200	230	1.15	計算料金
589	桃生総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	檜崎東老人憩の家老人福祉使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	全館 1時間単位	690	690	1.00	現状維持
590	桃生総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	檜崎東老人憩の家老人福祉使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	1室(25帖) 1時間単位	450	450	1.00	現状維持
591	桃生総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	檜崎東老人憩の家老人福祉使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	1室(8帖) 1時間単位	450	450	1.00	現状維持
592	桃生総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	檜崎東老人憩の家老人福祉使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	暖房料 1時間単位	200	240	1.20	計算料金
593	桃生総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	城内老人憩の家老人福祉使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	全館 1時間単位	690	690	1.00	現状維持
594	桃生総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	城内老人憩の家老人福祉使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	1室(大ホール) 1時間単位	450	450	1.00	現状維持
595	桃生総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	城内老人憩の家老人福祉使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	1室(和室 大) 1時間単位	450	450	1.00	現状維持
596	桃生総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	城内老人憩の家老人福祉使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	1室(和室 小) 1時間単位	450	450	1.00	現状維持
597	桃生総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	城内老人憩の家老人福祉使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	暖房料 1時間単位	200	240	1.20	計算料金

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
598	桃生総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	新田老人憩の家老人福祉使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	全館 1時間単位	690	690	1.00	現状維持
599	桃生総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	新田老人憩の家老人福祉使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	1室(ホール) 1時間単位	450	450	1.00	現状維持
600	桃生総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	新田老人憩の家老人福祉使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	1室(和室) 1時間単位	450	450	1.00	現状維持
601	桃生総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	新田老人憩の家老人福祉使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	暖房料 1時間単位	200	240	1.20	計算料金
602	桃生総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	薬田老人憩の家老人福祉使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	全館 1時間単位	690	690	1.00	現状維持
603	桃生総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	薬田老人憩の家老人福祉使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	1室(8帖) 1時間単位	450	450	1.00	現状維持
604	桃生総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	薬田老人憩の家老人福祉使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	1室(25帖) 1時間単位	450	450	1.00	現状維持
605	桃生総合支所 保健福祉部	市民福祉課 介護福祉課	薬田老人憩の家老人福祉使用料	使用料	石巻市老人憩の家条例	暖房料 1時間単位	200	240	1.20	計算料金
606	保健福祉部	保健福祉総務課	ささえあいセンター駐車場料金	使用料	石巻市ささえあいセンター条例	駐車場 駐車時間30分未満は無料とし、駐車時間30分以上は以後30分ごとに150円。1時間当たり300円。	300	300	1.00	現状維持
607	保健福祉部	子育て支援課	児童手当受給証明書発行手数料	手数料	石巻市手数料条例	その他諸証明 1種につき	300	300	1.00	現状維持
608	産業部	商工課	石巻市かわまち交流センター使用料	使用料	石巻市かわまち交流拠点条例	ミーティングスペース 1時間当たり	200	200	1.00	現状維持
609	産業部	商工課	石巻市かわまち交流センター使用料	使用料	石巻市かわまち交流拠点条例	キッチンスペース 1時間当たり	400	430	1.08	計算料金
610	産業部	商工課	石巻市かわまち交流センター使用料	使用料	石巻市かわまち交流拠点条例	市民交流ホール 1時間当たり	810	1,160	1.43	計算料金
611	産業部	商工課	かわまち交通広場使用料	使用料	石巻市かわまち交流拠点条例	交通広場の利用	0	0	—	現状維持
612	産業部	商工課	石巻市かわまち交流広場使用料	使用料	石巻市かわまち交流拠点条例	営利を目的としない利用 1日当たり	0	0	—	現状維持
613	産業部	商工課	石巻市かわまち交流広場使用料	使用料	石巻市かわまち交流拠点条例	営利を目的とする利用 南広場・1日当たり	5,000	5,000	1.00	現状維持
614	産業部	商工課	石巻市かわまち交流広場使用料	使用料	石巻市かわまち交流拠点条例	営利を目的とする利用 北広場・1日当たり	2,000	2,000	1.00	現状維持
615	産業部	商工課	石巻市かわまち交流広場使用料	使用料	石巻市かわまち交流拠点条例	営利を目的とする利用 一部利用(1平方メートル)	10	10	1.00	現状維持
616	産業部	商工課	石巻市かわまち交流広場使用料	使用料	石巻市かわまち交流拠点条例	電源(コンセント)の利用 1日当たり(1口)	500	570	1.14	計算料金
617	産業部	商工課	石巻市かわまち立体駐車場使用料	使用料	石巻市かわまち交流拠点条例	午前8時から午後6時までに入場した場合 駐車時間120分未満	0	0	—	現状維持
618	産業部	商工課	石巻市かわまち立体駐車場使用料	使用料	石巻市かわまち交流拠点条例	午前8時から午後6時までに入場した場合 駐車時間120分以上30分までごとに	300	300	1.00	現状維持
619	産業部	商工課	石巻市かわまち立体駐車場使用料	使用料	石巻市かわまち交流拠点条例	午後6時から翌日午前8時までに入場した場合 駐車時間60分未満	0	0	—	現状維持
620	産業部	商工課	石巻市かわまち立体駐車場使用料	使用料	石巻市かわまち交流拠点条例	午後6時から翌日午前8時までに入場した場合 駐車時間60分以上30分までごとに	300	300	1.00	現状維持
621	産業部	商工課	石巻市かわまちバス駐車場使用料	使用料	石巻市かわまち交流拠点条例	駐車場の利用	0	0	—	現状維持
622	産業部	観光政策課	石ノ森萬画館使用料	使用料	石ノ森萬画館条例	常設展示室観覧料 小学生(個人)/人、1回	300	300	1.00	現状維持
623	産業部	観光政策課	石ノ森萬画館使用料	使用料	石ノ森萬画館条例	常設展示室観覧料 中・高校生(個人)/人、1回	700	700	1.00	現状維持

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
624	産業部	観光政策課	石ノ森萬画館使用料	使用料	石ノ森萬画館条例	常設展示室観覧料 大人(個人)/人、1回	1,000	1,000	1.00	現状維持
625	産業部	観光政策課	石ノ森萬画館使用料	使用料	石ノ森萬画館条例	常設展示室観覧料 小学生(団体)/人、1回	240	240	1.00	現状維持
626	産業部	観光政策課	石ノ森萬画館使用料	使用料	石ノ森萬画館条例	常設展示室観覧料 中・高校生(団体)/人、1回	560	560	1.00	現状維持
627	産業部	観光政策課	石ノ森萬画館使用料	使用料	石ノ森萬画館条例	常設展示室観覧料 大人(団体)/人、1回	800	800	1.00	現状維持
628	産業部	観光政策課	石ノ森萬画館使用料	使用料	石ノ森萬画館条例	常設展示室観覧料 小学生(個人)/人、年間	1,000	1,000	1.00	現状維持
629	産業部	観光政策課	石ノ森萬画館使用料	使用料	石ノ森萬画館条例	常設展示室観覧料 中・高校生(個人)/人、年間	2,000	2,000	1.00	現状維持
630	産業部	観光政策課	石ノ森萬画館使用料	使用料	石ノ森萬画館条例	常設展示室観覧料 大人(個人)/人、年間	3,000	3,000	1.00	現状維持
631	産業部	観光政策課	石ノ森萬画館使用料	使用料	石ノ森萬画館条例	常設展示室観覧料 団体、年間	700	700	1.00	現状維持
632	産業部	観光政策課	石ノ森萬画館使用料	使用料	石ノ森萬画館条例	企画展示室観覧料 1回につき	2,000	2,000	1.00	現状維持
633	産業部	観光政策課	石ノ森萬画館使用料	使用料	石ノ森萬画館条例	企画展示室観覧料 団体、年間	常設展示室観覧料を含む。	常設展示室観覧料を含む。	—	現状維持
634	産業部	観光政策課	石ノ森萬画館使用料	使用料	石ノ森萬画館条例	映像ホール 1日あたり	7,000	廃止	—	廃止
635	産業部	観光政策課	石ノ森萬画館使用料	使用料	石ノ森萬画館条例	研修室 1日あたり	19,000	廃止	—	廃止
636	産業部	観光政策課	石ノ森萬画館使用料	使用料	石ノ森萬画館条例	企画展示室 1日あたり	17,000	25,500	1.50	上限改定
637	産業部	観光政策課	石ノ森萬画館使用料	使用料	石ノ森萬画館条例	設備器具 1件1回当たり	2,000	廃止	—	廃止
638	産業部	観光政策課	石巻市マンガアイランド使用料	使用料	石巻市マンガアイランド条例	ロッジ大(風呂・シャワー有) 1棟1泊につき	9,160	13,740	1.50	上限改定
639	産業部	観光政策課	石巻市マンガアイランド使用料	使用料	石巻市マンガアイランド条例	ロッジ小(シャワー有) 1棟1泊につき	8,140	12,210	1.50	上限改定
640	産業部	観光政策課	石巻市マンガアイランド使用料	使用料	石巻市マンガアイランド条例	テントサイト 1区画1泊につき	1,520	2,280	1.50	上限改定
641	産業部	観光政策課	石巻市マンガアイランド使用料	使用料	石巻市マンガアイランド条例	センターハウス浴室 大人/回	200	300	1.50	上限改定
642	産業部	観光政策課	石巻市マンガアイランド使用料	使用料	石巻市マンガアイランド条例	センターハウス浴室 小人/回	100	150	1.50	上限改定
643	産業部	観光政策課	石巻市マンガアイランド使用料	使用料	石巻市マンガアイランド条例	センターハウスシャワー 大人/回	100	120	1.20	計算料金
644	産業部	観光政策課	石巻市マンガアイランド使用料	使用料	石巻市マンガアイランド条例	センターハウスシャワー 小人/回	50	60	1.20	計算料金
645	産業部	観光政策課	石巻市マンガアイランド使用料	使用料	石巻市マンガアイランド条例	暖房器具 ロッジ1棟1泊につき	1,000	1,300	1.30	計算料金
646	産業部	観光政策課	石巻市マンガアイランド使用料	使用料	石巻市マンガアイランド条例	キャンプ用品一式 1泊につき	1,500	2,200	1.47	計算料金(他市比較)
647	産業部	観光政策課	石巻市マンガアイランド使用料	使用料	石巻市マンガアイランド条例	自転車 大人用1回につき	200	200	1.00	現状維持
648	産業部	観光政策課	石巻市マンガアイランド使用料	使用料	石巻市マンガアイランド条例	自転車 小人用1回につき	100	100	1.00	現状維持
649	産業部	観光政策課	石巻市マンガアイランド使用料	使用料	石巻市マンガアイランド条例	電動自転車 1回につき	300	300	1.00	現状維持

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
650	産業部	観光政策課	石巻市マンガアイランド使用料	使用料	石巻市マンガアイランド条例	釣り竿 1回につき	100	150	1.50	上限改定
651	産業部	観光政策課	石巻市マンガアイランド使用料	使用料	石巻市マンガアイランド条例	天体望遠鏡 1泊につき	100	150	1.50	上限改定
652	河北総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	道の駅「上品の郷」 温泉保養施設利用料金	使用料	石巻市道の駅「上品の郷」条例	入浴 一般	780	1,170	1.50	上限改定
653	河北総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	道の駅「上品の郷」 温泉保養施設利用料金	使用料	石巻市道の駅「上品の郷」条例	入浴 小・中学生	330	490	1.48	上限改定
654	河北総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	道の駅「上品の郷」 温泉保養施設利用料金	使用料	石巻市道の駅「上品の郷」条例	入浴割引回数券(11回券) 一般	7,800	11,700	1.50	上限改定
655	河北総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	道の駅「上品の郷」 温泉保養施設利用料金	使用料	石巻市道の駅「上品の郷」条例	小休憩室 1時間につき(8畳間)	560	560	1.00	現状維持
656	河北総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	道の駅「上品の郷」 温泉保養施設利用料金	使用料	石巻市道の駅「上品の郷」条例	小休憩室 1時間につき(12畳間)	780	790	1.01	計算料金
657	河北総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	道の駅「上品の郷」 地域振興施設等利用料金	使用料	石巻市道の駅「上品の郷」条例	地域振興施設(アウトテントを除く) 1平方メートル1月につき	3,900	5,850	1.50	上限改定
658	河北総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	道の駅「上品の郷」 地域振興施設等利用料金	使用料	石巻市道の駅「上品の郷」条例	地域振興施設(アウトテント) 1平方メートル1月につき	3,500	5,250	1.50	上限改定
659	河北総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	道の駅「上品の郷」 地域振興施設等利用料金	使用料	石巻市道の駅「上品の郷」条例	温泉保養施設 1平方メートル1月につき	3,900	5,850	1.50	上限改定
660	河北総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	道の駅「上品の郷」 地域振興施設等利用料金	使用料	石巻市道の駅「上品の郷」条例	厨房施設 1平方メートル1月につき	3,900	5,850	1.50	上限改定
661	河北総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	道の駅「上品の郷」 地域振興施設等利用料金	使用料	石巻市道の駅「上品の郷」条例	屋外販売等スペース 1平方メートル1日につき	3,000	4,390	1.46	計算料金
662	河北総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	道の駅「上品の郷」 地域振興施設等利用料金	使用料	石巻市道の駅「上品の郷」条例	自動販売機置場 1月につき	売上額に100分の30を乗じて得た額	売上額に100分の30を乗じて得た額	—	現状維持
663	雄勝総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	雄勝地域拠点エリア(雄勝碓伝統産業会館)使用料	使用料	石巻市雄勝地域拠点エリア条例	研修室 1時間につき	430	640	1.49	上限改定
664	雄勝総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	雄勝地域拠点エリア(雄勝碓伝統産業会館)使用料	使用料	石巻市雄勝地域拠点エリア条例	展示室 1時間につき	630	940	1.49	上限改定
665	雄勝総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	雄勝地域拠点エリア(雄勝碓伝統産業会館)使用料	使用料	石巻市雄勝地域拠点エリア条例	研修室及び展示室の冷暖房料 1時間につき	50	60	1.20	計算料金
666	雄勝総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	雄勝地域拠点エリア(雄勝碓伝統産業会館)使用料	使用料	石巻市雄勝地域拠点エリア条例	観覧料 個人(大人・高校生)9:00-16:30	200	300	1.50	上限改定
667	雄勝総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	雄勝地域拠点エリア(雄勝碓伝統産業会館)使用料	使用料	石巻市雄勝地域拠点エリア条例	観覧料 個人(小・中学生)	100	150	1.50	上限改定
668	雄勝総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	雄勝地域拠点エリア(雄勝碓伝統産業会館)使用料	使用料	石巻市雄勝地域拠点エリア条例	観覧料 団体(大人・高校生)	180	270	1.50	上限改定
669	雄勝総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	雄勝地域拠点エリア(雄勝碓伝統産業会館)使用料	使用料	石巻市雄勝地域拠点エリア条例	観覧料 団体(小・中学生)	90	130	1.44	上限改定
670	雄勝総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	雄勝地域拠点エリア(雄勝碓伝統産業会館)使用料	使用料	石巻市雄勝地域拠点エリア条例	観覧料 年間バスポート(大人・高校生)	500	750	1.50	上限改定
671	雄勝総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	雄勝地域拠点エリア(雄勝碓伝統産業会館)使用料	使用料	石巻市雄勝地域拠点エリア条例	観覧料 年間バスポート(小・中学生)	250	370	1.48	上限改定
672	雄勝総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	雄勝地域拠点エリア(雄勝観光物産交流館)使用料	使用料	石巻市雄勝地域拠点エリア条例	テナント区画使用料 1平方メートル1月につき	2,230	3,340	1.50	上限改定
673	雄勝総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	雄勝地域拠点エリア(雄勝観光物産交流館)使用料	使用料	石巻市雄勝地域拠点エリア条例	物販区画使用料 1平方メートル1月につき	2,350	3,520	1.50	上限改定
674	北上総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	北上観光物産交流センター 物産販売コーナー利用料	使用料	石巻市北上観光物産交流センター条例	物産販売コーナー 1日1平方メートル当たり	60	90	1.50	上限改定
675	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	おしか家族旅行村オートキャンプ場使用料	使用料	石巻市おしか家族旅行村オートキャンプ場条例	ケビンA棟 1泊	15,270	22,900	1.50	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
676	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	おしか家族旅行村オートキャンプ場使用料	使用料	石巻市おしか家族旅行村オートキャンプ場条例	ケビンA棟 休憩	4,070	6,100	1.50	上限改定
677	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	おしか家族旅行村オートキャンプ場使用料	使用料	石巻市おしか家族旅行村オートキャンプ場条例	ケビンB棟 1泊	22,400	33,600	1.50	上限改定
678	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	おしか家族旅行村オートキャンプ場使用料	使用料	石巻市おしか家族旅行村オートキャンプ場条例	ケビンB棟 休憩	6,110	9,160	1.50	上限改定
679	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	おしか家族旅行村オートキャンプ場使用料	使用料	石巻市おしか家族旅行村オートキャンプ場条例	ケビン 宿泊 超過料金	2,540	3,810	1.50	上限改定
680	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	おしか家族旅行村オートキャンプ場使用料	使用料	石巻市おしか家族旅行村オートキャンプ場条例	ケビン 休憩 超過料金	500	750	1.50	上限改定
681	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	おしか家族旅行村オートキャンプ場使用料	使用料	石巻市おしか家族旅行村オートキャンプ場条例	冬季加算 1棟1泊	1,010	1,510	1.50	上限改定
682	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	おしか家族旅行村オートキャンプ場使用料	使用料	石巻市おしか家族旅行村オートキャンプ場条例	個別サイトA 1泊	4,070	6,100	1.50	上限改定
683	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	おしか家族旅行村オートキャンプ場使用料	使用料	石巻市おしか家族旅行村オートキャンプ場条例	個別サイトB 1泊	3,050	4,570	1.50	上限改定
684	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	おしか家族旅行村オートキャンプ場使用料	使用料	石巻市おしか家族旅行村オートキャンプ場条例	個別サイト 電源付きサイト 1泊	6,110	9,160	1.50	上限改定
685	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	おしか家族旅行村オートキャンプ場使用料	使用料	石巻市おしか家族旅行村オートキャンプ場条例	個別サイト 超過料金	500	750	1.50	上限改定
686	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	おしか家族旅行村オートキャンプ場使用料	使用料	石巻市おしか家族旅行村オートキャンプ場条例	フリーサイト日帰り利用 大人1人	300	450	1.50	上限改定
687	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	おしか家族旅行村オートキャンプ場使用料	使用料	石巻市おしか家族旅行村オートキャンプ場条例	フリーサイト日帰り利用 小人1人	100	150	1.50	上限改定
688	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	おしか家族旅行村オートキャンプ場使用料	使用料	石巻市おしか家族旅行村オートキャンプ場条例	フリーサイト テント 1張1泊	3,050	4,570	1.50	上限改定
689	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	おしか家族旅行村オートキャンプ場使用料	使用料	石巻市おしか家族旅行村オートキャンプ場条例	毛布 1枚	300	300	1.00	現状維持
690	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	おしか家族旅行村オートキャンプ場使用料	使用料	石巻市おしか家族旅行村オートキャンプ場条例	テント 1張1泊	2,000	2,000	1.00	現状維持
691	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	牡鹿地域拠点エリア使用料	使用料	石巻市牡鹿地域拠点エリア条例	テナント 1平方メートル1月につき	2,210	3,310	1.50	上限改定
692	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	牡鹿地域拠点エリア使用料	使用料	石巻市牡鹿地域拠点エリア条例	入館料(個人・大人) 1日	400	600	1.50	上限改定
693	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	牡鹿地域拠点エリア使用料	使用料	石巻市牡鹿地域拠点エリア条例	入館料(個人・大学生、高校生) 1日	300	450	1.50	上限改定
694	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	牡鹿地域拠点エリア使用料	使用料	石巻市牡鹿地域拠点エリア条例	入館料(個人・中学生、小学生) 1日	200	300	1.50	上限改定
695	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	牡鹿地域拠点エリア使用料	使用料	石巻市牡鹿地域拠点エリア条例	入館料(団体1人につき・大人) 1日	360	540	1.50	上限改定
696	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	牡鹿地域拠点エリア使用料	使用料	石巻市牡鹿地域拠点エリア条例	入館料(団体1人につき・大学生、高校生) 1日	270	400	1.48	上限改定
697	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	牡鹿地域拠点エリア使用料	使用料	石巻市牡鹿地域拠点エリア条例	入館料(団体1人につき・中学生、小学生) 1日	180	270	1.50	上限改定
698	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	牡鹿地域拠点エリア使用料	使用料	石巻市牡鹿地域拠点エリア条例	入館料(年間バスポート1人につき・大人) 1日	1,000	1,500	1.50	上限改定
699	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	牡鹿地域拠点エリア使用料	使用料	石巻市牡鹿地域拠点エリア条例	入館料(年間バスポート1人につき・大学生、高校生) 1日	750	1,120	1.49	上限改定
700	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 観光政策課	牡鹿地域拠点エリア使用料	使用料	石巻市牡鹿地域拠点エリア条例	入館料(年間バスポート・中学生、小学生) 1日	500	750	1.50	上限改定
701	産業部	水産課	水産総合振興センター使用料	使用料	石巻市水産総合振興センター条例	第一会議室(大) 1時間につき	710	1,060	1.49	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
702	産業部	水産課	水産総合振興センター使用料	使用料	石巻市水産総合振興センター条例	第二会議室(中) 1時間につき	300	450	1.50	上限改定
703	産業部	水産課	水産総合振興センター使用料	使用料	石巻市水産総合振興センター条例	第三会議室(小) 1時間につき	100	150	1.50	上限改定
704	産業部	水産課	水産総合振興センター使用料	使用料	石巻市水産総合振興センター条例	調理実習室 1時間につき	400	600	1.50	上限改定
705	産業部	水産課	水産総合振興センター使用料	使用料	石巻市水産総合振興センター条例	試験分析・加工実習室 1時間につき	810	1,210	1.49	上限改定
706	産業部	水産課	水産総合振興センター使用料	使用料	石巻市水産総合振興センター条例	情報資料室及び通路その他の共用施設 1日につき	500	750	1.50	上限改定
707	産業部	水産課	水産総合振興センター使用料	使用料	石巻市水産総合振興センター条例	飲食提供及び売店施設 1平方メートル1月につき	2,130	3,190	1.50	上限改定
708	産業部	水産課	水産総合振興センター使用料	使用料	石巻市水産総合振興センター条例	事務室 1平方メートル1月につき	2,130	3,190	1.50	上限改定
709	産業部	水産課	水産総合振興センター使用料	使用料	石巻市水産総合振興センター条例	浴室・休憩室 浴室・休憩室(無料)	0	0	—	現状維持
710	産業部	水産課	魚町水産加工共同排水処理施設使用料	使用料	石巻市魚町水産加工共同排水処理施設条例	1㎡当たりの使用料 1㎡につき	200	200	1.00	現状維持
711	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 水産課	鮎川漁港漁船上架施	使用料	石巻市鮎川漁港漁船上架施設条例	上架施設 1期(3日間)15トン以上	90,000	135,000	1.50	上限改定
712	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 水産課	鮎川漁港漁船上架施	使用料	石巻市鮎川漁港漁船上架施設条例	上架施設 1期(3日間)10トン以上15トン未満	75,000	112,500	1.50	上限改定
713	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 水産課	鮎川漁港漁船上架施	使用料	石巻市鮎川漁港漁船上架施設条例	上架施設 1期(3日間)5トン以上10トン未満	60,000	90,000	1.50	上限改定
714	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 水産課	鮎川漁港漁船上架施	使用料	石巻市鮎川漁港漁船上架施設条例	上架施設 1期(3日間)5トン未満	45,000	67,500	1.50	上限改定
715	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 水産課	牡鹿製氷冷蔵庫利用料	使用料	石巻市牡鹿製氷冷蔵庫条例	冷蔵保管 1月を2期として、1期につき1ゲージ(容量が概ね1立方メートルの大きさをいう。)当たり	5,090	7,630	1.50	上限改定
716	牡鹿総合支所 産業部	地域振興課 水産課	牡鹿製氷冷蔵庫利用料	使用料	石巻市牡鹿製氷冷蔵庫条例	氷 135キログラムあたり	2,030	3,040	1.50	上限改定
717	産業部	農林課	カントリーエレベーター使用料	使用料	石巻市カントリーエレベーター条例	玄米 1kg当たり	30	34	1.13	計算料金
718	産業部	農林課	カントリーエレベーター使用料	使用料	石巻市カントリーエレベーター条例	くず米 1kg当たり	15	17	1.13	計算料金
719	産業部	農林課	農業振興地域証明手数料	手数料	石巻市手数料条例	その他証明 1件につき	300	300	1.00	現状維持
720	河北総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河北中野林業センター 利用料金	使用料	石巻市生活改善施設等設置に関する条例	全館 1時間につき	750	1,120	1.49	上限改定
721	河北総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河北中野林業センター 利用料金	使用料	石巻市生活改善施設等設置に関する条例	1室 1時間につき	450	670	1.49	上限改定
722	河北総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河北中野林業センター 利用料金	使用料	石巻市生活改善施設等設置に関する条例	暖房料 1時間につき	200	230	1.15	計算料金
723	河北総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河北林業総合センター 利用料金	使用料	石巻市生活改善施設等設置に関する条例	暖房料 1時間につき	200	230	1.15	計算料金
724	河北総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河北上品山牧場 石巻市市営牧場使用料	使用料	石巻市営牧場条例	乳用牛 生後6箇月以上16箇月未満	280	420	1.50	上限改定
725	河北総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河北上品山牧場 石巻市市営牧場使用料	使用料	石巻市営牧場条例	乳用牛 生後16箇月以上	320	480	1.50	上限改定
726	河北総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河北上品山牧場 石巻市市営牧場使用料	使用料	石巻市営牧場条例	肉用牛 生後6箇月以上16箇月未満	230	340	1.48	上限改定
727	河北総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河北上品山牧場 石巻市市営牧場使用料	使用料	石巻市営牧場条例	肉用牛 生後16箇月以上	250	370	1.48	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
728	河北総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河北大谷地堆肥センター 搬入料金	使用料	石巻市有機センター条例	家畜ふん 1トン当たり 含水率81パーセント以上	3,000	廃止	—	廃止
729	河北総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河北大谷地堆肥センター 搬入料金	使用料	石巻市有機センター条例	家畜ふん 1トン当たり 含水率51パーセント以上80パーセント以下	2,250	3,160	1.40	計算料金
730	河北総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河北大谷地堆肥センター 搬入料金	使用料	石巻市有機センター条例	家畜ふん 1トン当たり 含水率50パーセント以下	1,500	廃止	—	廃止
731	河北総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河北大谷地堆肥センター 搬入料金	使用料	石巻市有機センター条例	家畜尿 1リットル当たり	15	15	1.00	現状維持
732	河北総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河北大谷地堆肥センター 搬入料金	使用料	石巻市有機センター条例	食品残滓 1トン当たり	7,500	7,500	1.00	現状維持
733	河北総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河北大谷地堆肥センター 肥料料金	使用料	石巻市有機センター条例	バラ 1トン	7,500	11,250	1.50	上限改定
734	河北総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河北大谷地堆肥センター 肥料料金	使用料	石巻市有機センター条例	バラ 15キログラム	900	1,350	1.50	上限改定
735	河北総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河北大谷地堆肥センター 肥料料金	使用料	石巻市有機センター条例	ペレット 15キログラム	1,200	廃止	—	廃止
736	河北総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河北大谷地堆肥センター その他の料金	使用料	石巻市有機センター条例	車両等の貸出 1車両等につき1時間当たり	1,500	2,250	1.50	上限改定
737	河北総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河北大谷地堆肥センター その他の料金	使用料	石巻市有機センター条例	肥料の配達 1トン当たり	2,000	3,000	1.50	上限改定
738	河北総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河北大谷地堆肥センター その他の料金	使用料	石巻市有機センター条例	肥料のほ場への散布 1トン当たり	1,500	2,250	1.50	上限改定
739	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南広刈農業担い手センター使用料	使用料	石巻市河南広刈農業担い手センター条例	全室 午前(午前9時～午後1時)の部:1回につき	900	1,350	1.50	上限改定
740	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南広刈農業担い手センター使用料	使用料	石巻市河南広刈農業担い手センター条例	全室 午後(午後1時～午後5時)の部:1回につき	900	1,350	1.50	上限改定
741	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南広刈農業担い手センター使用料	使用料	石巻市河南広刈農業担い手センター条例	全室 夜間(午後5時～午後10時)の部:1回につき	1,800	2,700	1.50	上限改定
742	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南広刈農業担い手センター使用料	使用料	石巻市河南広刈農業担い手センター条例	暖房料 1回につき	800	1,030	1.29	計算料金
743	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南鹿又農業研修センター使用料	使用料	石巻市河南鹿又農業研修センター条例	全館 午前(午前9時～午後1時)の部:1回につき	1,360	2,040	1.50	上限改定
744	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南鹿又農業研修センター使用料	使用料	石巻市河南鹿又農業研修センター条例	全館 午後(午後1時～午後5時)の部:1回につき	1,360	2,040	1.50	上限改定
745	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南鹿又農業研修センター使用料	使用料	石巻市河南鹿又農業研修センター条例	全館 夜間(午後5時～午後10時)の部:1回につき	2,720	4,080	1.50	上限改定
746	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南鹿又農業研修センター使用料	使用料	石巻市河南鹿又農業研修センター条例	暖房料 1回につき	800	1,030	1.29	計算料金
747	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南須江農村定住センター使用料	使用料	石巻市河南須江農村定住センター条例	第1生活改善研修室 昼間(午前9時～午後5時) 1時間あたり	220	220	1.00	現状維持
748	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南須江農村定住センター使用料	使用料	石巻市河南須江農村定住センター条例	第2生活改善研修室 昼間(午前9時～午後5時) 1時間あたり	220	220	1.00	現状維持
749	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南須江農村定住センター使用料	使用料	石巻市河南須江農村定住センター条例	第1会議室 昼間(午前9時～午後5時) 1時間あたり	310	310	1.00	現状維持
750	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南須江農村定住センター使用料	使用料	石巻市河南須江農村定住センター条例	第2会議室 昼間(午前9時～午後5時) 1時間あたり	460	460	1.00	現状維持
751	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南須江農村定住センター使用料	使用料	石巻市河南須江農村定住センター条例	第3会議室 昼間(午前9時～午後5時) 1時間あたり	460	460	1.00	現状維持
752	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南須江農村定住センター使用料	使用料	石巻市河南須江農村定住センター条例	第1生活改善研修室 夜間(午後5時～午後10時) 1時間あたり	310	310	1.00	現状維持
753	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南須江農村定住センター使用料	使用料	石巻市河南須江農村定住センター条例	第2生活改善研修室 夜間(午後5時～午後10時) 1時間あたり	310	310	1.00	現状維持

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R.9.4月)	改定率	改定区分
754	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南須江農村定住センター使用料	使用料	石巻市河南須江農村定住センター条例	第1会議室 夜間(午後5時～午後10時) 1時間あたり	460	460	1.00	現状維持
755	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南須江農村定住センター使用料	使用料	石巻市河南須江農村定住センター条例	第2会議室 夜間(午後5時～午後10時) 1時間あたり	630	630	1.00	現状維持
756	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南須江農村定住センター使用料	使用料	石巻市河南須江農村定住センター条例	第3会議室 夜間(午後5時～午後10時) 1時間あたり	630	630	1.00	現状維持
757	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南須江農村定住センター使用料	使用料	石巻市河南須江農村定住センター条例	暖房料 使用料の20%に相当する額	使用料の 20%に相当 する額	使用料の 20%に相当 する額	—	現状維持
758	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南北村農村交流センター使用料	使用料	石巻市河南北村農村交流センター条例	むらづくり推進室 昼間(午前9時～午後5時) 1時間あたり	460	460	1.00	現状維持
759	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南北村農村交流センター使用料	使用料	石巻市河南北村農村交流センター条例	生活改善実習室 昼間(午前9時～午後5時) 1時間あたり	460	460	1.00	現状維持
760	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南北村農村交流センター使用料	使用料	石巻市河南北村農村交流センター条例	交流促進室 昼間(午前9時～午後5時) 1時間あたり	310	310	1.00	現状維持
761	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南北村農村交流センター使用料	使用料	石巻市河南北村農村交流センター条例	ふれあい室 昼間(午前9時～午後5時) 1時間あたり	310	310	1.00	現状維持
762	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南北村農村交流センター使用料	使用料	石巻市河南北村農村交流センター条例	むらづくり推進室 夜間(午後5時～午後10時) 1時間あたり	630	630	1.00	現状維持
763	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南北村農村交流センター使用料	使用料	石巻市河南北村農村交流センター条例	生活改善実習室 夜間(午後5時～午後10時) 1時間あたり	630	630	1.00	現状維持
764	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南北村農村交流センター使用料	使用料	石巻市河南北村農村交流センター条例	交流促進室 夜間(午後5時～午後10時) 1時間あたり	460	460	1.00	現状維持
765	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南北村農村交流センター使用料	使用料	石巻市河南北村農村交流センター条例	ふれあい室 夜間(午後5時～午後10時) 1時間あたり	460	460	1.00	現状維持
766	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南北村農村交流センター使用料	使用料	石巻市河南北村農村交流センター条例	暖房料 使用料の20%に相当する額	使用料の 20%に相当 する額	使用料の 20%に相当 する額	—	現状維持
767	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南山根中埠転作推進集落センター使用料	使用料	石巻市河南山根中埠転作推進集落センター条例	全館 1回につき	1,230	1,840	1.50	上限改定
768	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南山根中埠転作推進集落センター使用料	使用料	石巻市河南山根中埠転作推進集落センター条例	暖房料 1回につき	800	1,030	1.29	計算料金
769	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南須江中埠構造改善センター使用料	使用料	石巻市河南須江中埠構造改善センター条例	大会費室 1回につき	4,010	4,010	1.00	現状維持
770	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南須江中埠構造改善センター使用料	使用料	石巻市河南須江中埠構造改善センター条例	中会費室 1回につき	2,290	2,290	1.00	現状維持
771	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南須江中埠構造改善センター使用料	使用料	石巻市河南須江中埠構造改善センター条例	小会費室 1回につき	320	370	1.16	計算料金
772	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南須江中埠構造改善センター使用料	使用料	石巻市河南須江中埠構造改善センター条例	暖房料 1回につき	800	1,030	1.29	計算料金
773	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南旭山農業体験実習館使用料	使用料	石巻市河南旭山農業体験実習館条例	研修室兼宿泊室 宿泊研修1人1泊(午後4時～翌日の午前9時)【小中学生】	630	940	1.49	上限改定
774	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南旭山農業体験実習館使用料	使用料	石巻市河南旭山農業体験実習館条例	研修室兼宿泊室 宿泊研修1人1泊(午後4時～翌日の午前9時)【青年(15歳以上25歳以下の者)】	780	1,170	1.50	上限改定
775	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南旭山農業体験実習館使用料	使用料	石巻市河南旭山農業体験実習館条例	研修室兼宿泊室 宿泊研修1人1泊(午後4時～翌日の午前9時)【一般】	940	1,410	1.50	上限改定
776	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南旭山農業体験実習館使用料	使用料	石巻市河南旭山農業体験実習館条例	研修室兼宿泊室 昼間(午前9時～午後5時) 1時間あたり【小中学生】	150	220	1.47	上限改定
777	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南旭山農業体験実習館使用料	使用料	石巻市河南旭山農業体験実習館条例	研修室兼宿泊室 昼間(午前9時～午後5時) 1時間あたり【青年(15歳以上25歳以下の者)】	310	460	1.48	上限改定
778	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南旭山農業体験実習館使用料	使用料	石巻市河南旭山農業体験実習館条例	研修室兼宿泊室 昼間(午前9時～午後5時) 1時間あたり【一般】	460	690	1.50	上限改定
779	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南旭山農業体験実習館使用料	使用料	石巻市河南旭山農業体験実習館条例	研修室兼宿泊室 夜間(午後5時～午後10時) 1時間あたり【小中学生】	310	460	1.48	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
780	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南旭山農業体験実習館使用料	使用料	石巻市河南旭山農業体験実習館条例	研修室兼宿泊室 夜間(午後5時～午後10時) 1時間あたり【青年(15歳以上25歳以下の者)】	460	690	1.50	上限改定
781	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南旭山農業体験実習館使用料	使用料	石巻市河南旭山農業体験実習館条例	研修室兼宿泊室 夜間(午後5時～午後10時) 1時間あたり【一般】	630	940	1.49	上限改定
782	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南旭山農業体験実習館使用料	使用料	石巻市河南旭山農業体験実習館条例	多目的研修室 昼間(午前9時～午後5時) 1時間あたり【小中学生】	150	160	1.07	計算料金
783	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南旭山農業体験実習館使用料	使用料	石巻市河南旭山農業体験実習館条例	多目的研修室 昼間(午前9時～午後5時) 1時間あたり【青年(15歳以上25歳以下の者)】	310	330	1.06	計算料金
784	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南旭山農業体験実習館使用料	使用料	石巻市河南旭山農業体験実習館条例	多目的研修室 昼間(午前9時～午後5時) 1時間あたり【一般】	460	500	1.09	計算料金
785	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南旭山農業体験実習館使用料	使用料	石巻市河南旭山農業体験実習館条例	多目的研修室 夜間(午後5時～午後10時) 1時間あたり【小中学生】	310	330	1.06	計算料金
786	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南旭山農業体験実習館使用料	使用料	石巻市河南旭山農業体験実習館条例	多目的研修室 夜間(午後5時～午後10時) 1時間あたり【青年(15歳以上25歳以下の者)】	460	500	1.09	計算料金
787	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南旭山農業体験実習館使用料	使用料	石巻市河南旭山農業体験実習館条例	多目的研修室 夜間(午後5時～午後10時) 1時間あたり【一般】	630	680	1.08	計算料金
788	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南旭山農業体験実習館使用料	使用料	石巻市河南旭山農業体験実習館条例	暖房料 使用料の20％に相当する額	使用料の 20％に相当 する額	使用料の 20％に相当 する額	—	現状維持
789	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南農村環境改善センター使用料	使用料	石巻市河南農村環境改善センター条例	多目的ホール 昼間(午前9時～午後5時) 1時間あたり	1,570	1,570	1.00	現状維持
790	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南農村環境改善センター使用料	使用料	石巻市河南農村環境改善センター条例	調理実習室 昼間(午前9時～午後5時) 1時間あたり	780	780	1.00	現状維持
791	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南農村環境改善センター使用料	使用料	石巻市河南農村環境改善センター条例	営農談話室 昼間(午前9時～午後5時) 1時間あたり	310	310	1.00	現状維持
792	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南農村環境改善センター使用料	使用料	石巻市河南農村環境改善センター条例	第1生活改善研修室 昼間(午前9時～午後5時) 1時間あたり	460	460	1.00	現状維持
793	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南農村環境改善センター使用料	使用料	石巻市河南農村環境改善センター条例	第2生活改善研修室 昼間(午前9時～午後5時) 1時間あたり	460	460	1.00	現状維持
794	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南農村環境改善センター使用料	使用料	石巻市河南農村環境改善センター条例	農事研修会議室 昼間(午前9時～午後5時) 1時間あたり	460	460	1.00	現状維持
795	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南農村環境改善センター使用料	使用料	石巻市河南農村環境改善センター条例	小集会室 昼間(午前9時～午後5時) 1時間あたり	310	310	1.00	現状維持
796	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南農村環境改善センター使用料	使用料	石巻市河南農村環境改善センター条例	全室 昼間(午前9時～午後5時) 1時間あたり	4,410	4,410	1.00	現状維持
797	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南農村環境改善センター使用料	使用料	石巻市河南農村環境改善センター条例	多目的ホール 夜間(午後5時～午後10時) 1時間あたり	1,890	1,890	1.00	現状維持
798	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南農村環境改善センター使用料	使用料	石巻市河南農村環境改善センター条例	調理実習室 夜間(午後5時～午後10時) 1時間あたり	940	940	1.00	現状維持
799	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南農村環境改善センター使用料	使用料	石巻市河南農村環境改善センター条例	営農談話室 夜間(午後5時～午後10時) 1時間あたり	460	460	1.00	現状維持
800	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南農村環境改善センター使用料	使用料	石巻市河南農村環境改善センター条例	第1生活改善研修室 夜間(午後5時～午後10時) 1時間あたり	630	630	1.00	現状維持
801	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南農村環境改善センター使用料	使用料	石巻市河南農村環境改善センター条例	第2生活改善研修室 夜間(午後5時～午後10時) 1時間あたり	630	630	1.00	現状維持
802	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南農村環境改善センター使用料	使用料	石巻市河南農村環境改善センター条例	農事研修会議室 夜間(午後5時～午後10時) 1時間あたり	630	630	1.00	現状維持
803	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南農村環境改善センター使用料	使用料	石巻市河南農村環境改善センター条例	小集会室 夜間(午後5時～午後10時) 1時間あたり	460	460	1.00	現状維持
804	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南農村環境改善センター使用料	使用料	石巻市河南農村環境改善センター条例	全室 夜間(午後5時～午後10時) 1時間あたり	5,670	5,670	1.00	現状維持
805	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南農村環境改善センター使用料	使用料	石巻市河南農村環境改善センター条例	合宿研修 1人1泊(午後10時～翌日の午前9時)	630	940	1.49	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
806	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市河南農村環境改善センター使用料	使用料	石巻市河南農村環境改善センター条例	暖房料 使用料の20%に相当する額	使用料の 20%に相当 する額	使用料の 20%に相当 する額	—	現状維持
807	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市かなん有機センター使用料	使用料	石巻市有機センター条例	【搬入料金】家畜ふん 1トン当たり(含水率81パーセント以上)	3,000	廃止	—	廃止
808	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市かなん有機センター使用料	使用料	石巻市有機センター条例	【搬入料金】家畜ふん 1トン当たり(含水率51パーセント以上80パーセント以下)	2,250	3,160	1.40	計算料金
809	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市かなん有機センター使用料	使用料	石巻市有機センター条例	【搬入料金】家畜ふん 1トン当たり(含水率50パーセント以下)	1,500	廃止	—	廃止
810	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市かなん有機センター使用料	使用料	石巻市有機センター条例	【搬入料金】家畜尿 1リットル当たり	15	15	1.00	現状維持
811	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市かなん有機センター使用料	使用料	石巻市有機センター条例	【搬入料金】食品残滓 1トン当たり	7,500	7,500	1.00	現状維持
812	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市かなん有機センター使用料	使用料	石巻市有機センター条例	【堆肥料金】バラ 1トン当たり(無梱包)	7,500	11,250	1.50	上限改定
813	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市かなん有機センター使用料	使用料	石巻市有機センター条例	【堆肥料金】バラ 15キログラム(ビニールバック梱包)	900	1,350	1.50	上限改定
814	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市かなん有機センター使用料	使用料	石巻市有機センター条例	【堆肥料金】ペレット 15キログラム(ビニールバック梱包)	1,200	廃止	—	廃止
815	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市かなん有機センター使用料	使用料	石巻市有機センター条例	【その他の料金】車両等の貸出 1車両等につき1時間あたり	1,500	2,250	1.50	上限改定
816	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市かなん有機センター使用料	使用料	石巻市有機センター条例	【その他の料金】堆肥の配達 1トン当たり	2,000	3,000	1.50	上限改定
817	河南総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市かなん有機センター使用料	使用料	石巻市有機センター条例	【その他の料金】堆肥のほ場への散布 1トン当たり	1,500	2,250	1.50	上限改定
818	桃生総合支所 産業部	地域振興課 農林課	桃生寺崎農業担い手センター	使用料	石巻市桃生寺崎農業担い手センター条例	全館 1回あたり(8時間)	15,000	18,140	1.21	計算料金
819	桃生総合支所 産業部	地域振興課 農林課	桃生寺崎農業担い手センター	使用料	石巻市桃生寺崎農業担い手センター条例	舞台・大広間(昼間) 1時間あたり	1,500	1,520	1.01	計算料金
820	桃生総合支所 産業部	地域振興課 農林課	桃生寺崎農業担い手センター	使用料	石巻市桃生寺崎農業担い手センター条例	舞台・大広間(夜間) 1時間あたり	1,800	1,820	1.01	計算料金
821	桃生総合支所 産業部	地域振興課 農林課	桃生寺崎農業担い手センター	使用料	石巻市桃生寺崎農業担い手センター条例	和室(昼間) 1時間あたり	750	750	1.00	現状維持
822	桃生総合支所 産業部	地域振興課 農林課	桃生寺崎農業担い手センター	使用料	石巻市桃生寺崎農業担い手センター条例	和室(夜間) 1時間あたり	1,050	1,050	1.00	現状維持
823	桃生総合支所 産業部	地域振興課 農林課	桃生寺崎農業担い手センター	使用料	石巻市桃生寺崎農業担い手センター条例	調理室 1時間あたり	900	900	1.00	現状維持
824	桃生総合支所 産業部	地域振興課 農林課	桃生寺崎農業担い手センター	使用料	石巻市桃生寺崎農業担い手センター条例	ロビー 1時間あたり	450	450	1.00	現状維持
825	桃生総合支所 産業部	地域振興課 農林課	桃生寺崎農業担い手センター	使用料	石巻市桃生寺崎農業担い手センター条例	暖房料 1時間あたり	400	510	1.28	計算料金
826	桃生総合支所 産業部	地域振興課 農林課	桃生寺崎農業担い手センター	使用料	石巻市桃生寺崎農業担い手センター条例	屋外照明 1時間あたり	1,000	1,150	1.15	計算料金
827	桃生総合支所 産業部	地域振興課 農林課	桃生堆肥化処理センター	使用料	石巻市有機センター条例	【搬入料金】家畜ふん 1トン当たり(含水率51パーセント以上80パーセント以下)	2,250	3,160	1.40	計算料金
828	桃生総合支所 産業部	地域振興課 農林課	桃生堆肥化処理センター	使用料	石巻市有機センター条例	【搬入料金】 家畜ふん 1トン当たり(含水率50パーセント以下)	1,500	廃止	—	廃止
829	桃生総合支所 産業部	地域振興課 農林課	桃生堆肥化処理センター	使用料	石巻市有機センター条例	家畜尿 1リットル当たり	15	15	1.00	現状維持
830	桃生総合支所 産業部	地域振興課 農林課	桃生堆肥化処理センター	使用料	石巻市有機センター条例	【搬入料金】食品残滓 1トン当たり	7,500	7,500	1.00	現状維持
831	桃生総合支所 産業部	地域振興課 農林課	桃生堆肥化処理センター	使用料	石巻市有機センター条例	【堆肥料金】バラ 1トン当たり(無梱包)	7,500	11,250	1.50	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
832	桃生総合支所 産業部	地域振興課 農林課	桃生堆肥化処理センター	使用料	石巻市有機センター条例	【堆肥料金】バラ 15キログラム	900	1,350	1.50	上限改定
833	桃生総合支所 産業部	地域振興課 農林課	桃生堆肥化処理センター	使用料	石巻市有機センター条例	【その他の料金】機械利用料(自走式マニースプレッター) 1車両等につき1時間あたり	1,500	2,250	1.50	上限改定
834	桃生総合支所 産業部	地域振興課 農林課	桃生堆肥化処理センター	使用料	石巻市有機センター条例	【その他の料金】機械利用料(牽引式マニースプレッター) 1車両等につき1時間あたり	1,500	2,250	1.50	上限改定
835	桃生総合支所 産業部	地域振興課 農林課	桃生堆肥化処理センター	使用料	石巻市有機センター条例	【その他の料金】堆肥の配達 1トン当たり	2,000	3,000	1.50	上限改定
836	桃生総合支所 産業部	地域振興課 農林課	桃生堆肥化処理センター	使用料	石巻市有機センター条例	【その他の料金】散布作業料 1トン当たり	1,500	2,250	1.50	上限改定
837	北上総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市大盤平放牧場 石巻市市営牧場使用料	使用料	石巻市営牧場条例	入寮牛・肉用牛 生後6箇月以上13箇月未満	250	250	1.00	現状維持
838	北上総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市大盤平放牧場 石巻市市営牧場使用料	使用料	石巻市営牧場条例	入寮牛・肉用牛 生後13箇月以上18箇月未満	280	280	1.00	現状維持
839	北上総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市大盤平放牧場 石巻市市営牧場使用料	使用料	石巻市営牧場条例	入寮牛・肉用牛 生後18箇月以上	320	320	1.00	現状維持
840	北上総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市北上堆肥センター使用料	使用料	石巻市有機センター条例	【搬入料金】家畜ふん 1トン当たり(含水率81パーセント以上)	3,000	廃止	—	廃止
841	北上総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市北上堆肥センター使用料	使用料	石巻市有機センター条例	【搬入料金】家畜ふん 1トン当たり(含水率51パーセント以上80パーセント以下)	2,250	3,160	1.40	計算料金
842	北上総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市北上堆肥センター使用料	使用料	石巻市有機センター条例	【搬入料金】家畜ふん 1トン当たり(含水率50パーセント以下)	1,500	廃止	—	廃止
843	北上総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市北上堆肥センター使用料	使用料	石巻市有機センター条例	【搬入料金】家畜尿 10当たり	15	15	1.00	現状維持
844	北上総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市北上堆肥センター使用料	使用料	石巻市有機センター条例	【搬入料金】食品残渣 1トン当たり	7,500	7,500	1.00	現状維持
845	北上総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市北上堆肥センター使用料	使用料	石巻市有機センター条例	バラ 1トン 1トン当たり	7,500	11,250	1.50	上限改定
846	北上総合支所 産業部	地域振興課 農林課	石巻市北上堆肥センター使用料	使用料	石巻市有機センター条例	バラ 15キログラム 15キログラム当たり	900	1,350	1.50	上限改定
847	建設部	都市計画課	公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	公園施設の設置使用料 m/月	81	81	1.00	現状維持
848	建設部	都市計画課	公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	公園施設の管理使用料 m/月	610	610	1.00	現状維持
849	建設部	都市計画課	公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	公園行為使用料 販売・募金等 人/日	150	160	1.07	計算料金
850	建設部	都市計画課	公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	公園行為使用料 業の写真撮影 写真機台/日	1,010	1,120	1.11	計算料金
851	建設部	都市計画課	公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	公園行為使用料 業の映画撮影等 撮影機台/日	3,050	3,380	1.11	計算料金
852	建設部	都市計画課	公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	公園行為使用料 興行 m/日	46	51	1.11	計算料金
853	建設部	都市計画課	公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	公園行為使用料 その他独占使用 m/日	6	7	1.17	計算料金
854	建設部	都市計画課	公園使用料	使用料	石巻市都市公園条例	公園行為使用料 その他独占使用 m/月	51	56	1.10	計算料金
855	建設部	都市計画課	都市計画証明手数料	手数料	石巻市手数料条例	都市計画区域、市街化区域、用途地域に関する証明 1通につき	300	300	1.00	現状維持
856	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 10フィート以下 日額	1,200	1,440	1.20	計算料金
857	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 10フィート以下 月額	11,000	13,200	1.20	計算料金

[illegible]

[illegible]

[illegible]

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
936	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナー使用料	使用料	石巻市南浜マリナー条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 36フィート 年額	396,000	475,200	1.20	計算料金
937	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナー使用料	使用料	石巻市南浜マリナー条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 37フィート 日額	4,450	5,340	1.20	計算料金
938	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナー使用料	使用料	石巻市南浜マリナー条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 37フィート 月額	40,700	48,840	1.20	計算料金
939	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナー使用料	使用料	石巻市南浜マリナー条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 37フィート 年額	407,000	488,400	1.20	計算料金
940	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナー使用料	使用料	石巻市南浜マリナー条例	陸置施設使用料 フレジャーボート・ヨット 38フィート以下 日額	4,580	5,490	1.20	計算料金
941	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナー使用料	使用料	石巻市南浜マリナー条例	陸置施設使用料 フレジャーボート・ヨット 38フィート以下 月額	41,800	50,160	1.20	計算料金
942	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナー使用料	使用料	石巻市南浜マリナー条例	陸置施設使用料 フレジャーボート・ヨット 38フィート以下 年額	418,000	501,600	1.20	計算料金
943	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナー使用料	使用料	石巻市南浜マリナー条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 39フィート 日額	4,700	5,640	1.20	計算料金
944	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナー使用料	使用料	石巻市南浜マリナー条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 39フィート 月額	42,900	51,480	1.20	計算料金
945	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナー使用料	使用料	石巻市南浜マリナー条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 39フィート 年額	429,000	514,800	1.20	計算料金
946	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナー使用料	使用料	石巻市南浜マリナー条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 40フィート 日額	4,820	5,780	1.20	計算料金
947	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナー使用料	使用料	石巻市南浜マリナー条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 40フィート 月額	44,000	52,800	1.20	計算料金
948	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナー使用料	使用料	石巻市南浜マリナー条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 40フィート 年額	440,000	528,000	1.20	計算料金
949	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナー使用料	使用料	石巻市南浜マリナー条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 41フィート 日額	4,940	5,920	1.20	計算料金
950	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナー使用料	使用料	石巻市南浜マリナー条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 41フィート 月額	45,100	54,120	1.20	計算料金
951	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナー使用料	使用料	石巻市南浜マリナー条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 41フィート 年額	451,000	541,200	1.20	計算料金
952	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナー使用料	使用料	石巻市南浜マリナー条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 42フィート 日額	5,060	6,070	1.20	計算料金
953	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナー使用料	使用料	石巻市南浜マリナー条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 42フィート 月額	46,200	55,440	1.20	計算料金
954	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナー使用料	使用料	石巻市南浜マリナー条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 42フィート 年額	462,000	554,400	1.20	計算料金
955	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナー使用料	使用料	石巻市南浜マリナー条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 43フィート 日額	5,180	6,210	1.20	計算料金
956	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナー使用料	使用料	石巻市南浜マリナー条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 43フィート 月額	47,300	56,760	1.20	計算料金
957	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナー使用料	使用料	石巻市南浜マリナー条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 43フィート 年額	473,000	567,600	1.20	計算料金
958	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナー使用料	使用料	石巻市南浜マリナー条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 44フィート 日額	5,300	6,360	1.20	計算料金
959	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナー使用料	使用料	石巻市南浜マリナー条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 44フィート 月額	48,400	58,080	1.20	計算料金
960	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナー使用料	使用料	石巻市南浜マリナー条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 44フィート 年額	484,000	580,800	1.20	計算料金
961	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナー使用料	使用料	石巻市南浜マリナー条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 45フィート 日額	5,420	6,500	1.20	計算料金

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
962	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 45フィート 月額	49,500	59,400	1.20	計算料金
963	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 45フィート 年額	495,000	594,000	1.20	計算料金
964	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 46フィート 日額	5,540	6,640	1.20	計算料金
965	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 46フィート 月額	50,600	60,720	1.20	計算料金
966	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 46フィート 年額	506,000	607,200	1.20	計算料金
967	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 47フィート 日額	5,660	6,790	1.20	計算料金
968	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 47フィート 月額	51,700	62,040	1.20	計算料金
969	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 47フィート 年額	517,000	620,400	1.20	計算料金
970	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 48フィート 日額	5,780	6,930	1.20	計算料金
971	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 48フィート 月額	52,800	63,360	1.20	計算料金
972	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 48フィート 年額	528,000	633,600	1.20	計算料金
973	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 49フィート 日額	5,900	7,080	1.20	計算料金
974	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 49フィート 月額	53,900	64,680	1.20	計算料金
975	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 フレジャーボート、ヨット 49フィート 年額	539,000	646,800	1.20	計算料金
976	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 10フィート以下 日額	600	720	1.20	計算料金
977	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 10フィート以下 月額	5,500	6,600	1.20	計算料金
978	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 10フィート以下 年額	55,000	66,000	1.20	計算料金
979	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 11フィート 日額	660	790	1.20	計算料金
980	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 11フィート 月額	6,050	7,260	1.20	計算料金
981	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 11フィート 年額	60,500	72,600	1.20	計算料金
982	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 12フィート 日額	720	860	1.19	計算料金
983	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 12フィート 月額	6,600	7,920	1.20	計算料金
984	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 12フィート 年額	66,000	79,200	1.20	計算料金
985	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 13フィート 日額	780	930	1.19	計算料金
986	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 13フィート 月額	7,150	8,580	1.20	計算料金
987	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 13フィート 年額	71,500	85,800	1.20	計算料金

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
988	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 14フィート 日額	840	1,000	1.19	計算料金
989	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 14フィート 月額	7,700	9,240	1.20	計算料金
990	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 14フィート 年額	77,000	92,400	1.20	計算料金
991	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 15フィート 日額	900	1,080	1.20	計算料金
992	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 15フィート 月額	8,250	9,900	1.20	計算料金
993	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 15フィート 年額	82,500	99,000	1.20	計算料金
994	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 16フィート 日額	960	1,150	1.20	計算料金
995	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 16フィート 月額	8,800	10,560	1.20	計算料金
996	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 16フィート 年額	88,000	105,600	1.20	計算料金
997	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 17フィート 日額	1,020	1,220	1.20	計算料金
998	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 17フィート 月額	9,350	11,220	1.20	計算料金
999	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 17フィート 年額	93,500	112,200	1.20	計算料金
1000	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 18フィート 日額	1,080	1,290	1.19	計算料金
1001	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 18フィート 月額	9,900	11,880	1.20	計算料金
1002	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 18フィート 年額	99,000	118,800	1.20	計算料金
1003	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 19フィート 日額	1,140	1,360	1.19	計算料金
1004	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 19フィート 月額	10,450	12,540	1.20	計算料金
1005	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 19フィート 年額	104,500	125,400	1.20	計算料金
1006	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 20フィート 日額	1,200	1,440	1.20	計算料金
1007	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 20フィート 月額	11,000	13,200	1.20	計算料金
1008	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 20フィート 年額	110,000	132,000	1.20	計算料金
1009	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 21フィート 日額	1,260	1,510	1.20	計算料金
1010	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 21フィート 月額	11,550	13,860	1.20	計算料金
1011	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 21フィート 年額	115,500	138,600	1.20	計算料金
1012	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 22フィート 日額	1,320	1,580	1.20	計算料金
1013	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 22フィート 月額	12,100	14,520	1.20	計算料金

[illegible]

[illegible]

[illegible]

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1092	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 48フィート 年額	264,000	316,800	1.20	計算料金
1093	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 49フィート 日額	2,950	3,540	1.20	計算料金
1094	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 49フィート 月額	26,950	32,340	1.20	計算料金
1095	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	陸置施設使用料 漁船登録をしている船舶 49フィート 年額	269,500	323,400	1.20	計算料金
1096	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 10フィート以下 日額	240	280	1.17	計算料金
1097	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 10フィート以下 月額	2,200	2,640	1.20	計算料金
1098	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 10フィート以下 年額	22,000	26,400	1.20	計算料金
1099	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 11フィート 日額	270	320	1.19	計算料金
1100	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 11フィート 月額	2,490	2,980	1.20	計算料金
1101	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 11フィート 年額	24,970	29,960	1.20	計算料金
1102	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 12フィート 日額	300	360	1.20	計算料金
1103	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 12フィート 月額	2,790	3,340	1.20	計算料金
1104	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 12フィート 年額	27,940	33,520	1.20	計算料金
1105	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 13フィート 日額	330	390	1.18	計算料金
1106	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 13フィート 月額	3,090	3,700	1.20	計算料金
1107	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 13フィート 年額	30,910	37,090	1.20	計算料金
1108	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 14フィート 日額	370	440	1.19	計算料金
1109	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 14フィート 月額	3,380	4,050	1.20	計算料金
1110	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 14フィート 年額	33,880	40,650	1.20	計算料金
1111	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 15フィート 日額	400	480	1.20	計算料金
1112	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 15フィート 月額	3,680	4,410	1.20	計算料金
1113	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 15フィート 年額	36,850	44,220	1.20	計算料金
1114	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 16フィート 日額	430	510	1.19	計算料金
1115	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 16フィート 月額	3,980	4,770	1.20	計算料金
1116	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 16フィート 年額	39,820	47,780	1.20	計算料金
1117	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 17フィート 日額	460	550	1.20	計算料金

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1118	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 17フィート 月額	4,270	5,120	1.20	計算料金
1119	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 17フィート 年額	42,790	51,340	1.20	計算料金
1120	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 18フィート 日額	500	600	1.20	計算料金
1121	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 18フィート 月額	4,570	5,480	1.20	計算料金
1122	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 18フィート 年額	45,760	54,910	1.20	計算料金
1123	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 19フィート 日額	530	630	1.19	計算料金
1124	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 19フィート 月額	4,870	5,840	1.20	計算料金
1125	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 19フィート 年額	48,730	58,470	1.20	計算料金
1126	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 20フィート 日額	560	670	1.20	計算料金
1127	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 20フィート 月額	5,170	6,200	1.20	計算料金
1128	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 20フィート 年額	51,700	62,040	1.20	計算料金
1129	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 21フィート 日額	590	700	1.19	計算料金
1130	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 21フィート 月額	5,460	6,550	1.20	計算料金
1131	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 21フィート 年額	54,670	65,600	1.20	計算料金
1132	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 22フィート 日額	630	750	1.19	計算料金
1133	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 22フィート 月額	5,760	6,910	1.20	計算料金
1134	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 22フィート 年額	57,640	69,160	1.20	計算料金
1135	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 23フィート 日額	660	790	1.20	計算料金
1136	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 23フィート 月額	6,060	7,270	1.20	計算料金
1137	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 23フィート 年額	60,610	72,730	1.20	計算料金
1138	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 24フィート 日額	690	820	1.19	計算料金
1139	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 24フィート 月額	6,350	7,620	1.20	計算料金
1140	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 24フィート 年額	63,580	76,290	1.20	計算料金
1141	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 25フィート 日額	720	860	1.19	計算料金
1142	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 25フィート 月額	6,650	7,980	1.20	計算料金
1143	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 25フィート 年額	66,550	79,860	1.20	計算料金

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1144	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 26フィート 日額	760	910	1.20	計算料金
1145	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 26フィート 月額	6,950	8,340	1.20	計算料金
1146	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 26フィート 年額	69,520	83,420	1.20	計算料金
1147	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 27フィート 日額	790	940	1.19	計算料金
1148	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 27フィート 月額	7,240	8,680	1.20	計算料金
1149	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 27フィート 年額	72,490	86,980	1.20	計算料金
1150	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 28フィート 日額	820	980	1.20	計算料金
1151	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 28フィート 月額	7,540	9,040	1.20	計算料金
1152	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 28フィート 年額	75,460	90,550	1.20	計算料金
1153	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 29フィート 日額	850	1,020	1.20	計算料金
1154	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 29フィート 月額	7,840	9,400	1.20	計算料金
1155	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 29フィート 年額	78,430	94,110	1.20	計算料金
1156	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 30フィート 日額	890	1,060	1.19	計算料金
1157	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 30フィート 月額	8,140	9,760	1.20	計算料金
1158	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 30フィート 年額	81,400	97,680	1.20	計算料金
1159	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 31フィート 日額	920	1,100	1.20	計算料金
1160	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 31フィート 月額	8,430	10,110	1.20	計算料金
1161	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 31フィート 年額	84,370	101,240	1.20	計算料金
1162	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 32フィート 日額	950	1,140	1.20	計算料金
1163	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 32フィート 月額	8,730	10,470	1.20	計算料金
1164	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 32フィート 年額	87,340	104,800	1.20	計算料金
1165	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 33フィート 日額	980	1,170	1.19	計算料金
1166	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 33フィート 月額	9,030	10,830	1.20	計算料金
1167	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 33フィート 年額	90,310	108,370	1.20	計算料金
1168	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 34フィート 日額	1,020	1,220	1.20	計算料金
1169	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 34フィート 月額	9,320	11,180	1.20	計算料金

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1170	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 34フィート 年額	93,280	111,930	1.20	計算料金
1171	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 35フィート 日額	1,050	1,260	1.20	計算料金
1172	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 35フィート 月額	9,620	11,540	1.20	計算料金
1173	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 35フィート 年額	96,250	115,500	1.20	計算料金
1174	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 36フィート 日額	1,080	1,290	1.19	計算料金
1175	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 36フィート 月額	9,920	11,900	1.20	計算料金
1176	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 36フィート 年額	99,220	119,060	1.20	計算料金
1177	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 37フィート 日額	1,110	1,330	1.20	計算料金
1178	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 37フィート 月額	10,210	12,250	1.20	計算料金
1179	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 37フィート 年額	102,190	122,620	1.20	計算料金
1180	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 38フィート 日額	1,150	1,380	1.20	計算料金
1181	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 38フィート 月額	10,510	12,610	1.20	計算料金
1182	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 38フィート 年額	105,160	126,190	1.20	計算料金
1183	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 39フィート 日額	1,180	1,410	1.19	計算料金
1184	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 39フィート 月額	10,810	12,970	1.20	計算料金
1185	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 39フィート 年額	108,130	129,750	1.20	計算料金
1186	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 40フィート 日額	1,210	1,450	1.20	計算料金
1187	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 40フィート 月額	11,110	13,330	1.20	計算料金
1188	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 40フィート 年額	111,100	133,320	1.20	計算料金
1189	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 41フィート 日額	1,240	1,480	1.19	計算料金
1190	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 41フィート 月額	11,400	13,680	1.20	計算料金
1191	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 41フィート 年額	114,070	136,880	1.20	計算料金
1192	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 42フィート 日額	1,280	1,530	1.20	計算料金
1193	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 42フィート 月額	11,700	14,040	1.20	計算料金
1194	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 42フィート 年額	117,040	140,440	1.20	計算料金
1195	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 43フィート 日額	1,310	1,570	1.20	計算料金

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1196	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 43フィート 月額	12,000	14,400	1.20	計算料金
1197	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 43フィート 年額	120,010	144,010	1.20	計算料金
1198	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 44フィート 日額	1,340	1,600	1.19	計算料金
1199	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 44フィート 月額	12,290	14,740	1.20	計算料金
1200	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 44フィート 年額	122,980	147,570	1.20	計算料金
1201	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 45フィート 日額	1,370	1,640	1.20	計算料金
1202	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 45フィート 月額	12,590	15,100	1.20	計算料金
1203	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 45フィート 年額	125,950	151,140	1.20	計算料金
1204	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 46フィート 日額	1,410	1,690	1.20	計算料金
1205	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 46フィート 月額	12,890	15,460	1.20	計算料金
1206	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 46フィート 年額	128,920	154,700	1.20	計算料金
1207	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 47フィート 日額	1,440	1,720	1.19	計算料金
1208	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 47フィート 月額	13,180	15,810	1.20	計算料金
1209	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 47フィート 年額	131,890	158,260	1.20	計算料金
1210	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 48フィート 日額	1,470	1,760	1.20	計算料金
1211	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 48フィート 月額	13,480	16,170	1.20	計算料金
1212	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 48フィート 年額	134,860	161,830	1.20	計算料金
1213	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 49フィート 日額	1,510	1,810	1.20	計算料金
1214	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 49フィート 月額	13,780	16,530	1.20	計算料金
1215	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	船台使用料 49フィート 年額	137,830	165,390	1.20	計算料金
1216	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	係留施設(水面)使用料 22フィート未満 日額	4,400	5,280	1.20	計算料金
1217	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	係留施設(水面)使用料 22フィート以上 日額	8,800	10,560	1.20	計算料金
1218	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	上下架施設(クレーン)使用料 プレジャーボート、ヨット 上下架 1往復	3,850	4,620	1.20	計算料金
1219	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	上下架施設(クレーン)使用料 プレジャーボート、ヨット 年額	49,500	59,400	1.20	計算料金
1220	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	上下架施設(クレーン)使用料 漁船登録をしている船舶 上下架 1往復	1,650	1,980	1.20	計算料金
1221	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリーナ条例	上下架施設(クレーン)使用料 漁船登録をしている船舶 年額	49,500	59,400	1.20	計算料金

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1222	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリナーナ条例	電気、水道等使用料 電気料 充電1回30分につき	330	430	1.30	計算料金
1223	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリナーナ条例	電気、水道等使用料 水道料 1回30分につき	220	260	1.18	計算料金
1224	建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻市南浜マリナーナ使用料	使用料	石巻市南浜マリナーナ条例	電気、水道等使用料 シャワー室利用料 1回30分につき	220	260	1.18	計算料金
1225	建設部	道路課	諸証明手数料	手数料	石巻市手数料条例	市道証明・幅員証明・車両制限令に関する証明 1件	300	300	1.00	現状維持
1226	建設部	住宅課	駐車場使用料	使用料	石巻市営住宅条例	駐車場 1区画(本庁地区)	3,000	3,000	1.00	現状維持
1227	建設部	住宅課	駐車場使用料	使用料	石巻市営住宅条例	駐車場 1区画(河北・河南地区)	2,000	2,000	1.00	現状維持
1228	建設部	住宅課	駐車場使用料	使用料	石巻市営住宅条例	駐車場 1区画(桃生・北上地区)	1,000	1,000	1.00	現状維持
1229	建設部	建築指導課	法第12条第8項に規定する台帳に記載されている事項の証明	手数料	石巻市建築基準等に関する条例	その他諸証明 1件につき	300	300	1.00	現状維持
1230	建設部	建築指導課	法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定概要に関する事項の証明	手数料	石巻市建築基準等に関する条例	その他諸証明 1件につき	300	300	1.00	現状維持
1231	建設部	建築指導課	省令第11条の3に規定する建築計画概要書の写しの交付	手数料	石巻市建築基準等に関する条例	その他諸証明 1件につき	300	300	1.00	現状維持
1232	教育委員会	教育総務課	河北幼稚園 預かり保育料	使用料	石巻市立学校の授業料等徴収条例	石巻市立河北幼稚園預かり保育料 日額	250	250	1.00	現状維持
1233	教育委員会	教育総務課	河北幼稚園 預かり保育料	使用料	石巻市立学校の授業料等徴収条例	石巻市立河北幼稚園預かり保育料 月額	5,000	5,000	1.00	現状維持
1234	教育委員会	教育総務課	諸証明手数料	手数料	石巻市立学校の授業料等徴収条例	在学証明書、成績証明書、卒業証明書、単位修得証明書、市長又は教育委員会が定める証明書 1種につき	300	300	1.00	現状維持
1235	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	文化交流ホール 入場料を徴収しないで利用する場合 9時～13時	8,100	8,200	1.01	計算料金
1236	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	文化交流ホール 入場料を徴収しないで利用する場合 13時～17時	8,100	8,200	1.01	計算料金
1237	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	文化交流ホール 入場料を徴収しないで利用する場合 17時～21時	10,800	10,900	1.01	計算料金
1238	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	文化交流ホール 入場料を徴収しないで利用する場合 全日	27,000	27,300	1.01	計算料金
1239	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	文化交流ホール 1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合 9時～13時	12,600	12,700	1.01	計算料金
1240	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	文化交流ホール 1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合 13時～17時	12,600	12,700	1.01	計算料金
1241	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	文化交流ホール 1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合 17時～21時	16,800	17,100	1.02	計算料金
1242	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	文化交流ホール 1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合 全日	42,000	42,500	1.01	計算料金
1243	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	文化交流ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合 9時～13時	18,000	18,200	1.01	計算料金
1244	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	文化交流ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合 13時～17時	18,000	18,200	1.01	計算料金
1245	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	文化交流ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合 17時～21時	24,000	24,300	1.01	計算料金
1246	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	文化交流ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合 全日	60,000	60,700	1.01	計算料金
1247	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	文化交流ホール 3,000円を超える入場料を徴収して利用する場合 9時～13時	23,400	23,700	1.01	計算料金

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1248	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	文化交流ホール 3,000円を超える入場料を徴収して利用する場合 13時～17時	23,400	23,700	1.01	計算料金
1249	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	文化交流ホール 3,000円を超える入場料を徴収して利用する場合 17時～21時	31,200	31,500	1.01	計算料金
1250	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	文化交流ホール 3,000円を超える入場料を徴収して利用する場合 全日	78,000	78,900	1.01	計算料金
1251	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	文化交流ホール 各種披露宴、レセプション等に利用する場合 9時～13時	28,800	29,100	1.01	計算料金
1252	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	文化交流ホール 各種披露宴、レセプション等に利用する場合 13時～17時	28,800	29,100	1.01	計算料金
1253	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	文化交流ホール 各種披露宴、レセプション等に利用する場合 17時～21時	38,400	38,900	1.01	計算料金
1254	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	文化交流ホール 各種披露宴、レセプション等に利用する場合 全日	96,000	97,100	1.01	計算料金
1255	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収しない場合 アマチュアスポーツ、文化的行事に利用 9時～13時	6,300	9,450	1.50	上限改定
1256	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収しない場合 アマチュアスポーツ、文化的行事に利用 13時～17時	6,300	9,450	1.50	上限改定
1257	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収しない場合 アマチュアスポーツ、文化的行事に利用 17時～21時	8,400	12,600	1.50	上限改定
1258	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収しない場合 アマチュアスポーツ、文化的行事に利用 全日	21,000	31,500	1.50	上限改定
1259	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収しない場合 その他催物に利用する場合(営利目的なし) 9時～13時	14,100	21,150	1.50	上限改定
1260	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収しない場合 その他催物に利用する場合(営利目的なし) 13時～17時	14,100	21,150	1.50	上限改定
1261	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収しない場合 その他催物に利用する場合(営利目的なし) 17時～21時	18,800	28,200	1.50	上限改定
1262	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収しない場合 その他催物に利用する場合(営利目的なし) 全日	47,000	70,500	1.50	上限改定
1263	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収しない場合 その他催物に利用する場合(営利目的あり) 9時～13時	47,100	70,650	1.50	上限改定
1264	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収しない場合 その他催物に利用する場合(営利目的あり) 13時～17時	47,100	70,650	1.50	上限改定
1265	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収しない場合 その他催物に利用する場合(営利目的あり) 17時～21時	62,800	94,200	1.50	上限改定
1266	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収しない場合 その他催物に利用する場合(営利目的あり) 全日	157,000	235,500	1.50	上限改定
1267	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収する場合 アマチュアスポーツ、文化的行事に利用 9時～13時	12,900	19,350	1.50	上限改定
1268	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収する場合 アマチュアスポーツ、文化的行事に利用 13時～17時	12,900	19,350	1.50	上限改定
1269	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収する場合 アマチュアスポーツ、文化的行事に利用 17時～21時	17,200	25,800	1.50	上限改定
1270	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収する場合 アマチュアスポーツ、文化的行事に利用 全日	43,000	64,500	1.50	上限改定
1271	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収する場合 その他催物に利用する場合 9時～13時	94,500	141,750	1.50	上限改定
1272	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収する場合 その他催物に利用する場合 13時～17時	94,500	141,750	1.50	上限改定
1273	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収する場合 その他催物に利用する場合 17時～21時	126,000	189,000	1.50	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1274	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収する場合 その他催物に利用する場合 全日	315,000	472,500	1.50	上限改定
1275	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	アリーナ 個人(柔剣道場、トレーニング室、憩いの部屋1と2、水屋、美術工作室も同額) 個人利用 一般・学生	150	220	1.47	上限改定
1276	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	アリーナ 個人(柔剣道場、トレーニング室、憩いの部屋1と2、水屋、美術工作室も同額) 個人利用 一般・学生 回数券11回使用分	1,500	2,200	1.47	上限改定
1277	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	アリーナ 個人(柔剣道場、トレーニング室、憩いの部屋1と2、水屋、美術工作室も同額) 個人利用 小・中・高校生	70	100	1.43	上限改定
1278	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	アリーナ 個人(柔剣道場、トレーニング室、憩いの部屋1と2、水屋、美術工作室も同額) 個人利用 小・中・高校生 回数券11回使用分	700	1,000	1.43	上限改定
1279	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	柔剣道場 個人利用 個人利用 一般・学生	150	220	1.47	上限改定
1280	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	柔剣道場 個人利用 個人利用 小・中・高校生	70	100	1.43	上限改定
1281	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	柔剣道場 個人利用 個人利用 一般・学生 回数券(11回)	1,500	2,200	1.47	上限改定
1282	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	柔剣道場 個人利用 個人利用 小・中・高校生 回数券11回使用分	700	1,000	1.43	上限改定
1283	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	柔剣道場 貸切 9時～13時	1,800	2,700	1.50	上限改定
1284	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	柔剣道場 貸切 13時～17時	1,800	2,700	1.50	上限改定
1285	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	柔剣道場 貸切 17時～21時	2,400	3,600	1.50	上限改定
1286	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	柔剣道場 貸切 全日	6,000	9,000	1.50	上限改定
1287	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	トレーニング室 個人利用 一般・学生	150	150	1.00	現状維持
1288	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	トレーニング室 個人利用 中高生	70	70	1.00	現状維持
1289	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	集いの部屋 1時間当たり	920	920	1.00	現状維持
1290	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	楽屋1 1時間当たり	300	300	1.00	現状維持
1291	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	楽屋2 1時間当たり	300	300	1.00	現状維持
1292	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	憩いの部屋1 1時間当たり	300	300	1.00	現状維持
1293	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	憩いの部屋1 個人使用(一般・学生)	150	220	1.47	上限改定
1294	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	憩いの部屋1 個人使用(一般・学生)回数券(11回)	1,500	2,200	1.47	上限改定
1295	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	憩いの部屋1 個人使用(小・中・高校生)	70	100	1.43	上限改定
1296	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	憩いの部屋1 個人使用(小・中・高校生)回数券(11回)	700	1,000	1.43	上限改定
1297	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	憩いの部屋2 1時間当たり	300	300	1.00	現状維持
1298	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	憩いの部屋2 個人使用(一般・学生)	150	220	1.47	上限改定
1299	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	憩いの部屋2 個人使用(一般・学生)回数券(11回)	1,500	2,200	1.47	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1300	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	憩いの部屋2 個人使用(小・中・高校生)	70	100	1.43	上限改定
1301	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	憩いの部屋2 個人使用(小・中・高校生)回数券(11回)	700	1,000	1.43	上限改定
1302	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	ふれあいの部屋 1時間当たり	750	750	1.00	現状維持
1303	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	小会議室 1時間当たり	300	300	1.00	現状維持
1304	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	会議室1 1時間当たり	300	300	1.00	現状維持
1305	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	会議室2 1時間当たり	300	300	1.00	現状維持
1306	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	視聴覚室 1時間当たり	630	630	1.00	現状維持
1307	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	調理実習室 1時間当たり	750	750	1.00	現状維持
1308	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	美術工作室 1時間当たり	600	600	1.00	現状維持
1309	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	美術工作室 個人使用(一般・学生)	150	220	1.47	上限改定
1310	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	美術工作室 個人使用(一般・学生)回数券(11回)	1,500	2,200	1.47	上限改定
1311	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	美術工作室 個人使用(小・中・高校生)	70	100	1.43	上限改定
1312	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	美術工作室 個人使用(小・中・高校生)回数券(11回)	700	1,000	1.43	上限改定
1313	教育委員会	生涯学習課	河北総合センター	使用料	石巻市河北総合センター条例	展示室 1日につき	6,000	6,000	1.00	現状維持
1314	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ホール 入場料を徴収しないで利用する場合 9時～13時	8,100	8,200	1.01	計算料金
1315	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ホール 入場料を徴収しないで利用する場合 13時～17時	8,100	8,200	1.01	計算料金
1316	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ホール 入場料を徴収しないで利用する場合 17時～21時	10,800	10,900	1.01	計算料金
1317	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ホール 入場料を徴しない場合 全日	27,000	27,300	1.01	計算料金
1318	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ホール 1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合 9時～13時	12,600	12,700	1.01	計算料金
1319	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ホール 1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合 13時～17時	12,600	12,700	1.01	計算料金
1320	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ホール 1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合 17時～21時	16,800	17,100	1.02	計算料金
1321	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ホール 1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合 全日	42,000	42,500	1.01	計算料金
1322	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合 9時～13時	18,000	18,200	1.01	計算料金
1323	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合 13時～17時	18,000	18,200	1.01	計算料金
1324	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合 17時～21時	24,000	24,300	1.01	計算料金
1325	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合 全日	60,000	60,700	1.01	計算料金

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1326	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ホール 3,000円を超える入場料を徴収して利用する場合 9時～13時	23,400	23,700	1.01	計算料金
1327	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ホール 3,000円を超える入場料を徴収して利用する場合 13時～17時	23,400	23,700	1.01	計算料金
1328	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ホール 3,000円を超える入場料を徴収して利用する場合 17時～21時	31,200	31,500	1.01	計算料金
1329	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ホール 3,000円を超える入場料を徴収して利用する場合 全日	78,000	78,900	1.01	計算料金
1330	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ホール 営利を目的とする場合(商品等の販売・宣伝等) 9時～13時	23,400	23,700	1.01	計算料金
1331	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ホール 営利を目的とする場合(商品等の販売・宣伝等) 13時～17時	23,400	23,700	1.01	計算料金
1332	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ホール 営利を目的とする場合(商品等の販売・宣伝等) 17時～21時	31,200	31,500	1.01	計算料金
1333	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ホール 営利を目的とする場合(商品等の販売・宣伝等) 全日	78,000	78,900	1.01	計算料金
1334	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	リハーサル室 9時～13時	1,200	1,200	1.00	現状維持
1335	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	リハーサル室 13時～17時	1,200	1,200	1.00	現状維持
1336	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	リハーサル室 17時～21時	1,600	1,600	1.00	現状維持
1337	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	リハーサル室 全日	4,000	4,000	1.00	現状維持
1338	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	楽屋兼練習室1～2 9時～13時	580	760	1.31	計算料金
1339	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	楽屋兼練習室1～2 13時～17時	580	760	1.31	計算料金
1340	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	楽屋兼練習室1～2 17時～21時	790	1,030	1.30	計算料金
1341	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	楽屋兼練習室1 全日	1,950	2,550	1.31	計算料金
1342	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	楽屋兼練習室2 全日	1,950	2,550	1.31	計算料金
1343	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	楽屋3 9時～13時	360	360	1.00	現状維持
1344	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	楽屋3 13時～17時	360	360	1.00	現状維持
1345	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	楽屋3 17時～21時	480	480	1.00	現状維持
1346	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	楽屋3 全日	1,200	1,200	1.00	現状維持
1347	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収しない場合 アマチュアスポーツ、文化的行事に利用 9時～13時	6,300	9,450	1.50	上限改定
1348	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収しない場合 アマチュアスポーツ、文化的行事に利用 13時～17時	6,300	9,450	1.50	上限改定
1349	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収しない場合 アマチュアスポーツ、文化的行事に利用 17時～21時	8,400	12,600	1.50	上限改定
1350	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収しない場合 アマチュアスポーツ、文化的行事に利用 全日	21,000	31,500	1.50	上限改定
1351	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収しない場合 その他催物に利用する場合(営利目的なし) 9時～13時	14,100	21,150	1.50	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1352	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収しない場合 その他催物に利用する場合(営利目的なし) 13時～17時	14,100	21,150	1.50	上限改定
1353	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収しない場合 その他催物に利用する場合(営利目的なし) 17時～21時	18,800	28,200	1.50	上限改定
1354	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収しない場合 その他催物に利用する場合(営利目的なし) 全日	47,000	70,500	1.50	上限改定
1355	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収しない場合 その他催物に利用する場合(営利目的あり) 9時～13時	47,100	70,650	1.50	上限改定
1356	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収しない場合 その他催物に利用する場合(営利目的あり) 13時～17時	47,100	70,650	1.50	上限改定
1357	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収しない場合 その他催物に利用する場合(営利目的あり) 17時～21時	62,800	94,200	1.50	上限改定
1358	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収しない場合 その他催物に利用する場合(営利目的あり) 全日	157,000	235,500	1.50	上限改定
1359	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収する場合 アマチュアスポーツその他で営利を目的としない 9時～13時	12,900	19,350	1.50	上限改定
1360	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収する場合 アマチュアスポーツその他で営利を目的としない 13時～17時	12,900	19,350	1.50	上限改定
1361	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収する場合 アマチュアスポーツその他で営利を目的としない 17時～21時	17,200	25,800	1.50	上限改定
1362	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収する場合 アマチュアスポーツその他で営利を目的としない 全日	43,000	64,500	1.50	上限改定
1363	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収する場合 営利を目的とする場合 9時～13時	94,500	141,750	1.50	上限改定
1364	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収する場合 営利を目的とする場合 13時～17時	94,500	141,750	1.50	上限改定
1365	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収する場合 営利を目的とする場合 17時～21時	126,000	189,000	1.50	上限改定
1366	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	アリーナ 貸切 入場料を徴収する場合 営利を目的とする場合 全日	315,000	472,500	1.50	上限改定
1367	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議室1～3 通常 全日	11,250	11,650	1.04	計算料金
1368	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議室1～3 通常 9時～13時	3,370	3,490	1.04	計算料金
1369	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議室1～3 通常 13時～17時	3,370	3,490	1.04	計算料金
1370	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議室1～3 通常 17時～21時	4,510	4,670	1.04	計算料金
1371	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議室1～3 営利目的の場合 全日	33,750	34,950	1.04	計算料金
1372	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議室1～3 営利目的の場合 9時～13時	10,110	10,470	1.04	計算料金
1373	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議室1～3 営利目的の場合 13時～17時	10,110	10,470	1.04	計算料金
1374	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議室1～3 営利目的の場合 17時～21時	13,530	14,010	1.04	計算料金
1375	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議1 通常 全日	4,050	4,050	1.00	現状維持
1376	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議1 通常 9時～13時	1,210	1,210	1.00	現状維持
1377	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議1 通常 13時～17時	1,210	1,210	1.00	現状維持

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1378	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議1 通常 17時～21時	1,630	1,630	1.00	現状維持
1379	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議1 営利目的の場合 全日	12,150	12,150	1.00	現状維持
1380	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議1 営利目的の場合 9時～13時	3,630	3,630	1.00	現状維持
1381	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議1 営利目的の場合 13時～17時	3,630	3,630	1.00	現状維持
1382	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議1 営利目的の場合 17時～21時	4,890	4,890	1.00	現状維持
1383	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議室2 通常 全日	4,050	4,050	1.00	現状維持
1384	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議室2 通常 9時～13時	1,210	1,210	1.00	現状維持
1385	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議室2 通常 13時～17時	1,210	1,210	1.00	現状維持
1386	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議室2 通常 17時～21時	1,630	1,630	1.00	現状維持
1387	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議室2 営利目的の場合 全日	12,150	12,150	1.00	現状維持
1388	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議室2 営利目的の場合 9時～13時	3,630	3,630	1.00	現状維持
1389	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議室2 営利目的の場合 13時～17時	3,630	3,630	1.00	現状維持
1390	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議室2 営利目的の場合 17時～21時	4,890	4,890	1.00	現状維持
1391	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議室3 通常 全日	4,050	4,050	1.00	現状維持
1392	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議室3 通常 9時～13時	1,210	1,210	1.00	現状維持
1393	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議室3 通常 13時～17時	1,210	1,210	1.00	現状維持
1394	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議室3 通常 17時～21時	1,630	1,630	1.00	現状維持
1395	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議室3 営利目的の場合 全日	12,150	12,150	1.00	現状維持
1396	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議室3 営利目的の場合 9時～13時	3,630	3,630	1.00	現状維持
1397	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議室3 営利目的の場合 13時～17時	3,630	3,630	1.00	現状維持
1398	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	大会議室3 営利目的の場合 17時～21時	4,890	4,890	1.00	現状維持
1399	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	視聴覚コーナー 通常 全日	2,850	3,510	1.23	計算料金
1400	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	視聴覚コーナー 通常 9時～13時	850	1,050	1.24	計算料金
1401	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	視聴覚コーナー 通常 13時～17時	850	1,050	1.24	計算料金
1402	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	視聴覚コーナー 通常 17時～21時	1,150	1,410	1.23	計算料金
1403	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	視聴覚コーナー 営利目的の場合 全日	8,550	10,530	1.23	計算料金

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1404	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	視聴覚コーナー 営利目的の場合 9時～13時	2,550	3,150	1.24	計算料金
1405	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	視聴覚コーナー 営利目的の場合 13時～17時	2,550	3,150	1.24	計算料金
1406	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	視聴覚コーナー 営利目的の場合 17時～21時	3,450	4,230	1.23	計算料金
1407	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	多目的室 通常 全日	1,950	2,360	1.21	計算料金
1408	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	多目的室 通常 9時～13時	580	700	1.21	計算料金
1409	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	多目的室 通常 13時～17時	580	700	1.21	計算料金
1410	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	多目的室 通常 17時～21時	790	960	1.22	計算料金
1411	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	多目的室 営利目的の場合 全日	5,850	7,080	1.21	計算料金
1412	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	多目的室 営利目的の場合 9時～13時	1,740	2,100	1.21	計算料金
1413	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	多目的室 営利目的の場合 13時～17時	1,740	2,100	1.21	計算料金
1414	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	多目的室 営利目的の場合 17時～21時	2,370	2,880	1.22	計算料金
1415	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	調理室 通常 全日	5,550	5,550	1.00	現状維持
1416	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	調理室 通常 9時～13時	1,660	1,660	1.00	現状維持
1417	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	調理室 通常 13時～17時	1,660	1,660	1.00	現状維持
1418	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	調理室 通常 17時～21時	2,230	2,230	1.00	現状維持
1419	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	調理室 営利目的の場合 全日	16,650	16,650	1.00	現状維持
1420	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	調理室 営利目的の場合 9時～13時	4,980	4,980	1.00	現状維持
1421	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	調理室 営利目的の場合 13時～17時	4,980	4,980	1.00	現状維持
1422	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	調理室 営利目的の場合 17時～21時	6,690	6,690	1.00	現状維持
1423	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室1～3 通常 全日	4,050	5,950	1.47	計算料金
1424	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室1～3 通常 9時～13時	1,210	1,780	1.47	計算料金
1425	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室1～3 通常 13時～17時	1,210	1,780	1.47	計算料金
1426	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室1～3 通常 17時～21時	1,630	2,390	1.47	計算料金
1427	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室1～3 営利目的の場合 全日	12,150	17,850	1.47	上限改定
1428	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室1～3 営利目的の場合 9時～13時	3,630	5,340	1.47	計算料金
1429	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室1～3 営利目的の場合 13時～17時	3,630	5,340	1.47	計算料金

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1430	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室1～3 営利目的の場合 17時～21時	4,890	7,170	1.47	計算料金
1431	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室1 通常 全日	1,950	2,550	1.31	計算料金
1432	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室1 通常 9時～13時	580	760	1.31	計算料金
1433	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室1 通常 13時～17時	580	760	1.31	計算料金
1434	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室1 通常 17時～21時	790	1,030	1.30	計算料金
1435	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室1 営利目的の場合 全日	5,850	7,650	1.31	計算料金
1436	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室1 営利目的の場合 9時～13時	1,740	2,280	1.31	計算料金
1437	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室1 営利目的の場合 13時～17時	1,740	2,280	1.31	計算料金
1438	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室1 営利目的の場合 17時～21時	2,370	3,090	1.30	計算料金
1439	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室2 通常 全日	1,200	1,700	1.42	計算料金
1440	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室2 通常 9時～13時	360	510	1.42	計算料金
1441	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室2 通常 13時～17時	360	510	1.42	計算料金
1442	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室2 通常 17時～21時	480	680	1.42	計算料金
1443	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室2 営利目的の場合 全日	3,600	5,100	1.42	計算料金
1444	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室2 営利目的の場合 9時～13時	1,080	1,530	1.42	計算料金
1445	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室2 営利目的の場合 13時～17時	1,080	1,530	1.42	計算料金
1446	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室2 営利目的の場合 17時～21時	1,440	2,040	1.42	計算料金
1447	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室3 通常 全日	1,200	1,700	1.42	計算料金
1448	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室3 通常 9時～13時	360	510	1.42	計算料金
1449	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室3 通常 13時～17時	360	510	1.42	計算料金
1450	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室3 通常 17時～21時	480	680	1.42	計算料金
1451	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室3 営利目的の場合 全日	3,600	5,100	1.42	計算料金
1452	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室3 営利目的の場合 9時～13時	1,080	1,530	1.42	計算料金
1453	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室3 営利目的の場合 13時～17時	1,080	1,530	1.42	計算料金
1454	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	和室3 営利目的の場合 17時～21時	1,440	2,040	1.42	計算料金
1455	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	小会議室 通常 全日	1,200	1,800	1.50	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1456	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	小会議室 通常 9時～13時	360	540	1.50	上限改定
1457	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	小会議室 通常 13時～17時	360	540	1.50	上限改定
1458	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	小会議室 通常 17時～21時	480	720	1.50	上限改定
1459	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	小会議室 営利目的の場合 全日	3,600	5,400	1.50	上限改定
1460	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	小会議室 営利目的の場合 9時～13時	1,080	1,620	1.50	上限改定
1461	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	小会議室 営利目的の場合 13時～17時	1,080	1,620	1.50	上限改定
1462	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	小会議室 営利目的の場合 17時～21時	1,440	2,160	1.50	上限改定
1463	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	相談室 通常 全日	300	450	1.50	上限改定
1464	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	相談室 通常 9時～13時	100	150	1.50	上限改定
1465	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	相談室 通常 13時～17時	100	150	1.50	上限改定
1466	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	相談室 通常 17時～21時	100	150	1.50	上限改定
1467	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	相談室 営利目的の場合 全日	900	1,350	1.50	上限改定
1468	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	相談室 営利目的の場合 9時～13時	300	450	1.50	上限改定
1469	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	相談室 営利目的の場合 13時～17時	300	450	1.50	上限改定
1470	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	相談室 営利目的の場合 17時～21時	300	450	1.50	上限改定
1471	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ギャラリー 通常 全日	300	450	1.50	上限改定
1472	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ギャラリー 通常 9時～13時	100	150	1.50	上限改定
1473	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ギャラリー 通常 13時～17時	100	150	1.50	上限改定
1474	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ギャラリー 通常 17時～21時	100	150	1.50	上限改定
1475	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ギャラリー 営利目的の場合 全日	900	1,350	1.50	上限改定
1476	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ギャラリー 営利目的の場合 9時～13時	300	450	1.50	上限改定
1477	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ギャラリー 営利目的の場合 13時～17時	300	450	1.50	上限改定
1478	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ギャラリー 営利目的の場合 17時～21時	300	450	1.50	上限改定
1479	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ロビー 通常 全日	7,650	9,070	1.19	計算料金
1480	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ロビー 通常 9時～13時	2,290	2,720	1.19	計算料金
1481	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ロビー 通常 13時～17時	2,290	2,720	1.19	計算料金

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1482	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ロビー 通常 17時～21時	3,070	3,630	1.18	計算料金
1483	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ロビー 営利目的の場合 全日	22,950	27,210	1.19	計算料金
1484	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ロビー 営利目的の場合 9時～13時	6,950	8,160	1.17	計算料金
1485	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ロビー 営利目的の場合 13時～17時	6,950	8,160	1.17	計算料金
1486	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	ロビー 営利目的の場合 17時～21時	9,050	10,890	1.20	計算料金
1487	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	カフェ 通常 全日	900	1,350	1.50	上限改定
1488	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	カフェ 通常(1回) 9時～13時	300	450	1.50	上限改定
1489	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	カフェ 通常(1回) 13時～17時	300	450	1.50	上限改定
1490	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	カフェ 通常(1回) 17時～21時	300	450	1.50	上限改定
1491	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	カフェ 営利目的(1回) 全日	1,800	2,700	1.50	上限改定
1492	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	カフェ 営利目的(1回) 9時～13時	600	900	1.50	上限改定
1493	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	カフェ 営利目的(1回) 13時～17時	600	900	1.50	上限改定
1494	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	カフェ 営利目的(1回) 17時～21時	600	900	1.50	上限改定
1495	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	カフェ 長期使用 3月以上6月未満(週4日以上営業に限る。) 1月あたり	18,000	27,000	1.50	上限改定
1496	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	カフェ 長期使用 6月以上12月未満(週4日以上営業に限る。) 1月あたり	14,400	21,600	1.50	上限改定
1497	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	カフェ 長期使用 1年以上2年以内(週4日以上営業に限る。) 1月あたり	12,600	18,900	1.50	上限改定
1498	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	アリーナ 一般使用 小・中高校生	70	100	1.43	上限改定
1499	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	アリーナ 一般使用 小・中高校生(回数券11回)	700	1,000	1.43	上限改定
1500	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	アリーナ 一般使用 一般・学生	150	220	1.47	上限改定
1501	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	アリーナ 一般使用 一般・学生(回数券11回)	1,500	2,200	1.47	上限改定
1502	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	トレーニング室 一般使用 中高生	70	70	1.00	現状維持
1503	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	トレーニング室 一般使用 中高生(回数券11回)	700	700	1.00	現状維持
1504	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	トレーニング室 一般使用 一般・学生	150	150	1.00	現状維持
1505	教育委員会	生涯学習課	遊楽館	使用料	石巻市多目的ふれあい交流施設条例	トレーニング室 一般使用 一般・学生(回数券11回)	1,500	1,500	1.00	現状維持
1506	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 入場料を徴収しない場合 平日 午前9時～正午	26,600	39,900	1.50	上限改定
1507	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 入場料を徴収しない場合 平日 午後1時～午後5時	39,900	59,850	1.50	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1508	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 入場料を徴収しない場合 平日 午後6時～午後10	54,300	81,450	1.50	上限改定
1509	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 入場料を徴収しない場合 平日 午前9～午後5時	66,500	99,750	1.50	上限改定
1510	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 入場料を徴収しない場合 平日 午後1時～午後10時	94,200	141,300	1.50	上限改定
1511	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 入場料を徴収しない場合 平日 全日	120,800	181,200	1.50	上限改定
1512	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 入場料を徴収しない場合 土日・祝日 午前9時～正午	34,500	51,750	1.50	上限改定
1513	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 入場料を徴収しない場合 土日・祝日 午後1時～午後5時	51,800	77,700	1.50	上限改定
1514	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 入場料を徴収しない場合 土日・祝日 午後6時～午後10	70,700	106,050	1.50	上限改定
1515	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 入場料を徴収しない場合 土日・祝日 午前9～午後5時	86,300	129,450	1.50	上限改定
1516	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 入場料を徴収しない場合 土日・祝日 午後1時～午後10時	122,500	183,750	1.50	上限改定
1517	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 入場料を徴収しない場合 土日・祝日 全日	157,000	235,500	1.50	上限改定
1518	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 1,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午前9時～正午	39,900	59,850	1.50	上限改定
1519	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 1,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午後1時～午後5時	59,800	89,700	1.50	上限改定
1520	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 1,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午後6時～午後10	81,500	122,250	1.50	上限改定
1521	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 1,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午前9～午後5時	99,700	149,550	1.50	上限改定
1522	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 1,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午後1時～午後10時	141,300	211,950	1.50	上限改定
1523	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 1,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 全日	181,200	271,800	1.50	上限改定
1524	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 1,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午前9時～正午	51,800	77,700	1.50	上限改定
1525	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 1,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午後1時～午後5時	77,800	116,700	1.50	上限改定
1526	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 1,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午後6時～午後10	106,000	159,000	1.50	上限改定
1527	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 1,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午前9～午後5時	129,600	194,400	1.50	上限改定
1528	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 1,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午後1時～午後10時	183,800	275,700	1.50	上限改定
1529	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 1,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 全日	235,600	353,400	1.50	上限改定
1530	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午前9時～正午	53,200	79,800	1.50	上限改定
1531	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午後1時～午後5時	79,700	119,550	1.50	上限改定
1532	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午後6時～午後10	108,700	163,050	1.50	上限改定
1533	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午前9～午後5時	132,900	199,350	1.50	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1534	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午後1時～午後10時	188,400	282,600	1.50	上限改定
1535	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 全日	241,600	362,400	1.50	上限改定
1536	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午前9時～正午	69,100	103,650	1.50	上限改定
1537	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午後1時～午後5時	103,700	155,550	1.50	上限改定
1538	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午後6時～午後10	141,300	211,950	1.50	上限改定
1539	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午前9～午後5時	172,800	259,200	1.50	上限改定
1540	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午後1時～午後10時	245,000	367,500	1.50	上限改定
1541	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 全日	314,100	471,150	1.50	上限改定
1542	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午前9時～正午	66,400	99,600	1.50	上限改定
1543	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午後1時～午後5時	99,700	149,550	1.50	上限改定
1544	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午後6時～午後10	135,900	203,850	1.50	上限改定
1545	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午前9～午後5時	166,100	249,150	1.50	上限改定
1546	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午後1時～午後10時	235,600	353,400	1.50	上限改定
1547	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 全日	302,000	453,000	1.50	上限改定
1548	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午前9時～正午	86,400	129,600	1.50	上限改定
1549	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午後1時～午後5時	129,600	194,400	1.50	上限改定
1550	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午後6時～午後10	176,600	264,900	1.50	上限改定
1551	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午前9～午後5時	216,000	324,000	1.50	上限改定
1552	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午後1時～午後10時	306,200	459,300	1.50	上限改定
1553	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 全日	392,600	588,900	1.50	上限改定
1554	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 5,000円を超える入場料を徴収する場合 平日 午前9時～正午	82,400	123,600	1.50	上限改定
1555	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 5,000円を超える入場料を徴収する場合 平日 午後1時～午後5時	123,600	185,400	1.50	上限改定
1556	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 5,000円を超える入場料を徴収する場合 平日 午後6時～午後10	168,500	252,750	1.50	上限改定
1557	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 5,000円を超える入場料を徴収する場合 平日 午前9～午後5時	206,000	309,000	1.50	上限改定
1558	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 5,000円を超える入場料を徴収する場合 平日 午後1時～午後10時	292,100	438,150	1.50	上限改定
1559	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 5,000円を超える入場料を徴収する場合 平日 全日	374,500	561,750	1.50	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1560	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 5,000円を超える入場料を徴収する場合 土日・祝日 午前9時～正午	111,200	166,800	1.50	上限改定
1561	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 5,000円を超える入場料を徴収する場合 土日・祝日 午後1時～午後5時	166,900	250,350	1.50	上限改定
1562	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 5,000円を超える入場料を徴収する場合 土日・祝日 午後6時～午後10	227,500	341,250	1.50	上限改定
1563	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 5,000円を超える入場料を徴収する場合 土日・祝日 午前9～午後5時	278,100	417,150	1.50	上限改定
1564	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 5,000円を超える入場料を徴収する場合 土日・祝日 午後1時～午後10時	394,400	591,600	1.50	上限改定
1565	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大ホール 5,000円を超える入場料を徴収する場合 土日・祝日 全日	505,600	758,400	1.50	上限改定
1566	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 入場料を徴収しない場合 平日 午前9時～正午	17,200	25,800	1.50	上限改定
1567	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 入場料を徴収しない場合 平日 午後1時～午後5時	25,800	38,700	1.50	上限改定
1568	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 入場料を徴収しない場合 平日 午後6時～午後10	35,200	52,800	1.50	上限改定
1569	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 入場料を徴収しない場合 平日 午前9～午後5時	43,000	64,500	1.50	上限改定
1570	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 入場料を徴収しない場合 平日 午後1時～午後10時	61,000	91,500	1.50	上限改定
1571	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 入場料を徴収しない場合 平日 全日	78,200	117,300	1.50	上限改定
1572	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 入場料を徴収しない場合 土日・祝日 午前9時～正午	22,400	33,600	1.50	上限改定
1573	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 入場料を徴収しない場合 土日・祝日 午後1時～午後5時	33,600	50,400	1.50	上限改定
1574	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 入場料を徴収しない場合 土日・祝日 午後6時～午後10	45,700	68,550	1.50	上限改定
1575	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 入場料を徴収しない場合 土日・祝日 午前9～午後5時	56,000	84,000	1.50	上限改定
1576	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 入場料を徴収しない場合 土日・祝日 午後1時～午後10時	79,300	118,950	1.50	上限改定
1577	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 入場料を徴収しない場合 土日・祝日 全日	101,700	152,550	1.50	上限改定
1578	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 1,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午前9時～正午	25,800	38,700	1.50	上限改定
1579	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 1,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午後1時～午後5時	38,700	58,050	1.50	上限改定
1580	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 1,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午後6時～午後10	52,800	79,200	1.50	上限改定
1581	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 1,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午前9～午後5時	64,500	96,750	1.50	上限改定
1582	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 1,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午後1時～午後10時	91,500	137,250	1.50	上限改定
1583	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 1,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 全日	117,300	175,950	1.50	上限改定
1584	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 1,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午前9時～正午	33,600	50,400	1.50	上限改定
1585	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 1,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午後1時～午後5時	50,300	75,450	1.50	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1586	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 1,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午後6時～午後10	68,600	102,900	1.50	上限改定
1587	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 1,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午前9～午後5時	83,900	125,850	1.50	上限改定
1588	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 1,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午後1時～午後10時	118,900	178,350	1.50	上限改定
1589	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 1,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 全日	152,500	228,750	1.50	上限改定
1590	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午前9時～正午	34,400	51,600	1.50	上限改定
1591	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午後1時～午後5時	51,600	77,400	1.50	上限改定
1592	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午後6時～午後10	70,400	105,600	1.50	上限改定
1593	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午前9～午後5時	86,000	129,000	1.50	上限改定
1594	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午後1時～午後10時	122,000	183,000	1.50	上限改定
1595	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 全日	156,400	234,600	1.50	上限改定
1596	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午前9時～正午	44,700	67,050	1.50	上限改定
1597	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午後1時～午後5時	67,100	100,650	1.50	上限改定
1598	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午後6時～午後10	91,500	137,250	1.50	上限改定
1599	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午前9～午後5時	111,800	167,700	1.50	上限改定
1600	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午後1時～午後10時	158,600	237,900	1.50	上限改定
1601	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 全日	203,300	304,950	1.50	上限改定
1602	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午前9時～正午	43,000	64,500	1.50	上限改定
1603	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午後1時～午後5時	64,500	96,750	1.50	上限改定
1604	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午後6時～午後10	88,000	132,000	1.50	上限改定
1605	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午前9～午後5時	107,500	161,250	1.50	上限改定
1606	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 午後1時～午後10時	152,500	228,750	1.50	上限改定
1607	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 平日 全日	195,500	293,250	1.50	上限改定
1608	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午前9時～正午	55,900	83,850	1.50	上限改定
1609	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午後1時～午後5時	83,900	125,850	1.50	上限改定
1610	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午後6時～午後10	114,400	171,600	1.50	上限改定
1611	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午前9～午後5時	139,800	209,700	1.50	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1612	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 午後1時～午後10時	198,300	297,450	1.50	上限改定
1613	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 土日・祝日 全日	254,200	381,300	1.50	上限改定
1614	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 5,000円を超える入場料を徴収する場合 平日 午前9時～正午	53,300	79,950	1.50	上限改定
1615	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 5,000円を超える入場料を徴収する場合 平日 午後1時～午後5時	80,000	120,000	1.50	上限改定
1616	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 5,000円を超える入場料を徴収する場合 平日 午後6時～午後10	109,100	163,650	1.50	上限改定
1617	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 5,000円を超える入場料を徴収する場合 平日 午前9～午後5時	133,300	199,950	1.50	上限改定
1618	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 5,000円を超える入場料を徴収する場合 平日 午後1時～午後10時	189,100	283,650	1.50	上限改定
1619	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 5,000円を超える入場料を徴収する場合 平日 全日	242,400	363,600	1.50	上限改定
1620	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 5,000円を超える入場料を徴収する場合 土日・祝日 午前9時～正午	72,000	108,000	1.50	上限改定
1621	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 5,000円を超える入場料を徴収する場合 土日・祝日 午後1時～午後5時	108,000	162,000	1.50	上限改定
1622	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 5,000円を超える入場料を徴収する場合 土日・祝日 午後6時～午後10	147,200	220,800	1.50	上限改定
1623	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 5,000円を超える入場料を徴収する場合 土日・祝日 午前9～午後5時	180,000	270,000	1.50	上限改定
1624	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 5,000円を超える入場料を徴収する場合 土日・祝日 午後1時～午後10時	255,200	382,800	1.50	上限改定
1625	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中ホール 5,000円を超える入場料を徴収する場合 土日・祝日 全日	327,200	490,800	1.50	上限改定
1626	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小ホール 午前9時～正午	6,720	10,080	1.50	上限改定
1627	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小ホール 午後1時～午後5時	6,720	10,080	1.50	上限改定
1628	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小ホール 午後6時～午後10	10,560	15,840	1.50	上限改定
1629	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小ホール 午前9～午後5時	13,440	20,160	1.50	上限改定
1630	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小ホール 午後1時～午後10時	17,280	25,920	1.50	上限改定
1631	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小ホール 全日	24,000	36,000	1.50	上限改定
1632	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大研修室 午前9時～正午	4,480	6,720	1.50	上限改定
1633	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大研修室 午後1時～午後5時	4,480	6,720	1.50	上限改定
1634	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大研修室 午後6時～午後10	7,040	10,560	1.50	上限改定
1635	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大研修室 午前9～午後5時	8,960	13,440	1.50	上限改定
1636	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大研修室 午後1時～午後10時	11,520	17,280	1.50	上限改定
1637	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大研修室 全日	16,000	24,000	1.50	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1638	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	研修室1 午前9時～正午	720	830	1.15	計算料金
1639	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	研修室1 午後1時～午後5時	720	830	1.15	計算料金
1640	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	研修室1 午後6時～午後10	1,160	1,350	1.16	計算料金
1641	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	研修室1 午前9～午後5時	1,440	1,670	1.16	計算料金
1642	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	研修室1 午後1時～午後10時	1,880	2,190	1.16	計算料金
1643	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	研修室1 全日	2,600	3,030	1.17	計算料金
1644	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	研修室2 午前9時～正午	720	830	1.15	計算料金
1645	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	研修室2 午後1時～午後5時	720	830	1.15	計算料金
1646	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	研修室2 午後6時～午後10	1,160	1,350	1.16	計算料金
1647	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	研修室2 午前9～午後5時	1,440	1,670	1.16	計算料金
1648	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	研修室2 午後1時～午後10時	1,880	2,190	1.16	計算料金
1649	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	研修室2 全日	2,600	3,030	1.17	計算料金
1650	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	研修室3 午前9時～正午	1,450	1,930	1.33	計算料金
1651	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	研修室3 午後1時～午後5時	1,450	1,930	1.33	計算料金
1652	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	研修室3 午後6時～午後10	2,300	3,060	1.33	計算料金
1653	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	研修室3 午前9～午後5時	2,900	3,860	1.33	計算料金
1654	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	研修室3 午後1時～午後10時	3,750	4,990	1.33	計算料金
1655	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	研修室3 全日	5,200	6,930	1.33	計算料金
1656	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	研修室4 午前9時～正午	1,170	1,540	1.32	計算料金
1657	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	研修室4 午後1時～午後5時	1,170	1,540	1.32	計算料金
1658	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	研修室4 午後6時～午後10	1,860	2,440	1.31	計算料金
1659	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	研修室4 午前9～午後5時	2,340	3,080	1.32	計算料金
1660	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	研修室4 午後1時～午後10時	3,030	3,980	1.31	計算料金
1661	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	研修室4 全日	4,200	5,530	1.32	計算料金
1662	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	和室 午前9時～正午	1,840	2,760	1.50	上限改定
1663	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	和室 午後1時～午後5時	1,840	2,760	1.50	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1664	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	和室 午後6時～午後10	2,920	4,380	1.50	上限改定
1665	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	和室 午前9～午後5時	3,680	5,520	1.50	上限改定
1666	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	和室 午後1時～午後10時	4,760	7,140	1.50	上限改定
1667	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	和室 全日	6,600	9,900	1.50	上限改定
1668	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	活動室1 午前9時～正午	920	1,380	1.50	上限改定
1669	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	活動室1 午後1時～午後5時	920	1,380	1.50	上限改定
1670	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	活動室1 午後6時～午後10	1,460	2,190	1.50	上限改定
1671	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	活動室1 午前9～午後5時	1,840	2,760	1.50	上限改定
1672	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	活動室1 午後1時～午後10時	2,380	3,570	1.50	上限改定
1673	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	活動室1 全日	3,300	4,950	1.50	上限改定
1674	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	活動室2 午前9時～正午	610	910	1.49	上限改定
1675	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	活動室2 午後1時～午後5時	610	910	1.49	上限改定
1676	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	活動室2 午後6時～午後10	980	1,470	1.50	上限改定
1677	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	活動室2 午前9～午後5時	1,220	1,830	1.50	上限改定
1678	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	活動室2 午後1時～午後10時	1,590	2,380	1.50	上限改定
1679	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	活動室2 全日	2,200	3,300	1.50	上限改定
1680	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	活動室3 午前9時～正午	610	910	1.49	上限改定
1681	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	活動室3 午後1時～午後5時	610	910	1.49	上限改定
1682	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	活動室3 午後6時～午後10	980	1,470	1.50	上限改定
1683	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	活動室3 午前9～午後5時	1,220	1,830	1.50	上限改定
1684	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	活動室3 午後1時～午後10時	1,590	2,380	1.50	上限改定
1685	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	活動室3 全日	2,200	3,300	1.50	上限改定
1686	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	活動室4 午前9時～正午	1,260	1,540	1.22	計算料金
1687	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	活動室4 午後1時～午後5時	1,260	1,540	1.22	計算料金
1688	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	活動室4 午後6時～午後10	1,980	2,430	1.23	計算料金
1689	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	活動室4 午前9～午後5時	2,520	3,090	1.23	計算料金

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1690	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	活動室4 午後1時～午後10時	3,240	3,980	1.23	計算料金
1691	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	活動室4 全日	4,500	5,530	1.23	計算料金
1692	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	市民ギャラリー 午前9時～正午	1,000	1,500	1.50	上限改定
1693	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	市民ギャラリー 午後1時～午後5時	1,000	1,500	1.50	上限改定
1694	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	市民ギャラリー 午後6時～午後10	1,600	2,400	1.50	上限改定
1695	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	市民ギャラリー 午前9～午後5時	2,000	3,000	1.50	上限改定
1696	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	市民ギャラリー 午後1時～午後10時	2,600	3,900	1.50	上限改定
1697	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	市民ギャラリー 全日	3,600	5,400	1.50	上限改定
1698	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	創作室 午前9時～正午	1,450	2,170	1.50	上限改定
1699	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	創作室 午後1時～午後5時	1,450	2,170	1.50	上限改定
1700	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	創作室 午後6時～午後10	2,300	3,450	1.50	上限改定
1701	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	創作室 午前9～午後5時	2,900	4,350	1.50	上限改定
1702	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	創作室 午後1時～午後10時	3,750	5,620	1.50	上限改定
1703	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	創作室 全日	5,200	7,800	1.50	上限改定
1704	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	創作室 個人利用 午前9時～正午	100	150	1.50	上限改定
1705	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	創作室 個人利用 午後1時～午後5時	100	150	1.50	上限改定
1706	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	創作室 個人利用 午後6時～午後10	100	150	1.50	上限改定
1707	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	創作室 個人利用 午前9～午後5時	200	300	1.50	上限改定
1708	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	創作室 個人利用 午後1時～午後10時	200	300	1.50	上限改定
1709	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	創作室 個人利用 全日	300	450	1.50	上限改定
1710	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	アトリエ 午前9時～正午	1,170	1,610	1.38	計算料金
1711	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	アトリエ 午後1時～午後5時	1,170	1,610	1.38	計算料金
1712	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	アトリエ 午後6時～午後10	1,860	2,560	1.38	計算料金
1713	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	アトリエ 午前9～午後5時	2,340	3,230	1.38	計算料金
1714	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	アトリエ 午後1時～午後10時	3,030	4,180	1.38	計算料金
1715	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	アトリエ 全日	4,200	5,800	1.38	計算料金

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1716	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋1 午前9時～正午	700	720	1.03	計算料金
1717	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋1 午後1時～午後5時	700	720	1.03	計算料金
1718	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋1 午後6時～午後10	1,100	1,140	1.04	計算料金
1719	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋1 午前9～午後5時	1,400	1,450	1.04	計算料金
1720	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋1 午後1時～午後10時	1,800	1,870	1.04	計算料金
1721	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋1 全日	2,500	2,600	1.04	計算料金
1722	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋2 午前9時～正午	700	720	1.03	計算料金
1723	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋2 午後1時～午後5時	700	720	1.03	計算料金
1724	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋2 午後6時～午後10	1,100	1,140	1.04	計算料金
1725	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋2 午前9～午後5時	1,400	1,450	1.04	計算料金
1726	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋2 午後1時～午後10時	1,800	1,870	1.04	計算料金
1727	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋2 全日	2,500	2,600	1.04	計算料金
1728	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋3 午前9時～正午	780	780	1.00	現状維持
1729	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋3 午後1時～午後5時	780	780	1.00	現状維持
1730	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋3 午後6時～午後10	1,240	1,240	1.00	現状維持
1731	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋3 午前9～午後5時	1,560	1,560	1.00	現状維持
1732	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋3 午後1時～午後10時	2,020	2,020	1.00	現状維持
1733	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋3 全日	2,800	2,800	1.00	現状維持
1734	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋4 午前9時～正午	780	780	1.00	現状維持
1735	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋4 午後1時～午後5時	780	780	1.00	現状維持
1736	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋4 午後6時～午後10	1,240	1,240	1.00	現状維持
1737	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋4 午前9～午後5時	1,560	1,560	1.00	現状維持
1738	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋4 午後1時～午後10時	2,020	2,020	1.00	現状維持
1739	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋4 全日	2,800	2,800	1.00	現状維持
1740	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋5 午前9時～正午	780	780	1.00	現状維持
1741	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋5 午後1時～午後5時	780	780	1.00	現状維持

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1742	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋5 午後6時～午後10	1,240	1,240	1.00	現状維持
1743	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋5 午前9～午後5時	1,560	1,560	1.00	現状維持
1744	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋5 午後1時～午後10時	2,020	2,020	1.00	現状維持
1745	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋5 全日	2,800	2,800	1.00	現状維持
1746	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋6 午前9時～正午	700	720	1.03	計算料金
1747	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋6 午後1時～午後5時	700	720	1.03	計算料金
1748	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋6 午後6時～午後10	1,100	1,140	1.04	計算料金
1749	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋6 午前9～午後5時	1,400	1,450	1.04	計算料金
1750	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋6 午後1時～午後10時	1,800	1,870	1.04	計算料金
1751	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	小楽屋6 全日	2,500	2,600	1.04	計算料金
1752	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中楽屋1～4 午前9時～正午	1,120	1,480	1.32	計算料金
1753	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中楽屋1～4 午後1時～午後5時	1,120	1,480	1.32	計算料金
1754	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中楽屋1～4 午後6時～午後10	1,760	2,320	1.32	計算料金
1755	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中楽屋1～4 午前9～午後5時	2,240	2,960	1.32	計算料金
1756	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中楽屋1～4 午後1時～午後10時	2,880	3,800	1.32	計算料金
1757	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中楽屋1 全日	4,000	5,290	1.32	計算料金
1758	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中楽屋2 全日	4,000	5,290	1.32	計算料金
1759	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中楽屋3 全日	4,000	5,290	1.32	計算料金
1760	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	中楽屋4 全日	4,000	5,290	1.32	計算料金
1761	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大楽屋1～2 午前9時～正午	1,960	2,940	1.50	上限改定
1762	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大楽屋1～2 午後1時～午後5時	1,960	2,940	1.50	上限改定
1763	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大楽屋1～2 午後6時～午後10	3,080	4,620	1.50	上限改定
1764	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大楽屋1～2 午前9～午後5時	3,920	5,880	1.50	上限改定
1765	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大楽屋1～2 午後1時～午後10時	5,040	7,560	1.50	上限改定
1766	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大楽屋1 全日	7,000	10,500	1.50	上限改定
1767	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	大楽屋2 全日	7,000	10,500	1.50	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1768	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	控室1～2 午前9時～正午	560	590	1.05	計算料金
1769	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	控室1～2 午後1時～午後5時	560	590	1.05	計算料金
1770	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	控室1～2 午後6時～午後10	880	940	1.07	計算料金
1771	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	控室1～2 午前9～午後5時	1,120	1,190	1.06	計算料金
1772	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	控室1～2 午後1時～午後10時	1,440	1,540	1.07	計算料金
1773	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	控室1 全日	2,000	2,140	1.07	計算料金
1774	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	控室2 全日	2,000	2,140	1.07	計算料金
1775	教育委員会	生涯学習課	複合文化センター	使用料	石巻市複合文化施設条例	共用スペース 1時間につき1平方メートル当たり	10	10	1.00	現状維持
1776	教育委員会	博物館 生涯学習課	博物館常設展観覧料	使用料	石巻市複合文化施設条例	常設展示 個人(一般(学生を含む。))	300	450	1.50	上限改定
1777	教育委員会	博物館 生涯学習課	博物館常設展観覧料	使用料	石巻市複合文化施設条例	常設展示 個人(高校生)	200	300	1.50	上限改定
1778	教育委員会	博物館 生涯学習課	博物館常設展観覧料	使用料	石巻市複合文化施設条例	常設展示 個人(小中学生)	100	150	1.50	上限改定
1779	教育委員会	博物館 生涯学習課	博物館常設展観覧料	使用料	石巻市複合文化施設条例	常設展示 団体(1人につき)(一般(学生を含む。))	240	360	1.50	上限改定
1780	教育委員会	博物館 生涯学習課	博物館常設展観覧料	使用料	石巻市複合文化施設条例	常設展示 団体(1人につき)(高校生)	160	240	1.50	上限改定
1781	教育委員会	博物館 生涯学習課	博物館常設展観覧料	使用料	石巻市複合文化施設条例	常設展示 団体(1人につき)(小中学生)	80	120	1.50	上限改定
1782	教育委員会	博物館 生涯学習課	博物館常設展観覧料	使用料	石巻市複合文化施設条例	常設展示 年間パスポート(1人につき)(一般(学生を含む。))	750	1,120	1.49	上限改定
1783	教育委員会	博物館 生涯学習課	博物館常設展観覧料	使用料	石巻市複合文化施設条例	常設展示 年間パスポート(1人につき)(高校生)	500	750	1.50	上限改定
1784	教育委員会	博物館 生涯学習課	博物館常設展観覧料	使用料	石巻市複合文化施設条例	常設展示 年間パスポート(1人につき)(小中学生)	250	370	1.48	上限改定
1785	教育委員会	博物館 生涯学習課	博物館常設展観覧料	使用料	石巻市複合文化施設条例	企画展示(特別展示) 1人につき1,700円以内で市長が定める額	1,700	1,700	1.00	現状維持
1786	教育委員会	生涯学習課	島のchool使用料	使用料	石巻市島のchool条例	宿泊 小・中学生	400	600	1.50	上限改定
1787	教育委員会	生涯学習課	島のchool使用料	使用料	石巻市島のchool条例	宿泊 高・大学生	500	750	1.50	上限改定
1788	教育委員会	生涯学習課	島のchool使用料	使用料	石巻市島のchool条例	宿泊 一般	610	910	1.49	上限改定
1789	教育委員会	生涯学習課	島のchool使用料	使用料	石巻市島のchool条例	日帰り 一人	100	150	1.50	上限改定
1790	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	ホール(貸切利用) 入場料を徴収しない場合 9:00～17:00	3,000	4,500	1.50	上限改定
1791	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	ホール(貸切利用) 入場料を徴収しない場合 17:00～21:00	3,000	4,500	1.50	上限改定
1792	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	ホール(貸切利用) 入場料を徴収しない場合 割増料金 9:00～17:00	750	1,120	1.49	上限改定
1793	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	ホール(貸切利用) 入場料を徴収しない場合 割増料金 17:00～21:00	1,500	2,250	1.50	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1794	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	ホール(貸切利用) 入場料(1,000円以下)を徴収する場合 9:00～17:00	4,500	6,750	1.50	上限改定
1795	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	ホール(貸切利用) 入場料(1,000円以下)を徴収する場合 17:00～21:00	4,500	6,750	1.50	上限改定
1796	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	ホール(貸切利用) 入場料(1,000円以下)を徴収する場合 割増料金 9:00～17:00	1,120	1,680	1.50	上限改定
1797	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	ホール(貸切利用) 入場料(1,000円以下)を徴収する場合 割増料金 17:00～21:00	2,250	3,370	1.50	上限改定
1798	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	ホール(貸切利用) 入場料(1,000円を超える3,000円以下)を徴収する場合 9:00～17:00	6,500	9,750	1.50	上限改定
1799	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	ホール(貸切利用) 入場料(1,000円を超える3,000円以下)を徴収する場合 17:00～21:00	6,500	9,750	1.50	上限改定
1800	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	ホール(貸切利用) 入場料(1,000円を超える3,000円以下)を徴収する場合 割増料金 9:00～17:00	1,620	2,430	1.50	上限改定
1801	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	ホール(貸切利用) 入場料(1,000円を超える3,000円以下)を徴収する場合 割増料金 17:00～21:00	3,250	4,870	1.50	上限改定
1802	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	ホール(貸切利用) 入場料(3,000円を超える)を徴収する場合 9:00～17:00	8,500	12,750	1.50	上限改定
1803	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	ホール(貸切利用) 入場料(3,000円を超える)を徴収する場合 17:00～21:00	8,500	12,750	1.50	上限改定
1804	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	ホール(貸切利用) 入場料(3,000円を超える)を徴収する場合 割増料金 9:00～17:00	2,120	3,180	1.50	上限改定
1805	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	ホール(貸切利用) 入場料(3,000円を超える)を徴収する場合 割増料金 17:00～21:00	4,250	6,370	1.50	上限改定
1806	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	調理室(貸切利用) 入場料を徴収しない場合 9:00～17:00	1,500	1,500	1.00	現状維持
1807	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	調理室(貸切利用) 入場料を徴収しない場合 17:00～21:00	1,500	1,500	1.00	現状維持
1808	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	調理室(貸切利用) 入場料を徴収しない場合 割増料金 9:00～17:00	370	370	1.00	現状維持
1809	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	調理室(貸切利用) 入場料を徴収しない場合 割増料金 17:00～21:00	750	750	1.00	現状維持
1810	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	調理室(貸切利用) 入場料を徴収する場合 9:00～17:00	3,000	3,000	1.00	現状維持
1811	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	調理室(貸切利用) 入場料を徴収する場合 17:00～21:00	3,000	3,000	1.00	現状維持
1812	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	調理室(貸切利用) 入場料を徴収する場合 割増料金 9:00～17:00	750	750	1.00	現状維持
1813	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	調理室(貸切利用) 入場料を徴収する場合 割増料金 17:00～21:00	1,500	1,500	1.00	現状維持
1814	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	創作展示室・創作室(貸切利用) 入場料を徴収しない場合 9:00～17:00	1,200	1,770	1.48	計算料金
1815	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	創作展示室・創作室(貸切利用) 入場料を徴収しない場合 17:00～21:00	1,200	1,770	1.48	計算料金
1816	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	創作展示室・創作室(貸切利用) 入場料を徴収しない場合 割増料金 9:00～17:00	300	440	1.47	計算料金
1817	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	創作展示室・創作室(貸切利用) 入場料を徴収しない場合 割増料金 17:00～21:00	600	880	1.47	計算料金
1818	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	創作展示室・創作室(貸切利用) 入場料を徴収する場合 9:00～17:00	2,400	3,540	1.48	計算料金
1819	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	創作展示室・創作室(貸切利用) 入場料を徴収する場合 17:00～21:00	2,400	3,540	1.48	計算料金

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1820	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	創作展示室・創作室(貸切利用) 入場料を徴収する場合 割増料金 9:00～17:00	600	880	1.47	計算料金
1821	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	創作展示室・創作室(貸切利用) 入場料を徴収する場合 割増料金 17:00～21:00	1,200	1,770	1.48	計算料金
1822	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	研修室・会議室(貸切利用) 入場料を徴収しない場合 9:00～17:00	1,200	1,200	1.00	現状維持
1823	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	研修室・会議室(貸切利用) 入場料を徴収しない場合 17:00～21:00	1,200	1,200	1.00	現状維持
1824	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	研修室・会議室(貸切利用) 入場料を徴収しない場合 割増料金 9:00～17:00	300	300	1.00	現状維持
1825	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	研修室・会議室(貸切利用) 入場料を徴収しない場合 割増料金 17:00～21:00	600	600	1.00	現状維持
1826	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	研修室・会議室(貸切利用) 入場料を徴収する場合 9:00～17:00	2,400	2,400	1.00	現状維持
1827	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	研修室・会議室(貸切利用) 入場料を徴収する場合 17:00～21:00	2,400	2,400	1.00	現状維持
1828	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	研修室・会議室(貸切利用) 入場料を徴収する場合 割増料金 9:00～17:00	600	600	1.00	現状維持
1829	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	研修室・会議室(貸切利用) 入場料を徴収する場合 割増料金 17:00～21:00	1,200	1,200	1.00	現状維持
1830	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	ホール(個別利用) 9:00～17:00	60	90	1.50	上限改定
1831	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	ホール(個別利用) 17:00～21:00	60	90	1.50	上限改定
1832	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	ホール(個別利用)割増料金 9:00～17:00	10	20	2.00	上限改定(例外)
1833	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	ホール(個別利用)割増料金 17:00～21:00	30	40	1.33	計算料金
1834	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	レーザーカラオケ(マイクロホン2本及びレーザーデスク含む) 一式	2,000	廃止	—	廃止
1835	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	特殊照明付属設備 一式	1,000	廃止	—	廃止
1836	教育委員会	生涯学習課	桃生文化交流会館使用料	使用料	石巻市桃生文化交流会館条例	ピアノ(調律使用者負担) 1台	1,000	廃止	—	廃止
1837	教育委員会	生涯学習課	旧観慶丸商店使用料	使用料	石巻市指定文化財旧観慶丸商店条例	文化交流スペース(1時間当たり) 1人当たり	500	690	1.38	計算料金
1838	教育委員会	生涯学習課	旧観慶丸商店使用料	使用料	石巻市指定文化財旧観慶丸商店条例	文化交流スペース(終日) 1人当たり	5,000	5,560	1.11	計算料金
1839	教育委員会	生涯学習課	旧観慶丸商店使用料	使用料	石巻市指定文化財旧観慶丸商店条例	観覧料(文化交流スペース以外) 無料	無料	無料	—	現状維持
1840	教育委員会	生涯学習課	齋藤氏庭園観覧料	使用料	石巻市齋藤氏庭園条例	一般料金(個人) 1人当たり	500	750	1.50	上限改定
1841	教育委員会	生涯学習課	齋藤氏庭園観覧料	使用料	石巻市齋藤氏庭園条例	高校生料金(個人) 1人当たり	300	450	1.50	上限改定
1842	教育委員会	生涯学習課	齋藤氏庭園観覧料	使用料	石巻市齋藤氏庭園条例	小中学生料金(個人) 1人当たり	150	220	1.47	上限改定
1843	教育委員会	生涯学習課	齋藤氏庭園観覧料	使用料	石巻市齋藤氏庭園条例	一般料金(団体) 1人当たり	400	600	1.50	上限改定
1844	教育委員会	生涯学習課	齋藤氏庭園観覧料	使用料	石巻市齋藤氏庭園条例	高校生料金(団体) 1人当たり	240	360	1.50	上限改定
1845	教育委員会	生涯学習課	齋藤氏庭園観覧料	使用料	石巻市齋藤氏庭園条例	小中学生料金(団体) 1人当たり	120	180	1.50	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1846	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	大ホール 9:00～13:00	6,720	9,470	1.41	計算料金
1847	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	大ホール 13:00～17:00	8,960	12,630	1.41	計算料金
1848	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	大ホール 17:00～21:30	11,220	15,820	1.41	計算料金
1849	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	大ホール 9:00～21:30	26,900	37,920	1.41	計算料金
1850	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	第1講座室 9:00～13:00	1,960	2,620	1.34	計算料金
1851	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	第1講座室 13:00～17:00	2,420	3,240	1.34	計算料金
1852	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	第1講座室 17:00～21:30	3,240	4,340	1.34	計算料金
1853	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	第1講座室 9:00～21:30	7,620	10,200	1.34	計算料金
1854	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	第2講座室 9:00～13:00	1,240	1,310	1.06	計算料金
1855	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	第2講座室 13:00～17:00	1,560	1,650	1.06	計算料金
1856	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	第2講座室 17:00～21:30	2,020	2,130	1.05	計算料金
1857	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	第2講座室 9:00～21:30	4,820	5,090	1.06	計算料金
1858	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	第1教養室 9:00～13:00	1,240	1,380	1.11	計算料金
1859	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	第1教養室 13:00～17:00	1,560	1,730	1.11	計算料金
1860	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	第1教養室 17:00～21:30	2,020	2,250	1.11	計算料金
1861	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	第1教養室 9:00～21:30	4,820	5,360	1.11	計算料金
1862	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	第2教養室 9:00～13:00	1,240	1,380	1.11	計算料金
1863	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	第2教養室 13:00～17:00	1,560	1,730	1.11	計算料金
1864	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	第2教養室 17:00～21:30	2,020	2,250	1.11	計算料金
1865	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	第2教養室 9:00～21:30	4,820	5,360	1.11	計算料金
1866	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理実習室 9:00～13:00	1,240	1,380	1.11	計算料金
1867	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理実習室 13:00～17:00	1,560	1,730	1.11	計算料金
1868	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理実習室 17:00～21:30	2,020	2,250	1.11	計算料金
1869	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理実習室 9:00～21:30	4,820	5,360	1.11	計算料金
1870	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 9:00～13:00	1,160	1,160	1.00	現状維持
1871	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 13:00～17:00	1,820	1,820	1.00	現状維持

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1872	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 17:00～21:30	2,340	2,340	1.00	現状維持
1873	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 9:00～21:30	5,320	5,320	1.00	現状維持
1874	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	楽屋 9:00～13:00	560	560	1.00	現状維持
1875	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	楽屋 13:00～17:00	1,000	1,000	1.00	現状維持
1876	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	楽屋 17:00～21:30	1,260	1,260	1.00	現状維持
1877	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	楽屋 9:00～21:30	2,820	2,820	1.00	現状維持
1878	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	大ホール冷暖房 1時間	700	910	1.30	計算料金
1879	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	第1講座室冷暖房 1時間	300	390	1.30	計算料金
1880	教育委員会	石巻中央公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	楽屋冷暖房 1時間	300	390	1.30	計算料金
1881	教育委員会	石巻中央公民館、稲井公民館、荻浜公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	第2講座室・第1第2教養室・和室・調理実習室冷暖房 1時間	300	390	1.30	計算料金
1882	教育委員会	石巻中央公民館、渡波公民館、蛇田公民館、稲井公民館、荻浜公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	その他の設備器具 1件4,300円以内で市長が定める額	4,300	4,720	1.10	計算料金
1883	教育委員会	石巻中央公民館、渡波公民館、蛇田公民館、荻浜公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	ストーブ小型 1時間	75	90	1.20	計算料金
1884	教育委員会	石巻中央公民館、渡波公民館、蛇田公民館、荻浜公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	ストーブ大型 1時間	300	380	1.27	計算料金
1885	教育委員会	渡波公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	大ホール 9:00～13:00	5,040	6,150	1.22	計算料金
1886	教育委員会	渡波公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	大ホール 13:00～17:00	6,870	8,380	1.22	計算料金
1887	教育委員会	渡波公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	大ホール 17:00～21:30	8,550	10,430	1.22	計算料金
1888	教育委員会	渡波公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	大ホール 9:00～21:30	20,460	24,960	1.22	計算料金
1889	教育委員会	渡波公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室 9:00～13:00	1,230	1,570	1.28	計算料金
1890	教育委員会	渡波公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室 13:00～17:00	1,610	2,060	1.28	計算料金
1891	教育委員会	渡波公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室 17:00～21:30	2,350	3,010	1.28	計算料金
1892	教育委員会	渡波公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室 9:00～21:30	5,190	6,640	1.28	計算料金
1893	教育委員会	渡波公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 9:00～13:00	930	930	1.00	現状維持
1894	教育委員会	渡波公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 13:00～17:00	1,570	1,570	1.00	現状維持
1895	教育委員会	渡波公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 17:00～21:30	2,190	2,190	1.00	現状維持
1896	教育委員会	渡波公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 9:00～21:30	4,690	4,690	1.00	現状維持
1897	教育委員会	渡波公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理室 9:00～13:00	1,090	1,250	1.15	計算料金

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1898	教育委員会	渡波公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理室 13:00～17:00	1,390	1,600	1.15	計算料金
1899	教育委員会	渡波公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理室 17:00～21:30	1,720	1,980	1.15	計算料金
1900	教育委員会	渡波公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理室 9:00～21:30	4,200	4,830	1.15	計算料金
1901	教育委員会	渡波公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	大ホール暖房 1時間	300	340	1.13	計算料金
1902	教育委員会	渡波公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室暖房 1時間	300	340	1.13	計算料金
1903	教育委員会	渡波公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室冷房 1時間	300	340	1.13	計算料金
1904	教育委員会	渡波公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室暖房 1時間	300	340	1.13	計算料金
1905	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	大ホール 9:00～13:00	4,560	6,840	1.50	上限改定
1906	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	大ホール 13:00～17:00	6,270	9,400	1.50	上限改定
1907	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	大ホール 17:00～21:30	8,170	12,250	1.50	上限改定
1908	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	大ホール 9:00～21:30	19,000	28,490	1.50	上限改定
1909	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室A 9:00～13:00	1,200	1,800	1.50	上限改定
1910	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室A 13:00～17:00	1,400	2,100	1.50	上限改定
1911	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室A 17:00～21:30	2,210	3,310	1.50	上限改定
1912	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室A 9:00～21:30	4,810	7,210	1.50	上限改定
1913	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室B 9:00～13:00	1,200	1,800	1.50	上限改定
1914	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室B 13:00～17:00	1,400	2,100	1.50	上限改定
1915	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室B 17:00～21:30	2,210	3,310	1.50	上限改定
1916	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室B 9:00～21:30	4,810	7,210	1.50	上限改定
1917	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室C 9:00～13:00	1,200	1,800	1.50	上限改定
1918	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室C 13:00～17:00	1,400	2,100	1.50	上限改定
1919	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室C 17:00～21:30	2,210	3,310	1.50	上限改定
1920	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室C 9:00～21:30	4,810	7,210	1.50	上限改定
1921	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 9:00～13:00	1,270	1,690	1.33	計算料金
1922	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 13:00～17:00	2,100	2,800	1.33	計算料金
1923	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 17:00～21:30	2,760	3,680	1.33	計算料金

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1924	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 9:00～21:30	6,130	8,170	1.33	計算料金
1925	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理実習室 9:00～13:00	1,260	1,890	1.50	上限改定
1926	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理実習室 13:00～17:00	1,560	2,340	1.50	上限改定
1927	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理実習室 17:00～21:30	1,970	2,950	1.50	上限改定
1928	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理実習室 9:00～21:30	4,790	7,180	1.50	上限改定
1929	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	創作室 9:00～13:00	860	1,290	1.50	上限改定
1930	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	創作室 13:00～17:00	1,190	1,780	1.50	上限改定
1931	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	創作室 17:00～21:30	1,560	2,340	1.50	上限改定
1932	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	創作室 9:00～21:30	3,610	5,410	1.50	上限改定
1933	教育委員会	蛇田公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	大ホール冷暖房 1h	700	910	1.30	計算料金
1934	教育委員会	蛇田公民館、荻浜公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	大ホール以外冷暖房 1h	100	130	1.30	計算料金
1935	教育委員会	稲井公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	ホール 9:00～13:00	5,760	5,760	1.00	現状維持
1936	教育委員会	稲井公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	ホール 13:00～17:00	7,600	7,600	1.00	現状維持
1937	教育委員会	稲井公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	ホール 17:00～21:30	9,680	9,680	1.00	現状維持
1938	教育委員会	稲井公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	ホール 9:00～21:30	23,040	23,040	1.00	現状維持
1939	教育委員会	稲井公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室 9:00～13:00	1,760	1,760	1.00	現状維持
1940	教育委員会	稲井公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室 13:00～17:00	2,170	2,170	1.00	現状維持
1941	教育委員会	稲井公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室 17:00～21:30	3,300	3,300	1.00	現状維持
1942	教育委員会	稲井公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室 9:00～21:30	7,230	7,230	1.00	現状維持
1943	教育委員会	稲井公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	講座室 9:00～13:00	1,120	1,120	1.00	現状維持
1944	教育委員会	稲井公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	講座室 13:00～17:00	1,610	1,610	1.00	現状維持
1945	教育委員会	稲井公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	講座室 17:00～21:30	2,140	2,140	1.00	現状維持
1946	教育委員会	稲井公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	講座室 9:00～21:30	4,870	4,870	1.00	現状維持
1947	教育委員会	稲井公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 9:00～13:00	1,590	1,590	1.00	現状維持
1948	教育委員会	稲井公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 13:00～17:00	2,460	2,460	1.00	現状維持
1949	教育委員会	稲井公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 17:00～21:30	3,180	3,180	1.00	現状維持

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1950	教育委員会	稲井公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 9:00～21:30	7,230	7,230	1.00	現状維持
1951	教育委員会	稲井公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理室 9:00～13:00	1,150	1,150	1.00	現状維持
1952	教育委員会	稲井公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理室 13:00～17:00	1,460	1,460	1.00	現状維持
1953	教育委員会	稲井公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理室 17:00～21:30	1,810	1,810	1.00	現状維持
1954	教育委員会	稲井公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理室 9:00～21:30	4,420	4,420	1.00	現状維持
1955	教育委員会	荻浜公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	大ホール 9:00～13:00	3,520	3,520	1.00	現状維持
1956	教育委員会	荻浜公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	大ホール 13:00～17:00	5,060	5,060	1.00	現状維持
1957	教育委員会	荻浜公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	大ホール 17:00～21:30	5,720	5,720	1.00	現状維持
1958	教育委員会	荻浜公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	大ホール 9:00～21:30	14,300	14,300	1.00	現状維持
1959	教育委員会	荻浜公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室 9:00～13:00	550	550	1.00	現状維持
1960	教育委員会	荻浜公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室 13:00～17:00	770	770	1.00	現状維持
1961	教育委員会	荻浜公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室 17:00～21:30	990	990	1.00	現状維持
1962	教育委員会	荻浜公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室 9:00～21:30	2,310	2,310	1.00	現状維持
1963	教育委員会	荻浜公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	講座室 9:00～13:00	660	660	1.00	現状維持
1964	教育委員会	荻浜公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	講座室 13:00～17:00	880	880	1.00	現状維持
1965	教育委員会	荻浜公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	講座室 17:00～21:30	990	990	1.00	現状維持
1966	教育委員会	荻浜公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	講座室 9:00～21:30	2,530	2,530	1.00	現状維持
1967	教育委員会	荻浜公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 9:00～13:00	660	660	1.00	現状維持
1968	教育委員会	荻浜公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 13:00～17:00	990	990	1.00	現状維持
1969	教育委員会	荻浜公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 17:00～21:30	1,100	1,100	1.00	現状維持
1970	教育委員会	荻浜公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 9:00～21:30	2,750	2,750	1.00	現状維持
1971	教育委員会	荻浜公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理実習室 9:00～13:00	660	660	1.00	現状維持
1972	教育委員会	荻浜公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理実習室 13:00～17:00	990	990	1.00	現状維持
1973	教育委員会	荻浜公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理実習室 17:00～21:30	1,100	1,100	1.00	現状維持
1974	教育委員会	荻浜公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理実習室 9:00～21:30	2,750	2,750	1.00	現状維持
1975	教育委員会	雄勝公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	大ホール 9:00～13:00	4,100	6,150	1.50	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
1976	教育委員会	雄勝公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	大ホール 13:00～17:00	4,100	6,150	1.50	上限改定
1977	教育委員会	雄勝公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	大ホール 17:00～21:00	5,800	8,700	1.50	上限改定
1978	教育委員会	雄勝公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	大ホール 9:00～21:00	14,000	21,000	1.50	上限改定
1979	教育委員会	雄勝公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 9:00～13:00	2,600	3,900	1.50	上限改定
1980	教育委員会	雄勝公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 13:00～17:00	2,600	3,900	1.50	上限改定
1981	教育委員会	雄勝公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 17:00～21:00	4,200	6,300	1.50	上限改定
1982	教育委員会	雄勝公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 9:00～21:00	9,400	14,100	1.50	上限改定
1983	教育委員会	雄勝公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理室 9:00～13:00	1,300	1,950	1.50	上限改定
1984	教育委員会	雄勝公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理室 13:00～17:00	1,300	1,950	1.50	上限改定
1985	教育委員会	雄勝公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理室 17:00～21:00	2,000	3,000	1.50	上限改定
1986	教育委員会	雄勝公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理室 9:00～21:00	4,600	6,900	1.50	上限改定
1987	教育委員会	雄勝公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	講座室 9:00～13:00	800	1,200	1.50	上限改定
1988	教育委員会	雄勝公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	講座室 13:00～17:00	800	1,200	1.50	上限改定
1989	教育委員会	雄勝公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	講座室 17:00～21:00	1,200	1,800	1.50	上限改定
1990	教育委員会	雄勝公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	講座室 9:00～21:00	2,800	4,200	1.50	上限改定
1991	教育委員会	雄勝公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	冷暖房料(大ホール) 1時間につき	300	390	1.30	計算料金
1992	教育委員会	雄勝公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	冷暖房料(和室) 1時間につき	200	260	1.30	計算料金
1993	教育委員会	雄勝公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	冷暖房料(調理室及び講座室) 1時間につき	100	130	1.30	計算料金
1994	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	文化ホール 9:00～17:00のうち4時間	6,000	9,000	1.50	上限改定
1995	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	文化ホール(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	1,500	2,250	1.50	上限改定
1996	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	文化ホール 17:00～21:00	9,000	13,500	1.50	上限改定
1997	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	文化ホール(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	2,250	3,370	1.50	上限改定
1998	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	練習室・楽屋1 9:00～17:00のうち4時間	750	1,120	1.49	上限改定
1999	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	練習室・楽屋1(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	180	280	1.56	上限改定(例外)
2000	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	練習室・楽屋1 17:00～21:00	1,120	1,680	1.50	上限改定
2001	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	練習室・楽屋1(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	280	420	1.50	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
2002	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	練習室・楽屋2 9:00～17:00のうち4時間	750	1,120	1.49	上限改定
2003	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	練習室・楽屋2(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	180	280	1.56	上限改定(例外)
2004	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	練習室・楽屋2 17:00～21:00	1,120	1,680	1.50	上限改定
2005	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	練習室・楽屋2(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	280	420	1.50	上限改定
2006	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	舞台のみ 9:00～17:00のうち4時間	3,000	4,500	1.50	上限改定
2007	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	舞台のみ(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	750	1,120	1.49	上限改定
2008	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	舞台のみ 17:00～21:00	4,500	6,750	1.50	上限改定
2009	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	舞台のみ(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	1,120	1,680	1.50	上限改定
2010	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	ボランティア室 9:00～17:00のうち4時間	750	940	1.25	計算料金
2011	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	ボランティア室(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	180	230	1.28	計算料金
2012	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	ボランティア室 17:00～21:00	1,120	1,410	1.26	計算料金
2013	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	ボランティア室(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	280	350	1.25	計算料金
2014	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室1 9:00～17:00のうち4時間	1,200	1,800	1.50	上限改定
2015	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室1(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	300	450	1.50	上限改定
2016	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室1 17:00～21:00	1,800	2,700	1.50	上限改定
2017	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室1(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	450	670	1.49	上限改定
2018	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室2 9:00～17:00のうち4時間	750	1,120	1.49	上限改定
2019	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室2(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	180	280	1.56	上限改定(例外)
2020	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室2 17:00～21:00	1,120	1,680	1.50	上限改定
2021	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室2(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	280	420	1.50	上限改定
2022	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室3 9:00～17:00のうち4時間	750	1,120	1.49	上限改定
2023	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室3(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	180	280	1.56	上限改定(例外)
2024	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室3 17:00～21:00	1,120	1,680	1.50	上限改定
2025	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室3(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	280	420	1.50	上限改定
2026	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室4 9:00～17:00のうち4時間	750	1,120	1.49	上限改定
2027	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室4(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	180	280	1.56	上限改定(例外)

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
2028	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室4 17:00～21:00	1,120	1,680	1.50	上限改定
2029	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室4(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	280	420	1.50	上限改定
2030	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室1 9:00～17:00のうち4時間	750	1,050	1.40	計算料金
2031	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室1(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	180	260	1.44	計算料金
2032	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室1 17:00～21:00	1,120	1,560	1.39	計算料金
2033	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室1(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	280	390	1.39	計算料金
2034	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室2 9:00～17:00のうち4時間	750	1,050	1.40	計算料金
2035	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室2(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	180	260	1.44	計算料金
2036	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室2 17:00～21:00	1,120	1,560	1.39	計算料金
2037	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室2(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	280	390	1.39	計算料金
2038	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	視聴覚室1 9:00～17:00のうち4時間	1,200	1,800	1.50	上限改定
2039	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	視聴覚室1(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	300	450	1.50	上限改定
2040	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	視聴覚室1 17:00～21:00	1,800	2,700	1.50	上限改定
2041	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	視聴覚室1(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	450	670	1.49	上限改定
2042	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	視聴覚室2 9:00～17:00のうち4時間	750	1,120	1.49	上限改定
2043	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	視聴覚室2(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	180	280	1.56	上限改定(例 外)
2044	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	視聴覚室2 17:00～21:00	1,120	1,680	1.50	上限改定
2045	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	視聴覚室2(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	280	420	1.50	上限改定
2046	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	学習室 9:00～17:00のうち4時間	750	1,100	1.47	計算料金
2047	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	学習室(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	180	270	1.50	上限改定
2048	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	学習室 17:00～21:00	1,120	1,650	1.47	計算料金
2049	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	学習室(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	280	410	1.46	計算料金
2050	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	文化ホール※入場料を徴する場合(1,000円以下) 9:00～17:00のうち4時間	9,000	13,500	1.50	上限改定
2051	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	文化ホール※入場料を徴する場合(1,000円以下)(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	2,250	3,370	1.50	上限改定
2052	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	文化ホール※入場料を徴する場合(1,000円以下) 17:00～21:00	14,000	21,000	1.50	上限改定
2053	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	文化ホール※入場料を徴する場合(1,000円以下)(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	3,500	5,250	1.50	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
2054	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	文化ホール※入場料を徴する場合(1,000円以上3,000円以下) 9:00～17:00のうち4時間	13,000	19,500	1.50	上限改定
2055	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	文化ホール※入場料を徴する場合(1,000円以上3,000円以下)(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	3,250	4,870	1.50	上限改定
2056	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	文化ホール※入場料を徴する場合(1,000円以上3,000円以下) 17:00～21:00	20,000	30,000	1.50	上限改定
2057	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	文化ホール※入場料を徴する場合(1,000円以上3,000円以下)(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	5,000	7,500	1.50	上限改定
2058	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	文化ホール※入場料を徴する場合(3,000円以上) 9:00～17:00のうち4時間	17,000	25,500	1.50	上限改定
2059	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	文化ホール※入場料を徴する場合(3,000円以上)(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	4,250	6,370	1.50	上限改定
2060	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	文化ホール※入場料を徴する場合(3,000円以上) 17:00～21:00	26,000	39,000	1.50	上限改定
2061	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	文化ホール※入場料を徴する場合(3,000円以上)(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	6,500	9,750	1.50	上限改定
2062	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	練習室・楽屋1※入場料を徴する場合 9:00～17:00のうち4時間	1,500	2,240	1.49	計算料金
2063	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	練習室・楽屋1※入場料を徴する場合(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	370	560	1.51	上限改定(例外)
2064	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	練習室・楽屋1※入場料を徴する場合 17:00～21:00	2,250	3,360	1.49	計算料金
2065	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	練習室・楽屋1※入場料を徴する場合(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	560	840	1.50	上限改定
2066	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	練習室・楽屋2※入場料を徴する場合 9:00～17:00のうち4時間	1,500	2,240	1.49	計算料金
2067	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	練習室・楽屋2※入場料を徴する場合(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	370	560	1.51	上限改定(例外)
2068	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	練習室・楽屋2※入場料を徴する場合 17:00～21:00	2,250	3,360	1.49	計算料金
2069	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	練習室・楽屋2※入場料を徴する場合(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	560	840	1.50	上限改定
2070	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	舞台のみ※入場料を徴する場合 9:00～17:00のうち4時間	6,000	9,000	1.50	上限改定
2071	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	舞台のみ※入場料を徴する場合(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	1,500	2,250	1.50	上限改定
2072	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	舞台のみ※入場料を徴する場合 17:00～21:00	9,000	13,500	1.50	上限改定
2073	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	舞台のみ※入場料を徴する場合(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	2,250	3,370	1.50	上限改定
2074	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	ボランティア室※入場料を徴する場合 9:00～17:00のうち4時間	1,500	1,880	1.25	計算料金
2075	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	ボランティア室※入場料を徴する場合(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	370	470	1.27	計算料金
2076	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	ボランティア室※入場料を徴する場合 17:00～21:00	2,250	2,820	1.25	計算料金
2077	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	ボランティア室※入場料を徴する場合(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	560	700	1.25	計算料金
2078	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室1※入場料を徴する場合 9:00～17:00のうち4時間	2,400	3,600	1.50	上限改定
2079	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室1※入場料を徴する場合(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	600	900	1.50	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
2080	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室1※入場料を徴する場合 17:00～21:00	3,600	5,400	1.50	上限改定
2081	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室1※入場料を徴する場合(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	900	1,350	1.50	上限改定
2082	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室2※入場料を徴する場合 9:00～17:00のうち4時間	1,500	2,240	1.49	計算料金
2083	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室2※入場料を徴する場合(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	370	560	1.51	上限改定(例外)
2084	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室2※入場料を徴する場合 17:00～21:00	2,250	3,360	1.49	計算料金
2085	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室2※入場料を徴する場合(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	560	840	1.50	上限改定
2086	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室3※入場料を徴する場合 9:00～17:00のうち4時間	1,500	2,240	1.49	計算料金
2087	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室3※入場料を徴する場合(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	370	560	1.51	上限改定(例外)
2088	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室3※入場料を徴する場合 17:00～21:00	2,250	3,360	1.49	計算料金
2089	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室3※入場料を徴する場合(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	560	840	1.50	上限改定
2090	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室4※入場料を徴する場合 9:00～17:00のうち4時間	1,500	2,240	1.49	計算料金
2091	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室4※入場料を徴する場合(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	370	560	1.51	上限改定(例外)
2092	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室4※入場料を徴する場合 17:00～21:00	2,250	3,360	1.49	計算料金
2093	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室4※入場料を徴する場合(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	560	840	1.50	上限改定
2094	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室1※入場料を徴する場合 9:00～17:00のうち4時間	1,500	2,100	1.40	計算料金
2095	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室1※入場料を徴する場合(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	370	520	1.41	計算料金
2096	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室1※入場料を徴する場合 17:00～21:00	2,250	3,120	1.39	計算料金
2097	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室1※入場料を徴する場合(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	560	780	1.39	計算料金
2098	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室2※入場料を徴する場合 9:00～17:00のうち4時間	1,500	2,100	1.40	計算料金
2099	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室2※入場料を徴する場合(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	370	520	1.41	計算料金
2100	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室2※入場料を徴する場合 17:00～21:00	2,250	3,120	1.39	計算料金
2101	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室2※入場料を徴する場合(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	560	780	1.39	計算料金
2102	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	視聴覚室1※入場料を徴する場合 9:00～17:00のうち4時間	2,400	3,600	1.50	上限改定
2103	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	視聴覚室1※入場料を徴する場合(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	600	900	1.50	上限改定
2104	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	視聴覚室1※入場料を徴する場合 17:00～21:00	3,600	5,400	1.50	上限改定
2105	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	視聴覚室1※入場料を徴する場合(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	900	1,350	1.50	上限改定

No	部名	課名	料金の名称	種別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
2106	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	視聴覚室2※入場料を徴する場合 9:00～17:00のうち4時間	1,500	2,240	1.49	計算料金
2107	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	視聴覚室2※入場料を徴する場合(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	370	560	1.51	上限改定(例外)
2108	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	視聴覚室2※入場料を徴する場合 17:00～21:00	2,250	3,360	1.49	計算料金
2109	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	視聴覚室2※入場料を徴する場合(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	560	840	1.50	上限改定
2110	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	学習室※入場料を徴する場合 9:00～17:00のうち4時間	1,500	2,200	1.47	計算料金
2111	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	学習室※入場料を徴する場合(割増料) 9:00～17:00 1回を超える1時間当たり	370	550	1.49	上限改定
2112	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	学習室※入場料を徴する場合 17:00～21:00	2,250	3,300	1.47	計算料金
2113	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	学習室※入場料を徴する場合(割増料) 17:00～21:00 1回を超える1時間当たり	560	820	1.46	計算料金
2114	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	冷暖房料(文化ホール) 1時間につき	800	1,040	1.30	計算料金
2115	教育委員会	桃生公民館	桃生公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	冷暖房料(その他の施設) 1時間につき	100	130	1.30	計算料金
2116	教育委員会	北上公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	交流ホール 9:00～13:00	4,000	6,000	1.50	上限改定
2117	教育委員会	北上公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	交流ホール 13:00～17:00	4,000	6,000	1.50	上限改定
2118	教育委員会	北上公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	交流ホール 17:00～21:00	5,500	8,250	1.50	上限改定
2119	教育委員会	北上公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	交流ホール 9:00～21:00	13,500	20,250	1.50	上限改定
2120	教育委員会	北上公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理実習室 9:00～13:00	1,300	1,950	1.50	上限改定
2121	教育委員会	北上公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理実習室 13:00～17:00	1,300	1,950	1.50	上限改定
2122	教育委員会	北上公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理実習室 17:00～21:00	1,400	2,100	1.50	上限改定
2123	教育委員会	北上公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	調理実習室 9:00～21:00	4,000	6,000	1.50	上限改定
2124	教育委員会	北上公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 9:00～13:00	1,700	2,550	1.50	上限改定
2125	教育委員会	北上公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 13:00～17:00	1,700	2,550	1.50	上限改定
2126	教育委員会	北上公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 17:00～21:00	1,900	2,850	1.50	上限改定
2127	教育委員会	北上公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	和室 9:00～21:00	5,300	7,950	1.50	上限改定
2128	教育委員会	北上公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室2 9:00～13:00	700	1,050	1.50	上限改定
2129	教育委員会	北上公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室2 13:00～17:00	700	1,050	1.50	上限改定
2130	教育委員会	北上公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室2 17:00～21:00	900	1,350	1.50	上限改定
2131	教育委員会	北上公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	会議室2 9:00～21:00	2,300	3,450	1.50	上限改定

No	部 名	課 名	料金の名称	種 別	条例の名称	料金の対象・単位・区分など	現行料金(円)	改定料金(円) (R9.4月)	改定率	改定区分
2132	教育委員会	北上公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	多目的室 9:00～13:00	2,200	3,300	1.50	上限改定
2133	教育委員会	北上公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	多目的室 13:00～17:00	2,200	3,300	1.50	上限改定
2134	教育委員会	北上公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	多目的室 17:00～21:00	2,500	3,750	1.50	上限改定
2135	教育委員会	北上公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	多目的室 9:00～21:00	6,900	10,350	1.50	上限改定
2136	教育委員会	北上公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	冷暖房料(交流ホール) 1時間につき	350	450	1.29	計算料金
2137	教育委員会	北上公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	冷暖房料(会議室) 1時間につき	50	60	1.20	計算料金
2138	教育委員会	北上公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	冷暖房料(多目的室) 1時間につき	150	190	1.27	計算料金
2139	教育委員会	北上公民館	公民館使用料	使用料	石巻市公民館条例	冷暖房料(和室及び調理実習室) 1時間につき	100	130	1.30	計算料金
2140	農業委員会	農業委員会事務局	耕作証明書等手数料	手数料	石巻市手数料条例	課税に関する証明 1種につき	300	300	1.00	現状維持